

令和3年 第2回定例会

# 大和村議会会議録

第2回定例会 令和3年6月8日(火)開会  
令和3年6月14日(月)閉会

大和村議会

## 令和3年第2回大和村議会定例会会期日程

6月8日(火) 開会～6月14日(月) 閉会 会期7日間

日次	月日	曜日	会議別	日 程
第1日	6月8日	火	本会議	開 会
				1 会議録署名議員の指名
				2 会期の決定
				3 諸般の報告
				4 行政報告
				5 承認第 1号 令和2年度大和村一般会計補正予算(第8号)の専決処分の承認について
				6 承認第 2号 令和2年度大和村簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)の専決処分の承認について
				7 承認第 3号 令和2年度大和村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)の専決処分の承認について
				8 承認第 4号 令和2年度大和村介護保険特別会計補正予算(第5号)の専決処分の承認について
				9 承認第 5号 令和2年度大和村集落排水事業特別会計補正予算(第4号)の専決処分の承認について
				10 承認第 6号 令和2年度大和村大和の園特別会計補正予算(第5号)の専決処分の承認について
				11 承認第 7号 令和2年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算(第5号)の専決処分の承認について
				12 承認第 8号 大和村税賦課徴収条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
				13 承認第 9号 大和村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

日次	月日	曜日	会議別	日 程
第1日	6月8日	火	本会議	14 議案第25号 令和3年度大和村一般会計補正予算(第1号)について
				15 議案第26号 令和3年度大和村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について
				16 議案第27号 令和3年度大和村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
				17 議案第28号 令和3年度大和村大和診療所特別会計補正予算(第1号)について
				18 議案第29号 令和3年度大和村介護保険特別会計補正予算(第1号)について
				19 議案第30号 令和3年度大和村大和の園特別会計補正予算(第1号)について
				20 議案第31号 令和3年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
				21 議案第32号 大和村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
				22 議案第33号 大和村消防団条例の一部を改正する条例の制定について
				23 議案第34号 大和村辺地に係る総合整備計画の変更について
				24 議案第35号 大和村地域活性化定住促進条例の一部を改正する条例の制定について
25 陳情第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の陳情について				
26 発議第2号 教職員定数改善と義務教育費国				

日次	月日	曜日	会議別	日 程
第1日	6月8日	火	本会議	庫負担制度2分の1復元をはか かるための、2022年度政府予算 に係る意見書採択について
第2日	6月9日	水	休 会	
第3日	6月10日	木	休 会	
第4日	6月11日	金	休 会	
第5日	6月12日	土	休 会	
第6日	6月13日	日	休 会	
第7日	6月14日	月	本会議	1 一般質問 2 議員派遣の件について 3 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査につい て 閉 議

# 第 2 回 大和村議会定例会

第 1 日

令和 3 年 6 月 8 日 (火)

大 和 村 議 会

## 令和3年第2回大和村議会定例会会議録

令和3年6月8日（火）

午後1時30分 開 会

### 1 議事日程

開会の宣告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 承認第 1 号 令和2年度大和村一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認について
- 日程第 6 承認第 2 号 令和2年度大和村簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認について
- 日程第 7 承認第 3 号 令和2年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認について
- 日程第 8 承認第 4 号 令和2年度大和村介護保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認について
- 日程第 9 承認第 5 号 令和2年度大和村集落排水事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認について
- 日程第10 承認第 6 号 令和2年度大和村大和の園特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認について
- 日程第11 承認第 7 号 令和2年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認について
- 日程第12 承認第 8 号 大和村税賦課徴収条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- 日程第13 承認第 9 号 大和村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- 日程第14 議案第25号 令和3年度大和村一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第15 議案第26号 令和3年度大和村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第16 議案第27号 令和3年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

- 日程第17 議案第28号 令和3年度大和村大和診療所特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第18 議案第29号 令和3年度大和村介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第19 議案第30号 令和3年度大和村大和の園特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第20 議案第31号 令和3年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第21 議案第32号 大和村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第33号 大和村消防団条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第34号 大和村辺地に係る総合整備計画の変更について
- 日程第24 議案第35号 大和村地域活性化定住促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 陳情第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の陳情について
- 日程第26 発議第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択について

散会の宣告

2 出席議員は次のとおりである。（8名）

1番	市田実孝君	6番	勝山浩平君
2番	前田清和君	7番	民文忠君
3番	重信安男君	8番	宮田到君
5番	蔵正君	9番	奥田忠廣君

3 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 大崎一也君 次長 児玉明美君

5 説明のため出席した者の職氏名

村長 伊集院幼君 教育長 晨原弘久君

副 村 長	泉 有 智 君	教 委 事 務 局 長	森 永 学 君
総 務 課 長	政 村 勇 二 君	企 画 観 光 課 長	福 山 茂 君
建 設 課 長	前 田 逸 人 君	産 業 振 興 課 長 兼 農 委 事 務 局 長	郁 島 武 正 君
教 委 指 導 主 事	前 田 剛 君	保 健 福 祉 課 長	早 川 理 恵 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	大 石 松 美 君	大 和 診 療 所 事 務 長	松 崎 泰 郎 君
住 民 税 務 課 長	池 田 浩 二 君	大 和 の 園 園 長	勝 健 一 郎 君



開会 午後1時30分

-----○-----

○議長（奥田忠廣君）

皆さん、こんにちは。

ただいまから令和3年第2回大和村議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付しております議事日程のとおりです。

-----○-----

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（奥田忠廣君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、7番、民 文忠君、8番、宮田 到君を指名いたします。

-----○-----

#### 日程第2 会期の決定

○議長（奥田忠廣君）

日程第2、会期の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月14日までの7日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月14日までの7日間に決定いたしました。

-----○-----

#### 日程第3 諸般の報告

○議長（奥田忠廣君）

日程第3、諸般の報告を行います。

令和3年第1回定例会以降の議会活動につきましては、文書でお手元に配付いたしましたとおりでございますので、口頭報告は省略いたします。

これで、諸般の報告を終わります。

-----○-----

#### 日程第4 行政報告

○議長（奥田忠廣君）

日程第4、行政報告を行います。

村長から行政報告の申し出がありますので、これを許可いたします。

○村長（伊集院 幼君）

皆さん、こんにちは。

それでは、行政報告をさせていただきます。

令和3年第1回定例議会以降の行政報告ということで、今年度の予算審査を議員の皆様にしていただきまして、新たな令和3年度がスタートいたしました。我々も事業執行を進めながらいち早く住民サービスに努めていきたいというふうに思っているところでもございます。

その後、3月の16日には、御案内のとおり奄美ハナハナにおける温泉の地鎮祭が行われ、翌日から掘削が始まったということでございまして、今現在、先月伺いましたところ、約700メートルが掘削をされまして、35度以上の温泉というか、出ているということでございます。今、緊急事態宣言の中で、浜崎社長もなかなか東京から出れないということで、緊急事態宣言後に伺って、また、近況報告をするということでお聞きをしているところでもございます。

3月21日におきましては、公明党の濱地雅一衆議員議員が役場に来られまして、公明党の奄美ティダ委員会の事務局長という立場で各市町村の方と意見交換をさせていただいたところでもございます。今後も、自民公明の政権与党における我々も要望活動については、大和村の状況について、また要望等をしていきたいというふうに思っているところでもございます。

4月に入りまして、本日皆様に新規採用職員の紹介もさせていただいたと思いますけれども、今年度は職員5名、そして消防職員3名ということで、我々採用させていただき、また、地域おこし協力隊1名、そして、県との人事交流ということで1名の方が役場に来ていただいているところでもございます。我々もしっかり人材を活用しながら、村民の安心・安全に努めてまいりたいというふうに思っているところでもございます。

4月5日でございますけれども、元村長でございます玉利龍吉様へ叙勲の伝達を行わせていただきました。これは、高齢叙勲ということで、88歳に到達しますと叙勲が伝達されるということでございまして、県のほうで受理されて、そして、私ども幹部職員の見守りの中で伝達式をさせていただきました。先輩に対するこれまでの功績をたたえる意味と、そしてまた我々の御指導を賜る意味において、しっかり我々も頑張っていかなければならないというふうに思ったところでもございます。

4月は議員の皆さんも御案内のとおりでございますけれども、4月12日に鹿児島市と大和村が県下でいち早く大和の園の施設での接種がスタートいたしまして、その後、16日から18日にかけて3日間、65歳以上の高齢者の接種が始まったところでもございます。そういう中で、我々村民がいち早く安心していただける、また、通常の生活ができるようにということで、5月に入りまして、この16歳以上の接種も1回目が終わったところでもございます。担当課のほうから御報告があったと思いますけれども、我々も一応、2回目の接種が終わるように、今、県との調整もさせていただいておりますので、今月中にできるだけ早めの接種ができるように、我々も取り組みをしていき

いというふうに思っているところでございます。

そういう最中、5月の連休前後になりますけれども、残念ながら村からも2名の方が感染者が出たところでもございます。しかしながら、安心したことは、本当にそれ以上濃厚接触者がいなかったということが、一番安心したことでありまして、これは日ごろの感染予防対策が取られていたおかげではないかというふうに思っておりますので、今後ともワクチン接種がおわったからということで安心することなく、村民の皆様にはこれまでと同様に感染対策をしていただきたいというふうに呼びかけをしていきたいというふうに思います。

5月に入りまして、もう御案内のとおり、奄美沖縄世界自然遺産登録の勧告がなされたところでもございます。この勧告というのは、一番ランクで言いますと、ほぼ間違いないような一番上位の中での勧告ということでございまして、今年度7月の16日から末にかけて遺産委員会が開催されますけれども、今年度は昨年度延期になっていることで、2カ年分の遺産委員会が開催されるということでございます。先般のテレビでも報道でありましたように、文化遺産が北海道、青森関係の文化遺産もこの勧告ということでなされまして、今年は自然遺産と文化遺産が2つ登録になって行くんじゃないかなというふうに期待を寄せているところでもございます。我々もしっかり、この登録後の取り組みを進めていきたいというふうに思っております。

それから、5月の18日でございますけれども、S c h o oというITに関係する企業でございまして、これまで奄美市さんとのいろんな形で連携を図られている企業でございまして、離島における遠隔教育をいろんな形で活用したいと、特に、民間企業との取り組みが重点的になろうかと思っておりますけれども、地方創生推進の包括協定ということで、大島本島5市町村の全体での調印式を行ったところでもございます。我々も民間のIT関係者とのいろんな形で情報交換をさせていただいて、大和村において何ができるかということも取り組みをしていきたいというふうに考えているところでもございます。

6月に入りましては、スモモの出荷中ではございまして、4日の日には塩田知事にスモモを贈呈をさせていただきました。我々もいろんな形で特産のスモモをですね、発信をしていきたいというふうに思っておりますが、なかなか生産量も予想どおりまでいってないかもわかりませんが、JAさんもしっかり協力体制の下で我々も発信をしていきたいというふうに思っているところでもございます。

以上、行政報告とさせていただきます。

○議長（奥田忠廣君）

これで、行政報告を終わります。

-----○-----

日程第5 承認第1号 令和2年度大和村一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認について

○議長（奥田忠廣君）

日程第5、承認第1号、令和2年度大和村一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認について

てを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

#### ○村長（伊集院 幼君）

令和2年度大和村一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認について、提案の理由を申し上げます。

令和2年度大和村一般会計補正予算（第8号）は、歳入においては地方交付税の調整など、歳出におきましては財政調整基金積立、減債基金積立など、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしました。

内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

#### ○総務課長（政村勇二君）

令和2年度大和村一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認について、内容の御説明を申し上げます。

一般会計補正予算（第8号）は、歳入歳出それぞれ1億2,292万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億1,780万円にいたしました。

今回の補正は、歳入歳出ともに令和2年度の事業実績等による補正でございます。

歳入の主なものを御説明いたします。

10ページをお開きください。

款1村財から11ページの款7自動車取得税交付金までは、収入見込み及び実績に伴う調整をしております。

11ページをお開きください。

款9地方交付税は、特別交付税の交付額の確定に伴い9,838万4,000円を増額いたしました。

地方交付税の総額15億8,331万8,000円の内訳でございますが、普通交付税の総額が14億493万4,000円、特別交付税が1億7,838万4,000円となっております。

前年度に対しまして、普通交付税が3,005万9,000円の増、特別交付税は391万4,000円の減となりました。

当初予算と比較いたしますと、1億6,861万3,000円の増となっております。

12ページ以降につきましても、収入見込み及び実績に伴い調整をしております。

次に、歳出の主なものを御説明いたします。

17ページをお開きください。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費において、大和村ふるさと応援基金に1,573万9,000円を積み立てました。

ふるさと応援寄附金の令和2年度における実績といたしまして、件数が501件となっており、平成20年度の制度創設からの実績といたしまして、件数で1,998件、金額で7,964万1,000円となっております。

目4 財政管理費においては、積立金といたしまして財政調整基金積立金を6,426万円、減債基金を9,948万円、振興基金を428万円増額し、合計で1億6,802万円を増額いたしました。

なお、令和2年度末の財政調整基金は、前年度より 5,474万円減の5億9,835万7,000円になる見込みでございます。

18ページの款2 総務費、項1 総務管理費から、24ページ款11 公債費までにつきましても、各事業の実績による増減や、各特別会計の決算に伴い、繰出金等の調整を行いました。

さらに24ページをお願いいたします。

予備費におきまして、67万1,000円を増額して歳入歳出の調整を行いました。

なお、一般会計の令和2年度から令和3年度への繰越明許費の財源内訳が確定いたしましたので、最後のページに報告第1号といたしまして令和2年度大和村繰越明許費繰越計算書を添付して報告いたします。

以上で内容の説明を終わります。御承認方、よろしくお願い申し上げます。

○議長（奥田忠廣君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○5番（藏 正君）

17ページに廃止路線バス代替運行委託とありますが、そのバスについては、今現状、どのようになっているのか、ちょっと教えてください。

○企画観光課長（福山 茂君）

現在、バスにつきましては実証運行を続けておりまして、10月から運行に入ります。現在のところはこれまでの形を続けております。また、料金等については10月から金額的に上がりますけれども、住民の方につきましてはこれまでどおりという形の対応ができるようにしております。

○5番（藏 正君）

その10月から、ちょっと自分がよくわかってなくてなんですけど、今実証運行ということで、10月からは一般乗り合いになるということだと思うんですが、それは自分たちは受け止め方として、現在の大島タクシーさんのほうに、何とかな、委託してやっていくのかなというふうに思っているんですけど、運営主体というところは、大島タクシーさんになるのか、大和村になるのか、どちらなんですか。

○企画観光課長（福山 茂君）

運営主体については、大和村が運営主体になります。これにつきましては、あくまでも委託という形で行います。

○5番（藏 正君）

すみません、運営主体になるということは、そういったいろんな許可を取らないといけないと思うんですけど、そういった準備と言うのはもうできているんですか。国からの許可とか要らないん

ですか。許認可というか。

○教育委員会事務局長（森永 学君）

3月まで企画観光課にいたものですから、お答えいたします。

許認可というのは、一般乗合運送の許認可を大島タクシーさんを取ってもらうということで、それに対して大和村が委託をするということでございます。大和村が何か、そういった許可を受けるとかいうものではございません。

○5番（藏 正君）

大島タクシーさんがその許認可を受けたら、それで大和村はそこに委託をすることで可能だということですね。そしたら、それに対して大和村では、そういった何か決まりごととか、その条例めいたものをつくっておかなくても大丈夫なんですか。

確か、その3月にそういった協議会が開催されていると思うんですけども、そのとき、新聞にも載っていましたが、そういったときに、そういった住民のお年寄りの方々が心配されている、バスの運行がまた変わっていかないかなとかいうものに対しての確約というか、安心をしてもらうための大和村における運営、バスの、一般バス乗合バスに対する取り決めごととかいうものを条例化しておくべきじゃないですかというふうにお伺いしているんですけど、そういった話その協議会の中でもされているんじゃないんですか。

○企画観光課長（福山 茂君）

その公共交通会議におきまして、議員がおっしゃったようにそういう部分についてのお話もございまして、それにつきましては、現在、どういう形で条例とか、そういう形で定めるべきなのか、それともまた実際、運行のほうは委託を、契約をして委託をします。それで事足りるものであるのか、そういうことなどについては、また現在、検討を進めるという形で話を進めております。

[発言する者あり]

○議長（奥田忠廣君）

ちょっと休憩します

-----○-----

休憩 午後1時55分

再開 午後1時56分

-----○-----

○議長（奥田忠廣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

藏君、何回やるんだ、君は。

○5番（藏 正君）

これで最後です。

企画課長が当時、その担当じゃなかったということで、副村長にお伺いしたいんですけども、協

議会の中で話し合った中で、議会とほかといろいろ話し合った上で、その条例についても検討していくという返事をされたというふうに聞いているんですけど、そういった返事をされた後に、そのことについて、もう3月から大分時間が経っているんですよ。その間にそのことについて、何か僕たちは聞いていませんし、どういうふうになっているのかなと思って聞くにも今日なんですが、そういったことを協議をすると答えたと思うんですよ。そのへんについて副村長からちょっと。

○副村長（泉 有智君）

今の御質問のような内容のやり取りというのはございませんでした。地域公共交通会議では、今の大島タクシーは貸切バス事業者としてこちらが委託契約をいたします。その貸切バス事業者が4条申請でしたかね、運行料金が取れるという運行形態に変わる、そこらでその料金の設定、そこらを地域公共交通会議で決めて、そのような形式に変えますという了解をもらって、そして、それをまた委託費としては村はそのまま委託費を出すということの会議でございまして、今おっしゃるような管理うんぬんという話はそこでは特に協議してやった記憶はございません。

[発言する者あり]

○副村長（泉 有智君）

その条例というのも、今日会議録を読んだんですけども、管理条例うんぬんという発言がありましたが、私はその管理条例という等の、それに対する答をどうのこうのやるということは一つも言っていません。財政的なものは確実に確保して、そのバスの運行ができるように村としてはちゃんとやってくれという、そのためには本人としては管理条例うんぬんという言葉を使ったような話ですけども、こちらとしては、その管理条例は運行管理というんですかね、そこらのそれに対する管理に対するどうのこうのの話かなとは思いましたけれども、私としては、その財政的な面は議会と話をして、確実に担保して、そのバスの運行に影響がないようにするということの答弁は、記録としても残っているところであります。

○議長（奥田忠廣君）

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者あり]

○議長（奥田忠廣君）

あんた、7回だよ。

○5番（藏 正君）

すみません。このバスのことに関しては、以前のバスを2,000万の譲渡とか、その理解がよくわからない中で、そういったのが突然出てきたりとかしていることがありましたよ。説明不足じゃないですかという話を何回かしています。ですから、そういった話にまたならないようにですね、慎重に村民の安心のための企画ですから、そこらへんを重々、同じような繰り返しがないようにお願いします。

○議長（奥田忠廣君）

ほかに質疑ございませんか。

○6番（勝山浩平君）

繰越の説明、総務課長からありましたけれども、新型コロナウイルスの地方創生交付金の活用についてですね、最近でも観光事業者等に対して村から支援金がありまして、大変ありがたいと感じているという声を多くいただいておりますが、その支援の内容は、どのような内容でしたか。私たち議会は、全くどのような支援を行ったのか聞かされていなくてですね、観光関連事業者から聞くことがあったもので、確認のためにどのような支援を行ったのか、説明を求めます。

○企画観光課長（福山 茂君）

今回、連休前にコロナの関係がありまして、なかなか観光事業者のほうで事業の運営が厳しいという形で、いろいろ検討いたしまして、その中で、観光事業者に対して宿泊事業者、そして飲食等ですね、そういう事業者などに対しまして10万円を限度として、10万円を支給させていただきました。また、シマ博などのプログラム提供者に対しては、1プログラムに対して2万円という形で事業支援金をさせていただいています。それに対しまして、支援金をお渡しする交付をさせていただくときには、やはりコロナの感染防止対策等を取る中で、そういう形で活用してくださいという形でのお願いもしております。以上です。

○6番（勝山浩平君）

大変本当にありがたい事業なんですよ。ですけれども、議会の議決機関というのがありますので、確かに以前予算を組んでいて、コロナ交付金の太い事業枠でいろんなのに使えるかもしれないんですが、こういった支援をやるというのを、あらかじめぜひ議会にも、ぜひ次から報告をしてもらいたいと思うんですが、いかがですか。

○企画観光課長（福山 茂君）

今回、連休、コロナが発生し、またその中で実際に観光事業者の皆さんが収入、そういうものが期待できる時期でありました。その中で、急きょそういう形でなかなか厳しい状況になりました。それに対しまして、こちらも対応を急ぐ形でさせていただきました。また、これが今回のように急きょ発生した場合に、いろんな対応が迫られるものだと思っております。その中でまた、すぐとか、そういう形は難しいかもしれませんが、また後日なり、報告させていただければと思います。

○6番（勝山浩平君）

議員全員にではなくてですね、議長か事務局には、文書でもこういったことをしますというのはすぐできると思いますので、次からはそういった報告をですね、していただけたらありがたいと思いますが、繰り越して1億200万ほどありますが、この事業費で観光関連事業者に今後、何らかの支援策を行っていく予定がありますか。

○企画観光課長（福山 茂君）

今回、繰越のほうで予算を、繰越明許で予算をしております中で、商工事業者支援事業などいろいろあります。その中で主なものとしまして、商工業事業者継続支援事業、それが先ほどの形、先



ほど交付しました事業者の支援にも当てられることとなります。また地域商品券事業、今回、また支給させていただきました。そういう形での観光事業者であったり、いろいろな経済活性化のための事業というのもございます。また、その事業などにつきましては、必要に応じていろいろ検討する必要があるかと思っております。現在はそれぞれの予算の中で繰り越しておりますけれども、必要に応じては観光事業者支援事業であったり地域商品券事業なども活用しながら、そういう形で観光事業者にとりましても検討が必要になってくると思います。

[発言する者あり]

○企画観光課長（福山 茂君）

今後の事業としまして、繰越明許で上げておりますのが、先ほど申しました2つの事業であったり、感染予防対策事業、そして救急搬送関係の事業、救急搬送車両、そして資機材導入事業、要介護者等支援事業、老人ホーム感染症対策事業、島内連携自治体コロナ対策事業などございます。それぞれコロナ対策に応じて、対策にしっかり対応できるように取り組んでまいりたいと思います。

○6番（勝山浩平君）

コロナ交付金を活用して、今後このコロナがまだ感染が大島で発生したり、感染者が出たりしておりますけれども、こういった状況が長引くようでしたら、観光事業者へまた今回行ったような支援金等の対応を、状況によっては考えていくということですか。

○企画観光課長（福山 茂君）

先ほども申しましたように、実際事業のコロナ対策関係の繰越明許で繰り越しておりますその事業などを含めまして、また、コロナの関係でそういう状況が生じましたら、またいろいろ検討しながら進めてまいりたいと思います。

○5番（藏 正君）

関連してですね、確認だけしたいんですけども、先ほど観光事業者ということで、宿泊業とかありましたけれども、そこの地元出身の大和村に在住していて名瀬で飲食業をやっている方とか、運転代行業をされている方とかいらっしゃるんですけども、そういった方々もその支援対象に入っていますか。

○企画観光課長（福山 茂君）

今回は大和村において事業をしていらっしゃる方を対象とさせていただいております。また、各自治体などにおいても、やはりいろいろな対象事業がございますので、そこらなども検討しながらという形で、今回は大和村に事業所がある方を対象にさせていただいております。

○5番（藏 正君）

大和村で事業をしている人に限られると。質問を変えて、今後、そういったまたその支援が必要とみられたときに、もちろん村で住まれて名瀬で事業をされている方は、運転代行業をされている方も対象になるというふうに思っているいいんですか。

○企画観光課長（福山 茂君）

今回、緊急事態宣言等まであれでしたけれども、またその状況に応じて、やはり必要であればそういう形もあり、検討しないといけないと思います。

○議長（奥田忠廣君）

ほかに質疑はありませんか。

ちゃんと聞こえない、大きい声で。

○7番（民 文忠君）

路線バスの運賃についてですが、これは大和村から名瀬までの運賃として1人いくらぐらい支払いをしてもらっていますかね。

○教育委員会事務局長（森永 学君）

運賃、通常の運賃、定期代じゃない通常はですね、国直から大和浜までが大人1人700円、大柵大金久が1,000円、戸円から今里までが1,200円となっております。

○7番（民 文忠君）

それは大和村民だけの運賃ですか、それとも奄美市から大和村の方が、名瀬在住大和村の人が乗ったときも同じ料金で乗って来られているんですかね、これ、料金の件は。

○教育委員会事務局長（森永 学君）

はい、名瀬に住んでいる方も同じでございます。ただ、大和村民の方はですね、高齢者65歳以上の方などは500円の、片道500円で行ける券を発行しております、しょっちゅう奄美市などに行かれる方は定期券を購入しております。3月の地域公共交通会議では、その定期券の部分の見直しを行いまして、通常の片道運行の金額に関しては変更はございません。定期券につきましては10月からちょっと値上げをするということを話合わせていただいております。

○議長（奥田忠廣君）

ボタンを押して。

○7番（民 文忠君）

私が言わんとすることはですね、村民以外はですね、ある程度の料金設定をしてもいいんじゃないかと思うんですよね。村民は大和村に居住しながら、税金かれこれ払ったりしてやっているわけですから、奄美市から大和村の出身者ということだけで、その料金が大和村民と同じようなことでは、私はいけないと思うんですよね。その改正なんかをする気はないのかね、お尋ねをいたします。

○企画観光課長（福山 茂君）

村民パスポートという形で定期券のほうを発行させていただいております。その中で、仮に国直大和浜ですと、助成前が2万1,000円のところが3,000円という形でしております。また、それにつきましては公共交通会議のほうで諮らさせていただいて設定させていただいております。やはり、大和村に対して、大和村に村民としていらっしゃる方、また関連の方については恩恵を受ける形でしたいと思っております。

○7番（民 文忠君）

話が食い違っていると思いますが、大和村に居住をしている人はいいんですよ、そのままの値段でも。奄美市に在住し、大和村の出身者だからということで値段なんかを調整を上げてたりしなければいけないじゃないかということですよ、私が言わんとすることは。別に大和村民がどうのこうの言っているわけじゃないです。この点をちょっと。

○企画観光課長（福山 茂君）

現在のところはこういう形で進めさせていただく方向で考えております。

○7番（民 文忠君）

今度まではということであります。いずれかはこの料金の改正なんかは、村外の人の改正はやるつもりでおるんですか。最後になりますけど。

○教育委員会事務局長（森永 学君）

先ほどの説明の中で、多小私が説明不足があったかと思えます。定期代を10月1日から上げようとするのと説明をいたしました、その定期代の上がる部分に関しましては、村民に対しては大和村が助成をすることになりまして、従来の金額というふうになります。ですから、大和村民については現行の負担額から上がることはございません。大和村在住以外の方は上がることはあるかと思えます。

○議長（奥田忠廣君）

もう1回、やるの長いよ、もう何回目ですか。

○7番（民 文忠君）

今、森永さんから話がきたんだけど、村民は私はもう村民の方ですから、その上がり下がりがなくてそのままいけるということはいいんですよということですよ。別に定期がどうのこうのでもない。とにかく名瀬在住が大和村に入るときの料金を、今後どのようにするかということですよ。そのままでは村民と同じ値段でしていくのか、運営が苦しくなるじゃないかということです、私はそれだけですよ。そういう料金の改正をしないのか、するのか、しようと思うのかですね、それを聞かせてください。

○議長（奥田忠廣君）

しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午後2時15分

再開 午後2時17分

-----○-----

○議長（奥田忠廣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。  
これから、承認第1号を採決いたします。  
お諮りいたします。  
本件は承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

御異議なしと認めます。  
したがって、承認第1号は承認することに決定いたしました。

-----○-----

日程第6 承認第2号 令和2年度大和村簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認について

○議長（奥田忠廣君）

日程第6、承認第2号、令和2年度大和村簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認についてを議題といたします。  
提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和2年度大和村簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認について、提案の理由を申し上げます。

令和2年度大和村簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）は、歳入につきましては水道使用料及び繰入金の調整など、歳出におきましては総務管理費、施設管理費の調整など、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしました。

内容につきましては、住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○住民税務課長（池田浩二君）

令和2年度大和村簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認について、内容を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ116万7,000円減額し、歳入歳出予算の総額をそれ

ぞで7,459万7,000円にいたしました。

8ページの歳入から、主なものを御説明申し上げます。

款1 使用料及び手数料、項1 使用料、目水道使用料の増額につきましては、滞納繰越分の水道使用料の確定によるものでございます。

款3 繰入金、項1 一般会計繰入金、目1 一般会計繰入金につきましては、歳入歳出の調整により一般会計からの繰入金を150万円減額いたしました。

次に、10ページの歳出について、主なものを御説明申し上げます。

款1 事業費、項1 水道管理費、目2 施設管理費は、修繕料及び水質検査手数料を110万円減額いたしました。

款3 予備費におきまして、4万7,000円を減額して歳入歳出の創成を行いました。

以上で内容の説明を終わります。御承認方、よろしく願いいたします。

○議長（奥田忠廣君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから承認第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、承認第2号は承認することに決定いたしました。

-----○-----

日程第7 承認第3号 令和2年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認について

○議長（奥田忠廣君）

日程第7、承認第3号、令和2年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分

の承認についてを議題といたします。

提案者に提案の理由並びに内容の説明を求めます。

**○村長（伊集院 幼君）**

令和2年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認について、提案の理由を申し上げます。

令和2年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、歳入においては県支出金の増額など、歳出におきましては保険給付費の減額、基金積立金の増額など、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしました。

内容につきましては、保健福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

**○保健福祉課長（早川理恵君）**

令和2年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認について、内容の御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ328万8,000円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,132万円といたしました。

6ページの歳入から、主なものを御説明申し上げます。

款1国民健康保険税、項1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税につきましては、保険税額の収納状況に伴い19万3,000円を減額いたしました。

款3県支出金、項1県補助金、目1保険給付費補助金につきましては、保険給付費実績に伴う普通交付金及び特別交付金額の確定により577万5,000円を増額いたしました。

7ページをお開きください。

款5繰入金、項2基金繰入金、目1基金繰入金につきましては、準備基金繰入金を880万円減額いたしました。

次に、8ページの歳出の主なものについて御説明申し上げます。

款2保険給付費、項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費の573万円の減額につきましては、療養給付費の実績によるものです。

款4保険事業費、項1保険事業費、目3特定健康診査等事業費につきましては、特定健診受診者数の減少等に伴い74万8,000円を減額いたしました。

款5基金積立金につきましては、準備基金積立により350万円を増額いたしました。

9ページをお開きください。

款8予備費におきまして7万7,000円を減額し、歳入歳出の調整を図りました。

以上で説明を終わります。御承認方、よろしくお願いいたします。

**○議長（奥田忠廣君）**

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから承認第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、承認第3号は承認することに決定いたしました。

-----○-----

日程第8 承認第4号 令和2年度大和村介護保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認について

○議長（奥田忠廣君）

日程第8、承認第4号、令和2年度大和村介護保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認についてを議題といたします。

提案者に提案の理由並びに内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和2年度大和村介護保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認について、提案理由の説明を申し上げます。

令和2年度大和村介護保険特別会計補正予算（第5号）は、歳入においては介護保険料、国・県介護給付費負担金、介護納付金等の減額など、歳出におきましては介護サービス所費等の減額など、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしました。

内容につきましては、保健福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○保健福祉課長（早川理恵君）

令和2年度大和村介護保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認について、内容の御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ807万3,000円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,583万5,000円といたしました。

7ページの歳入から、主なものを御説明を申し上げます。

款1保険料、項1介護保険料、目1第1号被保険者保険料につきましては、介護保険料の収納状況に伴い193万7,000円を減額いたしました。

款3国庫支出金、項2国庫補助金、目1調整交付金の439万8,000円の減額につきましては、調整交付金交付率の変更に伴うものでございます。

款4県支出金、項1県負担金、目1介護給付費負担金につきましては、介護給付費実績見込みに伴い44万7,000円を減額いたしました。

8ページをお開きください。

款5支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金及び目2地域支援事業交付金につきましては、介護給付費及び地域支援事業に係る事業実績見込みに伴い124万6,000円を増額いたしました。

款7繰入金、項1一般会計繰入金につきましては、介護給付費等事業実績見込みに伴い107万3,000円を減額いたしました。

款7繰入金、項2他会計繰入金、目1他会計繰入金につきましては、大和の園特別会計より繰り入れを行い、1,000万円を増額いたしました。

併せまして、款7繰入金、項3基金繰入金、目1介護給付費準備基金を1,200万円減額いたしました。

次に、10ページから歳出の主なものを御説明申し上げます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費につきましては、会計年度任用職員の勤務日数に伴い139万5,000円を減額いたしました。

款1総務費、項3介護認定審査会費、目2認定審査事務負担金につきましては、認定審査件数実績に伴い47万2,000円を減額いたしました。

款2保険給付費、項1介護サービス等諸費、目1居宅介護サービス給付費から目9居宅介護サービス計画給付費につきましては、介護サービス給付費の事業実績に伴い447万8,000円を減額いたしました。

次に、11頁をお開きください。

款2保険給付費、項2介護予防サービス等諸費、目1介護予防サービス給付費から目7介護予防サービス計画給付費につきましては、介護予防サービス給付費の事業実績に伴い117万6,000円を減額いたしました。

款2保険給付費、項5特定入所者介護サービス等費、目1特定入所者介護サービス費及び12ページ、目3特定入所者介護予防サービス費につきましては、特定入所者に係る介護サービス給付費等の事業実績に伴い50万6,000円を減額いたしました。



款5 地域支援事業費、項2 介護予防日常生活支援総合事業、目1 訪問型サービス事業から13ページ、目6 一般介護予防事業費までにつきましては、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ事業縮小等を行ったため、109万8,000円を減額いたしました。

款7 諸支出金、項1 償還金及び還付加算金、目2 償還金につきましては、前年度事業実績に伴う償還金として57万3,000円を増額いたしました。

款8 予備費において、189万4,000円を増額し、歳入歳出の調整を図りました。

以上で内容の説明を終わります。御承認方、よろしく願いいたします。

○議長（奥田忠廣君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これから、承認第4号を採決いたします、

お諮りいたします。

本件は、承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、承認第4号は承認することに決定いたしました。

-----○-----

日程第9 承認第5号 令和2年度大和村集落排水事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認について

○議長（奥田忠廣君）

日程第9、承認第5号、令和2年度大和村集落排水事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和2年度大和村集落排水事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認について、提案の理由を申し上げます。

令和2年度大和村集落排水事業特別会計補正予算（第4号）は、歳入につきましては使用料及び手数料、繰入金の調整など、歳出におきましては総務費及び事業費の調整など、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしました。

内容につきましては、住民税務課長に説明をさせていただきますので、よろしく御審議をお願いいたします。

#### ○住民税務課長（池田浩二君）

令和2年度大和村集落排水事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認について、内容を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ244万円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億7,767万1,000円にいたしました。

7ページの歳入から御説明申し上げます。

款1使用料及び手数料、項1集落使用料につきましては、現年度使用料及び滞納繰越分の集落排水事業使用料の収入見込額により61万円増額いたしました。

款4繰入金、項1繰入金、目1繰入金につきましては、歳入歳出の調整により一般会計からの繰入金を310万円減額いたしました。

次に、8ページの歳出について、主なものを御説明申し上げます。

款2事業費、項1事業費につきましては、主に重機借上料及び測量設計等を226万9,000円減額いたしました。

款4予備費におきまして、1万1,000円を減額して、歳入歳出の調整を行いました。

以上で内容の説明を終わります。御承認方、よろしくお願いいたします。

#### ○議長（奥田忠廣君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

#### ○5番（藏 正君）

予算とちょっとあれなんですけれども、関係ないのかもしれませんが、以前にこの集落排水事業の工事の中で、振動音とか、騒音関係で、高齢者の方にとっては相当な負担がかかるということで、もしも我慢できない人とかいるかもしれないから、退避が必要な人とかいたら、何かあれする、対処する必要があるんじゃないかということで質問して、検討しますという返事もらっているんですけども、これから、まだ終わってない湯湾釜の残りの分とか、国直地区において、そういった退避が必要な方がいたのかどうか、もし調査されているんだったら調査状況というのがわかったら教えてください。

#### ○建設課長（前田逸人君）

前回、そういった形で振動音などで高齢者の方が、ちょっといろんなつらい思いをしているということを知りまして、今年度事業も6月、もう少ししましたら7月、8月ぐらいから工事を着手す

る予定でございますけれども、まだその工事区域についての高齢者の調査は行っておりません。ですが、工事に入る前にですね、それはさっそく保健福祉課とも連携を取りながらですね、そういった高齢者がいるんでしたら、ある程度の工程が工事が決まりましたら工程が出ますので、工程には、掘削したり、振動音とか、そういうのを業者から出してもらったときに、その期間帯について再度もう一回確認して、その高齢者の方にはそういった時期は、どうしてもこういった振動がありますので、そういった御協力、御理解をいただきたいということで御説明をしたいと思っております。以上です。

○議長（奥田忠廣君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、承認第5号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件を承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、承認第5号は承認することに決定いたしました。

-----○-----

日程第10 承認第6号 令和2年度大和村大和の園特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認について

○議長（奥田忠廣君）

日程第10、承認第6号、令和2年度大和村大和の園特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和2年度大和村大和の園特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認について、提案の理由を申し上げます。

令和2年度大和村大和の園特別会計補正予算（第5号）は、歳入におきましては介護サービス費収入の増額や入所者自己負担金を増額するなど、歳出におきましては介護保険特別会計への繰出金の増額や総務費の減額など、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行いました。

内容につきましては、大和の園園長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

**○大和の園園長（勝 健一郎君）**

令和2年度大和村大和の園特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認について、内容の説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,156万2,000円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,062万8,000円といたしました。

7ページの歳入について、主なものを御説明いたします。

款1サービス収入、項1介護給付費収入、目1施設介護サービス収入を480万円増額いたしました。これは、介護給付費収入の実績見込みによるものです。

款1サービス収入、項1介護給付費収入、目2居宅介護サービス収入の220万円の増額は、短期利用者の介護給付費収入の実績見込みによるものです。

款1サービス収入、項2自己負担金収入、目1自己負担金収入の271万3,000円の増額は、長期利用者の増加によるものです。

次に、8ページの歳出について御説明いたします。

款1総務費、項1施設管理費、目1一般管理費については、人件費など177万円減額いたしました。

款4基金積立金、項1基金積立金、目1基金積立金を350万円増額をいたしました。

款5諸支出金、項1繰出金、目1他会計繰出金を介護保険特別会計へ1,000万円増額をいたしました。

款6予備費において、16万8,000円減額し、歳入歳出の調整を行いました。

以上で内容の説明を終わります。御承認方、よろしくをお願いいたします。

**○議長（奥田忠廣君）**

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（奥田忠廣君）**

これにて質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（奥田忠廣君）**

討論なしと認めます。

これから、承認第6号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、承認第6号は承認することに決定いたしました。

-----○-----

日程第11 承認第7号 令和2年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認について

○議長（奥田忠廣君）

日程第11、承認第7号、令和2年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和2年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認について、提案の理由を申し上げます。

令和2年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）は、歳入におきましては一般会計繰入金増額の増額、諸収入の減額など、歳出におきましては後期高齢者医療広域連合納付金を増額し、保険事業費の減額など、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしました。

内容につきましては、保健福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○保健福祉課長（早川理恵君）

令和2年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認について、内容の御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62万5,000円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,227万1,000円といたしました。

5ページの歳入から主なものを御説明を申し上げます。

款3繰入金、項1一般会計繰入金、目1事務費繰入金の125万8,000円の増額につきましては、保険料軽減税率の見直しによる歳入調整のため増額いたしました。

款5諸収入、項4雑入につきましては、保険事業費補助金額の確定により64万2,000円を減額いたしました。

次に、6ページの歳出の主なものを御説明申し上げます。

款2後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、保険料納付実績に伴う納付金額の確定により80万5,000円を増額いたしました。

款3保険事業費、項1健康保持増進事業費、目1保険事業費につきましては、鍼灸利用者の利用者実績に伴い18万円を減額いたしました。

以上で内容の説明を終わります。御承認方、よろしくお願いいたします。

○議長（奥田忠廣君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから承認第7号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、承認第7号は承認することに決定いたしました。

-----○-----

日程第12 承認第8号 大和村税賦課徴収条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

○議長（奥田忠廣君）

日程第12、承認第8号、大和村税賦課徴収条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

大和村税賦課徴収条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、提案の理由を申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律が、令和3年3月31日に交付されたことに伴い、大和村税賦課徴収条例の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を

いたしましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。

内容につきましては、住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○住民税務課長（池田浩二君）

内容の説明を申し上げます。

今回の地方税法等の一部改正に伴い、大和村税賦課徴収条例の一部を改正しようとする主な内容につきましては、まず第1点目に、個人住民税については、所得税において控除期間を13年間とする住宅ローン控除の特例の延長等の措置が講じれることに伴い、当該措置対象者についても所得税から控除しきれなかった額を現行制度と同じ控除限度額の範囲内で個人住民税から控除する措置を講じようとするものでございます。

次に、第2点目に、固定資産税については、土地に係る負担調整額措置の適用期限を3年延長します。その上で、令和3年度限りの措置として、宅地等及び農地については、令和3年度の課税標準額を令和2年度の課税標準額と同額にしようとするものでございます。

第3点目に、軽自動車税については、軽自動車税の環境性能割については、軽減された税率が適用される対象者の割合を現行と同水準としつつ、目標年度が到来した燃費基準の達成状況も考慮しながら、新たな燃費基準の下で税率の適用区分を見直そうとするものでございます。

以上で内容説明をおわります。御承認方、よろしくお願いいたします。

○議長（奥田忠廣君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから承認第8号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、承認第8号は承認することに決定いたしました。

-----○-----

**日程第13 承認第9号 大和村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の専決処分の承認  
について**

**○議長（奥田忠廣君）**

日程第13、承認第9号、大和村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを議題といたします。

提案者の提案の理由及び内容の説明を求めます。

**○村長（伊集院 幼君）**

大和村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、提案の理由を申し上げます。

労働基準法施行規則等の一部を改正する法律が令和3年3月31日に交付されたことに伴いまして、大和村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する必要があることにより、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処をいたしましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。

内容につきましては、住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

**○住民税務課長（池田浩二君）**

内容の説明を申し上げます。

今回の大和村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する主な内容につきましては、押印等の廃止、様式の見直しを内容とする労働基準法施行規則等の一部を改正する法律が交付されたことに伴い、大和村固定資産評価審査委員会条例の文言を改めようとするものでございます。

以上で内容説明を終わります。御承認方、よろしくお願いいたします。

**○議長（奥田忠廣君）**

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（奥田忠廣君）**

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（奥田忠廣君）**

討論なしと認めます。



これから承認第9号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、承認第9号は承認することに決定いたしました。

しばらく休憩をいたします。2時55分まで休憩、10分間休憩いたします。

-----○-----

休憩 午後2時43分

再開 午後2時55分

-----○-----

○議長（奥田忠廣君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

-----○-----

日程第14号 議案第25号 令和3年度大和村一般会計補正予算（第1号）について

○議長（奥田忠廣君）

日程第14号、議案第25号、令和3年度大和村一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由並びに内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和3年度大和村一般会計補正予算（第1号）について、提案の理由を申し上げます。

令和3年度大和村一般会計補正予算（第1号）は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業や人事異動に伴う人件費の調整など、歳入歳出それぞれ3,406万4,000円の増額予算を計上いたしました。

内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○総務課長（政村勇二君）

令和3年度大和村一般会計補正予算（第1号）について、内容の御説明を申し上げます。

令和3年度大和村一般会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,406万4,000円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億1,380万2,000円にしようとするものであります。

今回の補正の主な内容は、4月の人事異動による人件費関係の調整や事業内示のほか、新型コロナウイルス関連事業によるものであります。

歳入の主なものを御説明いたします。

9ページをお開きください。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金は、通知カード個人番号カード関連事業関連事務費補助金と合わせまして、国からの追加予算新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の合計で627万1,000円を計上いたしました。

同じく目5衛生費国庫補助金は、新型コロナウイルス支援事業として774万円を新規計上いたしました。

同じく9ページ、款15県支出金、項2県補助金、目1総務費県補助金は、公衆無線LAN整備に係る地域振興推進事業補助金として500万円を計上いたしました。

同じく9ページ、款18繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金は、支出に伴う財源不足を補うため1,000万円を計上いたしました。

10ページをお開きください。

款20諸収入、項3雑入、目2雑入、節14市町村振興助成金は、集落備品整備における内示額の決定により470万円を計上いたしました。

次に、歳出の主なものを御説明いたします。

なお、各項目の節2給与、節3職員手当等、節4共済費の補正につきましては、人事異動における補正でございますので、説明は省略させていただきます。

11ページをお開きください。

款2総務費、項1総務管理費、目6財産管理費は、国直公民館におけるサッシ開閉改修等の修繕費といたしまして50万円を計上いたしました。

12ページをお開きください。

款2総務費、項1総務管理費、目7企画費、節12委託料は、村内観光施設における公衆無線LAN、Wi-Fi整備に係る委託料として1,119万5,000円を計上いたしました。

同じく12ページ、目12地方創生臨時交付金は、大和診療所特別会計への繰出金として600万円を計上いたしました。

飛びまして15ページをお開きください。

款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費は、新型コロナウイルスワクチン接種に伴う費用といたしまして799万1,000円を計上いたしました。

同じく目3環境衛生費は、公用車1台のリース更新と併せ、簡易水道特別会計への繰出金の合計として857万円を計上いたしました。

同じく15ページ、款4衛生費、項2清掃費、目2し尿処理費は、大和村衛生センターの修繕料といたしまして510万円を計上いたしました。

17ページをお開きください。

款7土木費、項2道路橋梁費、目4社会資本整備総合交付金防災安全事業は、大柵工区及び名音工区における生活道路対策といたしまして512万円を計上いたしました。

18ページをお開きください。

款8 消防費、項1 消防費、目1 常備消防費は、大島地区消防組合管内における分駐所職員体制の均等化を図り、大和分駐署員の体制を9名から10名へ1名増員したことにより、大島地区消防組合の負担金と合わせ人件費の合計として357万6,000円を計上いたしました。

19ページをお願いいたします。

款13予備費におきまして、30万4,000円を減額し、歳入歳出の調整を図りました。

以上で内容の説明を終わります。御審議方、よろしく願い申し上げます。

○議長（奥田忠廣君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○5番（藏 正君）

総務課長に最初に伺いたいんですけど、今回からこの資料の内容が随分と簡略化されて、説明欄を見ても何のあれなのかが全然わからないわけですよ。これはもう何かシステムが変わったからこういう形になっているんですか。

○総務課長（政村勇二君）

議員のおっしゃるとおり、令和3年度から会計システムが公会計システムへと移行されたことに伴うもので、今現在、近隣市町村でいえば龍郷町とかが令和2年度から実施されている公会計システムの変更に伴うものでございます。

○5番（藏 正君）

じゃ、これ、今後この形でいくということですね。これまでの、これまでは結構、説明書きの中に詳細が書かれていて、見やすくですね、全部聞かなくても自分たちで理解できる部分があったんですけど、今回、こういう形になると、全部1回ずつ確認しなくちゃいけないようになってくるんですよ。今、総務課長が早口でばあっと説明していても、途中でかけあわなくて、次々あと分からなくなっているから、もう一回聞かないと分からないという状態で、事前に調査に伺ったらいんですよけれども、これは大和村でもう一回、前の形で説明書きがもうちょっと入るということにはできないということですか。

○総務課長（政村勇二君）

会計システムのことありまして、今後、この公会計システムを進めていきたいと思いますが、説明の内容、今、例えば、1つの項目でいろいろな補助金とか、歳入のほうでは交付金というところもありますが、そういったところの入力の仕方に関してですね、入力の方法、システム上はこのシステムで運用していきたいと考えておりますが、その入力の仕方をまた今後、考慮、検討させていただきたいというふうに思います。

○5番（藏 正君）

ぜひですね、その説明書きのところを何か工夫してやってもらわないと、これは例えばこういっ

た本会議の前に、別途日程を組んで、その説明会をする日程を組むとか、そういうことにしていかないと、多分1日で、あれができてこないと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

その中で聞きますけれども、9ページのコロナウイルス感染症地方臨時交付金とか、コロナウイルスの支援事業がありますけど、先ほど言ったように、どこでどういうふうに使われていくのかが、この資料を見ただけでは分からないので、説明をお願いします。

#### ○総務課長（政村勇二君）

9ページでございます、まずは新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の600万円でございますが、これは歳入のほうで600万円計上しておりますが、大和診療所のほうへの特別会計への繰出金となっております。また、その診療所のほうでも後ほど説明があると思いますが、そこはまたこちらの繰出金の中で、診療所の歯科診療における診察台2台の購入に当てる予算でございます。併せまして、この支援事業、下の774万円の新型コロナウイルス支援事業におきましては、歳出のほうの15ページでございますワクチン関係、ワクチンの接種費用に関する歳入の774万でございます、歳出のほうはですね、15ページにあります款4衛生費、項1の保健衛生費、2の予防費にあります799万1,000円に充当される歳入の予算額となっております。その使用といたしましては、ワクチン接種に伴う費用の合計が799万1,000円であるというところでございます。

#### ○5番（藏 正君）

今、総務課長が説明されましたけど、先ほどの話に戻りますけど、この15ページの予防費のワクチンのどうのこうのと言うけど、どこなのかがすぐすぐ分からないわけですよ。だから、そこらへんをぜひ何とか、大和村はこの説明書きのところに対して工夫をするように要望して終わります。

#### ○議長（奥田忠廣君）

ほかに質疑ございませんか。

#### ○6番（勝山浩平君）

12ページの企画費の委託料ですね。総務課長から説明がありましたが、県の推進事業を活用して公衆無線LAN、Wi-Fiを屋外に整備をすると聞いておりますが、うみがめ公園、フォレストの管理棟、キャンプ場、嶺山公園、戸円海岸に設置をすると聞いておりますが、この事業の内容はどのようなもので、目的は何でしょうか。

#### ○企画観光課長（福山 茂君）

議員からありましたように、これにつきましては公衆無線LAN設置関係で動いています。昨年度、防災施設関係を行っております。今年度につきましては、地域振興事業のほうで無線LAN、公園関係施設についての設置をしてみたいと思っています。国直うみがめ公園、フォレストキャンプ場、管理棟周辺、嶺山公園、戸円のトイレ・シャワーなど、これにつきましては、フリーWi-Fiのほうを設置いたします。ただ、時間につきましては15分という形でしていきながら、また必要に応じて、また御本人が、また再度設定するという形になってまいりますという形になります。公衆無線LANについては以上です。

○6番（勝山浩平君）

観光が目的だとは思いますが、今回、5カ所ですね、屋外設置をしていきますが、今後新たに設置をしていく計画がありますか。

○企画観光課長（福山 茂君）

この事業におきましては、現在のところ、この事業を考えておりますけれども、今後また、そういう事業を取れば、また進める形になってまいるかと思っております。

○6番（勝山浩平君）

集落や活動している各種団体から、ここに設置してほしいと要望があったときに、検討していただけるものですか。また、今回観光が目的ですけど、今、令和3年度の総務省の事業とかで、屋外の避難所とかにも設置をする総務省の補助金、本村の財政力指数では、3分の2の補助とかがあるんですが、そういった補助金を、補助事業を活用してですね、地元から、地域から要望があったものに対しては、新しく設置をしていただけないですか。

○総務課長（政村勇二君）

避難所のWi-Fi整備に関しましては、今年度、グレートWi-Fiを今年度の予算で導入いたしまして、それでもう配付準備ができています。それは屋内です。どうしても今、大和村内での避難所の利用といいますのが、ほとんどが台風における避難所の利用が多数多い状況でございますので、これからのその屋外における避難所、今、その避難所もですね、屋外における避難所といたしましては、各防災訓練を実施している中で、旧県道であったりとか、さまざまな場所がございます。そういった場所の設置となりますと、また事業の内容も確認をしながら、設置できる箇所なのかということも踏まえてですね、そこはまた地元の事務嘱託員さんなり、消防団の幹部の皆さんを通じて、今後検討していければと、もちろん、その事業の内容も把握した上で検討していければと思っておりますが、まずは先に、今現在準備を進めて、もう配付寸前まできているポケットWi-Fiに関しての管理を、地元消防団もしくは自主防災組織、区長さんのほうにお渡しする形で、避難所の運営、Wi-Fiの管理に当たっていただけるよう進めていきたいというふうに思っております。

○6番（勝山浩平君）

Wi-Fiは携帯はつながらなく、基地のバッテリーがなくなってしまう場合につながらなくなることがありますけれども、Wi-Fiはそれがないみたいですね。ですので、なるべく避難所等にも、また防災の面でも、観光振興での活用ができるように、いろんな観光スポット、避難所にですね、Wi-Fiを設置していただきたいと思っております。

○議長（奥田忠廣君）

ほかに質疑はありませんか。

○2番（前田清和君）

1点だけお伺いいたします。

16ページの款5農林水産業の目11大和まほろば館運営費備品購入で15万組んでありますが、これは何を購入されるのでしょうか。

○産業振興課長（郁島武正君）

まほろば館運営費備品購入費15万円ですが、まほろば館に冷凍庫が、大きな冷凍庫がありますが、その中に入れる冷凍庫の棚をですね、大型冷凍庫の中に棚を入れる、その棚の購入費として計上しております。以上です。

○2番（前田清和君）

先ほどから話がありましたように、今年7月には世界自然遺産登録が間近に迫ってきております。これから観光人口の交流ということで、このコロナが収まっていく、その状況によって観光客が増えるということも予想されます。前々から道の駅の話をしていただきましたが、令和3年度も先にアマミノクロウサギ飼育施設ですか、を建設するというので、予算的にもここ4・5年は少し、その道の駅構想は難しいのかなという話も3月に聞かせていただきました。私が言いたいのは、まほろば館の横に去年、昨年に土地を購入して、購入した際に農地を整理し、きれいに整備されてヒマワリも植えたり、何か活用されるのかなと思っていたんですけど、今は道路ぐらまで草ぼうぼうになって、管理ができていない状況になっているのが現状ではないかなというふうに思います。本当にこの大和村、観光客が来ても、なかなか国直の集落でいろいろ観光され、そして、行くところといったらフォレストポリス、フォレストポリスまで行ったら、また大和村から行かれるのかなというのが現状なんですよね。そのために毛陣地区にまほろば館というのを造って、観光客が立ち寄れる場所をとということで造られたのが目的の一つでもあると思います。その中で、敷地が狭いということで、道の駅構想があったんですが、今の現状、草がもう道路まで生えて、すごいもったいないなというのが正直な気持ちです。アマミノクロウサギ飼育施設が4年、5年とかかるのであれば、その4年、5年の間、ほったらかすよりはもう少し管理をされてですね、土地が大分下がっているんですよ、正直。ですから、県道ぐらまで土を盛って、とりあえず何を建てるんでなくても、駐車場に利用するとか、そういうことも検討されてもいいのかなと。今後、観光客が増えることを考えたらですね。その整備することであれば、そう大きな予算も計上することなく管理ができていけないかないうふうに、私自身は思うんですが、担当課長はどのようにお考えですか。

○産業振興課長（郁島武正君）

議員がおっしゃるように、あの場所は道の駅構想を見越して、先立って土地を取得した経緯がございますが、それまでの間は、何か耕作をしようということで、ちょっと草刈りをしたり、植えたりしたんですが、議員がおっしゃるように、県道よりだいぶ下がっているもんですから耕作が難しいということです。また、今ちょっとあまりにも草が伸び過ぎて、まほろば館に人が集まった場合、観光客等が来た場合にちょっと見苦しいということもありまして、草なぎとかもする必要も感じているわけですが、いずれにしましても、耕作が難しければ駐車場なりとして、盛り土をして県道の高さまで上げる必要があるのではないかとというのは検討もしている段階ではございますので、

今しばらくお待ち願いたいと思います。以上です。

○村長（伊集院 幼君）

今、課長の補足説明をさせていただきますけれども、あそこは農地でありまして、建物を建てる前提から、勝手に以前に埋立をすることはできないということで、建物が建つ前の年、その年に土を入れて整地をするというのが、農地法の手続きの中であるようでございます。我々も議員のおっしゃるように、早く土を入れて駐車場でもいいから早く使うということも考えたんですけど、農地法に縛りがありまして、建物を建てる前にしか埋めることはできないということでもありますので、予算を立てた中で、予算書の添付をして埋め立ての申請、建物の申請をするという手続きになっているようでございます。ですので、我々としても活用の仕方が、今、事前に道の駅構想を今度計画を立てながら、どの時点で埋め立てをしていくかということも進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○2番（前田清和君）

村長から答弁ありましたけど、しっかりと手続きを取って進めていただきたいのと、ただやっぱり観光客が来られますので、あの農地の管理ですね、管理をもう少ししていただけないか、やっぱり歩く方々もおられます。観光客がやっぱり泊られて、この横のこの荒れ地を見たときに、何か、せつかく奄美に来てされたときに、印象がね、あまりいい印象を与えないのかなと思ったりするんですよ。あの建物の横がしっかりと管理をされていて、例えば、前されていたようにヒマワリを植えたりとかね、それぐらいのところからでも始めていただいて、道の駅構想ができあがるまで、少し手間暇かかりますけど、管理することも大切じゃないかなと思いますので、ぜひ検討していただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（奥田忠廣君）

ほかに質疑ございませんか。

○3番（重信安男君）

ここで公民館がありますから、ちょっと公民館のことで聞きたいんですが、役場が庁舎ができて、防災センターからみんな移りました。今、公民館と消防だけですかね、今、防災センターにあるんですが、以前の公民館のときにあった文化財とかですね、あれの体育館の横とかにも無残に置きっぱなしみたいな形で、ちょっと見られていてですね、あれも大和村の財産だと思うんですよ、大事なもの。本当、もっと大事なものは奄美博物館とかに預けたり、いろいろ預けているんですけど、昨日もちょっと公民館運営審議会です、ちょっと私も意見を言ったんですが、資料館を建てるという計画から急傾斜でできなくなりました。そのかわり、今度クロウサギのほうが先になってしまったんですけど、その資料をですね、文化財を今置いてあるものを、無残にあんなして置いておくんじゃないかと、どこかの土地でも借りてですね、プレハブでもいいですから造って、台風とかに備えるようにとか、シートを被せとったら、湿気です、悪くなったりしているのもあると聞いています。それ何とか、プレハブ小屋でもいいですから建てて、管理とか、ちゃんとしと

ったらいんじゃないかなと、いつ資料館が建つのか、まだはっきり検討もつかないわけですよね。クロウサギの施設が終わってからだと思うんですけれども、そんな3年も、4年も、5年もあんなに置いておくわけにはいけないと思っているんですけれども、教育長、どうですか。

○教育委員会事務局長（森永 学君）

今、大和村の資料などで、戸円の体育館なども活用して保管をしているんですが、そういった雨ざらしとか、保管状態が悪いようなものがある場合には、ちょっと保管場所も今後考えていきたいと思っております。

○3番（重信安男君）

雨ざらしにしてはいけないものは全てだと思うんですよ、そんな。だから早目にそういったもの対処してですね、なおすなり保管するなりしないと、あと4・5年経って、はい、腐りましたじゃ、もう話になりませんよ。そういうのを早目にプレハブでも建てて入れれば、問題ないじゃないですか。台風にも耐えられるし。そういうのをちょっと早急に検討して頂きたいんですが、いかがですか。

○議長（奥田忠廣君）

いいよ、答弁いい。議案と関係ないから。

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第25号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決いたしました。

-----○-----

日程第15 議案第26号 令和3年度大和村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（奥田忠廣君）

日程第15、議案第26号、令和3年度大和村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを



議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和3年度大和村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、提案の理由を申し上げます。

令和3年度大和村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、歳入におきまして繰入金が増額、歳出におきましては総務管理費及び施設管理費の増額など、歳入歳出それぞれ830万円の増額予算を計上いたしました。

内容につきましては、住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○住民税務課長（池田浩二君）

令和3年度大和村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）の内容について、御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ830万円増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8,055万1,000円にしようとするものでございます。

8ページの歳入から御説明申し上げます。

款3繰入金、項1一般会計繰入金、目一般会計繰入金の830万円の増額は、歳出額の増額補正に伴うものでございます。

次に、10ページの歳出について主なものを御説明申し上げます。

款1事業費、項1水道管理費、目2施設管理費、節10需用費の310万円の増額につきましては、主に大柵地区水源地の取水設備及び導入管詰まり除去等に係る修繕料でございます。

節13使用料及び賃借料の500万円の増額につきましては、大柵地区水源地及び戸円地区水源地の復旧作業に伴う支出で予算を流用しておりますので、流用戻し及び戸円地区水源地改良に係るものでございます。

款3予備費において3万円を減額して歳入歳出の調整を行いました。

以上で内容の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（奥田忠廣君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○2番（前田清和君）

すみませ、1点だけお伺いします。

10ページの歳出、款1事業費、目2施設管理費の修繕費大柵地区、補正を組んでいただいておりますが、実は4月、5月の大雨でたびたび大柵地区、大金久地区というのは断水をしていました。前日に断水して、大体次の日の午後ぐらいから水がちょろちょろと止まるんですね。

というのが、今回2回経験して思ったんですが、担当職員とか、そういう方々は常に大雨が降った際にはその施設に行って状況をしっかり確認されて、状況によってはあと半日で断水するとか、明日には断水、水が止まるだろうとか、そういうのをしっかりと把握できていると思うんですが、課長。ただこの2日間思ったのが、水がちょろちょろ出始めて、止まりそうになってから住民から役場のほうに電話を入れて、水が止まりそうですよとか、止まりましたよとか、後手後手になっているんですね。それで職員さんはあたふたして、今現場に行っていますと、今修理していますからもうしばらくお待ちくださいと言ったら、大体5時間から6時間、早くてね。遅いときには半日。そういう状況が多々見られました。課長さんにちょっとお伺いしたいのは、大雨が降った際、担当職員何人で、どういう体制で現場を確認されているのか。そしてもし水が止まりそうになったら、どういう判断で、どういうふうにその地区に放送を入れ、防災無線、僕は言いました。これは防災無線、入れたほうがいいですよ。水が止まってからじゃ、住民からの不平不満の声が出ますよと。その対応が、やっぱり僕はちょっと遅いと思うんですよ、課長。どう思いますか。今後、今、今日はちょうど梅雨休みみたいな感じでね、いい天気ですが、本当、ここ近年の大雨というのは、いつどしゃ降りになるかもわかりません。しっかりと対応、どういう流れで、どういうふうに対処するという、そういう計画書みたいなのがあるんでしょうか、お伺いしたいと思います。

#### ○住民税務課長（池田浩二君）

ただいまの質問ですが、まず大雨になった場合の体制ということですが、まず現場のほうにですね、担当が2人、毎日点検している職員がいます。その方が行って点検をして、何かしら異状があったらですね、水道管理者が役場の中にいますので、そちらのほうに報告をして、ちょっともうこのままだと危ないということでしたら、すぐまた現場に行って、いろんな作業をするんですけど、止まりそうになりそうになるという判断ではございますけど、実際、いついつごろに断水になりそうだという放送は、ちょっと今の段階ではできなくて、実際、後手後手に回って、断水したあとに、大変該当地区の方には申し訳なくて、断水の放送をしているということが現状ではあります。今後、そういったことがないようにですね、先月から現場の担当2人、そして水道技術管理者、そして課長、課長補佐、併せてですね、会議を持ってですね、毎月毎月点検をした問題点とか、こういった改良点とか、見直してですね、今後、こういったことが起きないようにということで、それぞれ毎月1回ですね、会議をして現場からの意見を聞きながら、今後していくような対応を取っております。

#### ○2番（前田清和君）

簡易水道だけじゃなく、集落排水事業での工事の際にも、断水というのはしょっちゅう、やっぱり各集落あると思うんですよ。ですから、簡易水道だけじゃなく、建設課、集排のときにもですね、やっぱり前もって断水するときは住民に断水します、できれば前日ぐらいに、明日断水しますというのがわかれば、住民というのは、ああ、明日は断水するんだねっていう安心感、ただその1時間前ぐらいに、お昼から断水しますとか、やっぱりそういうと、水も溜めてないですし、住民は

やっぱり水がなければ、生活するのは本当大変だと思うんで、やはりいち早く村民、住民、各集落の人に通知できるかというのをしっかりと頭においてですね、対応していただきたいと。断水することは、それはもう仕方ないことなので、それに対しての不平不満は、村民はありません。ただそれをいち早く村民に通知をして理解してもらうか、それでやっぱり行政の職員の皆さん方の、また値打も上がるもんだというふうに思いますので、後手後手にならないように、ぜひ早目早目の対策を取っていただきたいというふうに思います。

○村長（伊集院 幼君）

本当に水の問題については、我々も生活している必需品でありまして、これは大和、大金久だけじゃなく、ほかに地区においても重要だと思って認識をしているところでございます。これまでも議員の皆さんから御指摘を受けて、我々も水源地の管理、そして断水の井堰によく大雨時に土砂が溜まる。その対策については、これまでも取り組みをしてきましたけれども、こういう結果になったことは我々としても、まだまだ対応の甘さがあからさまに出ましたので、今現在、国直から大金久までにおきましては、大和ダムのパイプラインが通っていますので、まず、プールからの水を地下水を大和の浄水場に上げていまして、その水の対応もできるようになっていますので、今、担当課でマニュアルをつくって、湯湾釜、津名久で断水が起きたときにはどうするんだということで、今、どのバルブを開けたら、水が供給できるようになるか、今、マニュアルも整備できています。そういうことで、担当課としては、まずは水を取るところの調査を欠かさず確認すること、そして、その水が行ってないときに、浄水のタンクに行っているかという確認は、おのずと出てきますので、その確認作業を徹底する中で、今、議員がおっしゃったように、断水が目前に迫ったときには、大和の浄水場から水を流すということは、すぐ可能になりましたので、多分、1時間ほどでは断水のときには水が供給できるんじゃないかというふうに思っています。本当に、我々も今後二度とないように、そういう対応をですね、しっかり住民に説明責任ができるように、そしてまた事前に断水の情報を提供できるように今後ともしてまいりたいというふうに思います。

○議長（奥田忠廣君）

ほかに質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから議案第26号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は、原案のとおり可決いたしました。

-----○-----

日程第16 議案第27号 令和3年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（奥田忠廣君）

日程第16、議案第27号、令和3年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和3年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、提案の理由を申し上げます。

令和3年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出において一般会計繰入金と一般管理費の増額など、それぞれ43万1,000円の増額予算を計上いたしました。

内容につきましては、保健福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○保健福祉課長（早川理恵君）

令和3年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、内容の御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43万1,000円増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億1,818万9,000円にしようとするものです。

6ページの歳入を御説明を申し上げます。

款5繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金は、職員手当等の増額により43万1,000円増額いたしました。

次に、7ページの歳出について御説明を申し上げます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、職員手当等の増額により43万1,000円を増額いたしました。

以上で内容の説明を終わります。御審議方、よろしく願いいたします。

○議長（奥田忠廣君）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これから討論を行います。  
討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。  
これから議案第27号を採決いたします。  
お諮りいたします。  
本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。  
したがって、議案第27号は原案のとおり可決いたしました。

-----○-----

日程第17 議案第28号 令和3年度大和村大和診療所特別会計補正予算（第1号）について

○議長（奥田忠廣君）

日程第17、議案第28号、令和3年度大和村大和診療所特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。  
提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和3年度大和村大和診療所特別会計補正予算（第1号）について、提案の理由を申し上げます。  
令和3年度大和村大和診療所特別会計補正予算（第1号）は、歳入においては診療収入、一般会計繰入金を増額など、歳出においては一般管理費を増額など、歳入歳出それぞれ645万5,000円を増額予算を計上いたしました。  
内容につきましては、診療所事務長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○大和診療所事務長（松崎泰郎君）

令和3年度大和村大和診療所特別会計補正予算（第1号）について、内容の御説明を申し上げます。  
今回の補正は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ645万5,000円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,343万7,000円にしようとするものがあります。  
それでは、5ページの歳入から御説明申し上げます。

款1診療収入、項1外来収入、目3後期高齢者保険診療収入45万5,000円の増額は、今年度の実績見込みによるものです。

款3繰入金、項1一般会計繰入金の600万円の増額は、新型コロナウイルス感染症対策に関連する地方創生臨時交付金です。

歳入合計645万5,000円を増額計上いたしました。

次に、6ページの歳出について御説明申し上げます。

款1総務費、項1施設管理費、目1一般管理費、節2給料の11万円と節3の職員手当等34万5,000円は、人事異動における補正によるものです。

節17備品購入費は、新型コロナ感染予防対策として歯科診療ユニット2台の購入費600万円を計上し、歳出合計645万5,000円を増額計上いたしました。

以上で内容の説明を終わります。御審議方、よろしく申し上げます。

**○議長（奥田忠廣君）**

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

**○3番（重信安男君）**

今年度、観光客とか、村外の方が診療に来られていますか。

**○大和診療所事務長（松崎泰郎君）**

従来よりは、確かに新型コロナの関係上、観光客とか帰省客が少ないという形で診療は少ないと思います。だけど皆無ではありません。月にやっぱり何件か、2・3件とか、外来で来られています。以上です。

**○3番（重信安男君）**

ちょっと聞いたんですけども、我々地元の間は診療所はどこにあるかと、場所はわかるんですよね。だけどやっぱり、そういう観光客とか、地元じゃない方は大棚集落の診療所のある場所がわかりづらいと、だから、ちょっとした看板でもですね、そういうのをつけて、診療所がやっぱり救急、病院ですので、すぐわかるような体制をしないと行けないと思うんですけど、いかがですか。

**○大和診療所事務長（松崎泰郎君）**

これはもう確かに議員の言うとおりに、インフォメーションとして、やっぱり村内唯一の医療機関でありますから、小さいのが大棚商店の向かいの海側の県道に小さいのだけあるんですけど、わかりにくいものですから、この前、診療所内の業務改善でもその問題が出ましたので、早急に県道と大棚のプールのほうですかね、そこに曲がるところ、奥田畳店とか、その3カ所ぐらはわかりやすいような形で早急に対応していきたいと思います。

**○3番（重信安男君）**

ぜひそれ早目に、早急に、今からどんどん観光客が増えると思いますので、早急に、できればわ

かりやすい看板をですね、ちょっと派手でもいいですから、お願いします。

○議長（奥田忠廣君）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから、議案第28号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第18 議案第29号 令和3年度大和村介護保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（奥田忠廣君）

日程第18、議案第29号、令和3年度大和村介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和3年度大和村介護保険特別会計補正予算（第1号）について、提案の理由を申し上げます。

令和3年度大和村介護保険特別会計補正予算（第1号）は、歳入においては一般会計繰入の減額、歳出におきましては人件費の減額など、歳入歳出それぞれ423万1,000円の減額予算を計上いたしました。

内容につきましては、保健福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○保健福祉課長（早川理恵君）

令和3年度大和村介護保険特別会計補正予算（第1号）について、内容の御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ423万1,000円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,539万1,000円にしようとするものです。

6ページの歳入を御説明申し上げます。

款7繰入金、項1一般会計繰入金、目4その他一般会計繰入金は、人事異動に伴い職員給与費等を423万1,000円減額いたしました。

次に、7ページの歳出を御説明申し上げます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、人事異動に伴い職員給与費等を423万1,000円減額いたしました。

以上で内容の説明を終わります。御審議方、よろしく願いいたします。

○議長（奥田忠廣君）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから議案第29号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第19 議案第30号 令和3年度大和村大和の園特別会計補正予算（第1号）について

○議長（奥田忠廣君）

日程第19、議案第30号、令和3年度大和村大和の園特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）



令和3年度大和村大和の園特別会計補正予算（第1号）について、提案の理由を申し上げます。  
令和3年度大和村大和の園特別会計補正予算（第1号）は、歳入においては繰入金の増額など、歳出においては総務費や施設整備費の増額など、歳入歳出それぞれ400万円の増額予算を計上いたしました。

内容につきましては、大和の園園長に説明をさせますので、よろしく御審議方をお願いいたします。

**○大和の園園長（勝 健一郎君）**

令和3年度大和村大和の園特別会計補正予算（第1号）について、内容の御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ400万円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,095万7,000円にしようとするものです。

7ページの歳入から御説明いたします。

款5繰入金、項1繰入金、目1基金繰入金を400万円増額をいたしました。

次に、8ページの歳出について主なものについて御説明いたします。

款1総務費、項1施設管理費、目1一般管理費の206万5,000円の増額は、職員の人事異動によるものです。

款3施設整備費、項1施設整備費、目1施設整備費の200万円の増額は、正面玄関入り口扉の修繕が必要となったためです。

款6予備費、項1予備費、目1予備費を6万5,000円減額し、歳入歳出の調整を図りました。

以上で内容の説明を終わります。御審議方、よろしくお願いいたします。

**○議長（奥田忠廣君）**

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（奥田忠廣君）**

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（奥田忠廣君）**

討論なしと認めます。

これから、議案第30号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第20 議案第31号 令和3年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

○議長（奥田忠廣君）

日程第20、議案第31号、令和3年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和3年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、提案の理由を申し上げます。

令和3年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、歳入においては繰入金の減額など、歳出におきましては職員手当等の減額など、それぞれ187万6,000円の減額予算を計上いたしました。

内容につきましては、保健福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○保健福祉課長（早川理恵君）

令和3年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、内容の御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ187万6,000円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,963万7,000円にしようとするものです。

6ページの歳入を御説明申し上げます。

款3繰入金、項1一般会計繰入金、目1事務費繰入金は、人事異動に伴い職員給与費等を187万6,000円減額いたしました。

次に、7ページの歳出を御説明申し上げます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、人事異動に伴い職員給与費等を187万6,000円減額いたしました。

以上で内容の説明を終わります。御審議方、よろしく御願いいたします。

○議長（奥田忠廣君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。  
これから議案第31号を採決いたします。  
お諮りいたします。  
本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。  
したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第21 議案第32号 大和村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（奥田忠廣君）

日程第21、議案第32号、大和村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。  
提案者に提案の理由並びに内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

大和村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。  
感染症防疫作業に従事する職員に対する特殊勤務手当を創設したく、条例の一部改正を行うものでございます。  
内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○総務課長（政村勇二君）

大和村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、内容の御説明を申し上げます。  
新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、本村の職員が感染症や病原体の付着したものなどに接触する危険な業務に当たる可能性があることから、感染症防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当を新たに制定するとともに、附則におきまして、新型コロナウイルス感染症の防疫作業に係る特例を制定しようとするものであります。

御審議方、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（奥田忠廣君）

これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。  
これから議案第32号を採決いたします。  
お諮りいたします。  
本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。  
したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第22 議案第33号 大和村消防団条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（奥田忠廣君）

日程第22、議案第33号、大和村消防団条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

大和村消防団条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。  
総務省消防庁からの通知を受けまして、消防団の年報酬及び災害時の出動や捜索出動時の手当につきまして、一部改正を行いたく御提案いたします。  
内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○総務課長（政村勇二君）

大和村消防団条例の一部を改正する条例の制定について、内容を御説明申し上げます。  
大和村消防団の年報酬及び出動要請1回につき支払われる費用弁償について、年報酬の引き上げと費用弁償の支給基準の見直しを行おうとするものでございます。

内容といたしまして、年報酬について消防団長を現行の5万8,600円から5万9,100円に、副団長を4万5,300円から4万5,800円に、分団長を4万3,300円から4万3,800円に、副分団長を4万円から4万500円に、消防団員を3万6,000円から3万6,500円、各階級ごとに500円ずつ引き上げをするものでございます。

併せまして、費用弁償について支払われる額は、現行では水火災捜索出動要請時には、1回ごとに4,500円支払われることになっておりますが、水火災等の災害出動及び捜索出動に対し、至急単位を1日として支給額を8,000円に引上げをし、1日の従事時間が7時間45分を超える場合は、超える時間が8時間以内ごとに4,500円を加算して支給する内容となっております。

御審議方、よろしくお願い申し上げます。

○議長（奥田忠廣君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから議案第33号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第23 議案第34号 大和村辺地に係る総合整備計画の変更について

○議長（奥田忠廣君）

日程第23、議案第34号、大和村辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

大和村辺地に係る総合整備計画の変更について、提案の理由を申し上げます。

辺地に係る公共的施設の総合整備のため、財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項の規定に基づき御提案申し上げます。

内容につきましては、企画観光課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

**○企画観光課長（福山 茂君）**

大和村辺地に係る総合整備計画の変更について、内容の説明を申し上げます。

大和村辺地に係る総合整備計画につきましては、平成30年度から令和4年度までの5年間を策定しておりますが、新たな事業の追加や事業費の増などが生じた場合は、その都度整備計画の変更を行うこととなっているところでございます。今回は、整備計画の地場産業振興施設に共同利用施設整備事業、観光レクリエーション施設に中長期滞在型ゲストハウスと観光拠点、公園整備事業、道路橋梁に湯湾釜大棚線補修事業を、三田線舗装補修事業をそれぞれ計画に追加し、また事業費の調整を行おうとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

**○議長（奥田忠廣君）**

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

**○6番（勝山浩平君）**

令和3年度の事業計画に中長期滞在型ゲストハウス整備事業、名音集落のほうに用地を既に購入をしておりますが、移住体験、またワーケーション、テレワーク等に使える施設という予定と聞いておりますけれども、現在までにこの事業の中身で固まっている内容、例えば管理体制、利用期間、中期・長期となっていますけど短期、利用料、何組受け入れができるかなど、今の時点で固まっている事業内容を説明をしていただきたいと思っております。

**○企画観光課長（福山 茂君）**

ワーク・ワーケーションができる施設として、また中長期滞在型住宅として計画いたしますけれども、現在のところ利用料金であったり期間等、また管理の方法などについては、現在、今からまた検討していくところでございます。

**○6番（勝山浩平君）**

用地を購入しましたが、急傾斜に当たるということで、一時事業が保留となっておりますが、その対応策は取られていますか。

**○教育委員会事務局長（森永 学君）**

あその土地でございますが、実際、急傾斜地のところになっております。ただし、擁壁を1メートルだったか、1メートル50センチだったか、ちょっと今、ぱっと記憶がございませんが、打てば大丈夫だということで、その土地で進めることとしております。

**○6番（勝山浩平君）**

名音集落でも大変期待をしているんですね。それで、移住体験という点で考えた場合に、ワーケーションもテレワークもそうですが、特に建物が建つ名音集落の方との交流とか、地域ぐるみでの取り組みが必要になってくると思うんですね。そういった点で、名音集落の方と、このゲストハウスのこれからの計画等について、協議をする場等を持つ必要がありませんか。

○企画観光課長（福山 茂君）

体験をしていくうえで、やはりいろんな体験をするためには、地域の方との連携も必要かと思っております。それに関しましては、また今後いろいろ検討しながら進めてまいりたいと思います。

○6番（勝山浩平君）

実際、集落の団体で管理させてもらえないかなというような話が出るほど期待をしているんですね。地元のやる気を押し上げるというか、地域おこし、地域の活性化の意欲を醸成をしていくためにも、ぜひ集落との連携を図っていただけて進めていただきたいと思います。以上です。

○議長（奥田忠廣君）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから議案第34号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第24 議案第35号 大和村地域活性化定住促進条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（奥田忠廣君）

日程第24、議案第35号、大和村地域活性化定住促進条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

大和村地域活性化定住促進条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

大和村地域活性化促進条例におきまして、新築住宅助成金の交付対象者から村職員を除くこととしておりますが、村内の住宅確保を行う観点から、村職員も給付対象とするものでございます。つきましては、大和村地域活性化定住促進条例の一部を改正する条例につきまして、御提案をさせていただきます。

内容につきましては、企画観光課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○企画観光課長（福山 茂君）

大和村地域活性化定住促進条例の一部を改正する条例の制定について、内容を御説明申し上げます。

現在、地域活性化定住促進条例において定めております新築住宅助成金については、第4条第2項において村職員を対象としないこととしております。しかし、大和村においては民間空き住宅も含め、住宅の確保が困難であります。そのため、村職員も新築住宅助成金の対象とすることで、住宅新築の動機づけの一つとなり、現在居住している住宅が転居後に新たな入居者が活用できることを望むものです。

以上、御審議方、よろしくお願いいたします。

○議長（奥田忠廣君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○5番（藏 正君）

これまでですね、今、提案理由の説明がありましたけども、そういった理由がありますので、役場職員も対象にするべきじゃありませんかといことを再三申し上げてきた中で、村長は役場職員はあくまでも対象としないということを書いてきたわけですけども、そのへんの心境の変化というのはどのようなものなのか、ちょっと説明をいただきたいと思います。

○村長（伊集院 幼君）

確かに藏議員が4年前にそういう質問をされた中で、私たちとしては職員が優遇を受けてはいかんだらうという、しっかりとした我々がやるべきことを、まずせんといかんだらうという思いで、そういう答弁をさせていただいたと思います。そういう中では、これまでも議員の皆さんから議会のたびに、この定住促進についての住宅確保の話が出てきました。その間で、職員が何名か、住宅を既に整備をした職員もいらっしゃいます。そういう状況からしますと、我々もやっぱり一般住民と同じような形でしていきながら住居確保に進めていくべきじゃないかなという考えのもとから、今回こういう条例改正をさせていただいたわけでございます。我々もしっかり職員としてのあるべ



き姿をですね、この助成金の対象となるわけですので、なお一層襟を正して、我々も頑張っていかなきゃならないという思いでございます。

○5番（藏 正君）

先ほどの説明の中で、新築住宅を整備された職員に対して、過去に遡及して支払う計画はないということだったんですけども、これから対象になる職員に対して、先に整備された職員からの嫌がらせ等が危惧される場所ですけども、そのへんの心配はいかがでしょうか。

○総務課長（政村勇二君）

多分、今の質問の中の該当者の1名で、私になると思いますが、やはり先ほど村長の答弁のほうにもございましたが、昨年の12月議会だったと思います。住宅計画、この後、村内における住宅計画を各集落でこれから5年ほど、どういうふうな計画をしていくかという計画を、今話し合っている最中の中です。今、190戸村営住宅、定住促進住宅、公営住宅も合わせまして190戸ある中で、今、140戸公営住宅に住まわれています。それは低所得者向け住宅というところで、今現在、公務員でも7世帯の方が、その低所得者向けの公営住宅に住んでいる状況でございますので、なるべくこれから先、昇給していく段階においてですね、給与が高くなると、どうしても住宅使用料も上がっていくということもあわせて、できれば今回のこの条例改正によって、これから後輩たちの新築を建てる一つの動機づけになればなということがありますので、今回、企画観光課、ほかの課も含めてですね、住宅確保の観点から今回の一部改正の条例を上程させていただいた状況でございます。質問にありました私以外にも家を建てた職員もいらっしゃいますが、必ずもってそういうことがないようにということで、これから後輩の職員のためと思つての条例改正でございますので、どうか、御審議のほどいただきたいというふうに思います。

○議長（奥田忠廣君）

ほかに質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから議案第35号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第25 陳情第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度の2分の1の復元を図るための  
2022年度政府予算に係る意見書採択の陳情について

○議長（奥田忠廣君）

日程第25、陳情第1号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度の2分の1の復元を図るための2022年度政府予算に係る意見書採択の陳情についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第92条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。

これから陳情第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、陳情第1号は採択することに決定いたしました。

-----○-----

日程第26 発議第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度の2分の1の復元を図るための  
2022年度政府予算に係る意見書採択について

○議長（奥田忠廣君）

日程第26、発議第2号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度の2分の1の復元を図るための2022年度政府予算に係る意見書採択についてを議題といたします。

なお、本件に対して趣旨説明を省略したいと思います。  
御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。  
したがって、発議第2号は趣旨説明を省略することに決定いたしました。  
これから質疑を行います。  
質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。  
討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

討論なしと認めます。  
これから発議第2号を採決いたします。  
お諮りいたします。  
本件を原案どおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。  
したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

○議長（奥田忠廣君）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。  
本日はこれで散会いたします。

散会 午後4時09分

# 第 2 回 大和村議会定例会

第 2 日

令和 3 年 6 月 1 4 日 (月)

大 和 村 議 会

## 令和3年第2回大和村議会定例会会議録

令和3年6月14日（火）

午前10時15分開議

### 1 議事日程

開議の宣告

日程第 1 一般質問（4名）

日程第 2 議員派遣の件について

日程第 3 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

閉議の宣告

### 2 出席議員は次のとおりである。（8名）

1番	市田実孝君	6番	勝山浩平君
2番	前田清和君	7番	民文忠君
3番	重信安男君	8番	宮田到君
5番	蔵正君	9番	奥田忠廣君

### 3 欠席議員は次のとおりである。（0名）

### 4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 大崎一也君 次長 児玉明美君

### 5 説明のため出席した者の職氏名

村長	伊集院 幼君	教育長	晨原 弘久君
副村長	泉 有智君	教委事務局長	森 永学君
総務課長	政村 勇二君	企画観光課長	福山 茂君
建設課長	前田 逸人君	産業振興課長 兼農委事務局長	郁島 武正君
教委指導主事	前田 剛君	保健福祉課長	早川 理恵君
会計管理者 兼会計課長	大石 松美君	大和診療所事務長	松崎 泰郎君
住民税務課長	池田 浩二君	大和の園園長	勝 健一郎君

午前10時15分

-----○-----

○議長（奥田忠廣君）

皆さん、おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付しております議事日程のとおりであります。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（奥田忠廣君）

日程第1、ただいまより一般質問を行います。

通告順にしたがって、順次発言を許可します。

1番、市田実孝君に発言を許可します。

○1番（市田実孝君）

皆さん、おはようございます。

質問に入る前に、一言挨拶を述べさせていただきます。

私たち大和村特産スモモの久しぶりの収穫作業で賑わいを感じましたが、やっぱりスモモの収穫は雨との戦いで、農家の皆様は大変難儀されたと思います。また、村外のスモモ農家がハブに咬まれたとの話を聞きますと、改めて奄美農業におかれた厳しさを、危険との隣りあわせを感じずにはおられません。湯湾釜選果場での選果作業で暑い中、産業振興課を中心とした役場職員の汗水流した応援に感謝を申し上げます。

ただいまより、通告してあります質問に入らせていただきます。

1番、ふるさと応援便について。新型コロナウイルスの感染防止に伴い、帰省等を自粛している当該の学生に対し、地元特産品を送付したりして励ましていけないか、お尋ねいたします。

2番、労働人口の確保について。その1、人口の減少は労働人口の減少であり、私たちの大和村は既に高齢化率40%を超え、農家、介護の現場など、あらゆる雇用の中で労働人口の確保に不安を抱えつつありますが、今後、村としてどのような対策を考えておられるのか、お尋ねいたします。

2、国や県において就職氷河期世代の活躍、就職支援など、令和5年度までの3年間において集中して行われようとしておりますが、村として検討されていないか、お尋ねいたします。

○村長（伊集院 幼君）

皆さん、おはようございます。

先ほど市田議員のほうからスモモの生産の報告がございましたけれども、何とか私どもが予定しておりました30トンに到達するのではないかとというふうに安堵しているところでもございます。しかしながら、一部の農家では全く生産ができない、確保できないという状況もございますので、先日、議会の皆さんの御理解をいただいて、今年度まで肥料助成をしたいというふうに考えておりま

す。また来年に向けて生産が伸びるように、我々もしっかり取り組みをしていきたいというふうに考えているところでもございますので、今後ともよろしく願いをいたします。

それでは、ただいまの市田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

1点目のふるさと応援便についての御質問でございますが、昨年は新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、全国的に緊急事態宣言が出された際には、奄美大島におきましても来島自粛要請を行うなどの措置がなされまして、帰省を自粛した方々も、外出自粛要請などで窮屈な思いをされていたことが推察をされ、学生も学校が休業するなどのほか、アルバイトの減少などによりまして外出する機会が減ったものというふうに思っております。

このようなことから、親元を離れ就学をしております学生を支援する取り組みが、県内の複数の自治体でも実施されているところでございます。地元の特産品などを送付している自治体もございましたが、大和村におきましては特産品ではなく1人5万円の支援金を支給させていただいたところでもございます。

そういう中で、現在のところ当該の学生に対する新たな支援策については考えていないところでございます。

次に、2点目の労働人口の確保についての1番目、労働人口の確保に不安がある中、村としての対策についての御質問でございますが、本村におきましては平成27年度に人口減少と地域経済縮小の克服を目的に、大和村まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定しまして、小さくとも光り輝く村へという将来像実現に向けて、人口減少対策を主軸に取り組んでおるところでございます。

国全体に人口減少が避けられないという状況下で、本村の将来像を実現するためには、人口規模が小さくとも一人一人の村民が活力にあふれ、この村を訪れる多くの人たちと島外に住む出身者たちが魅力を感じ、住みたいと感じる存在感のある村づくりを進めていくことが重要であるとの観点から、生活環境の改善及び子育て支援施策を中心に展開をしてまいりました。

その結果といたしまして、第1期大和村総合戦略の平成27年度から令和元年度までの計画期間5か年間の成果といたしましては、全体的な人口は減少しておりますが、人口減少率の緩和、合計特殊出生率の向上による人口構成年齢比率における0歳から19歳までの若年世代及びその主な親世代に当たる20歳から49歳までの生産年齢の中核世代の構成比率の向上が見られ、本村の将来を担う人材並びに地域活性化の中心的役割を担う人口構成比率の向上が見られましたことは、取り組みの成果でありまして、少しずつではありますが将来像実現に向けた一歩を踏み出せたというふうに考えております。

令和2年度からスタートしております第2期大和村総合戦略におきましても、この良好な流れを保ち、宮古崎トンネル開通という本村を取り巻く新たな社会環境の変化を、新しい人の流れに転換し、将来像実現を確実なものとするため、継続して取り組んでまいりたいと思っております。

次に、2番目の就職氷河期世代の活躍、就職支援についての村としての検討についての御質問でございますが、当該事業は就職氷河期世代といわれる現在の30代から40代の非正規雇用で働く者、

長期無職者等を対象に、各都道府県において市町村と連携を図りながら、さまざまな支援プログラムを集中的に展開する内容となっております。

就業機会を与える取り組みにつきましては、現実的には難しいところがあります。村といたしましては、就業支援だけではなく、村内における就業の受け皿づくりを行う必要があると考えておりまして、昨年10月に立地協定を締結いたしました株式会社グレイ美術様が計画しております、仮称でございますけど、奄美温泉大和はなはなビーチリゾート完成へ向けて、村といたしましても全面的に協力をしていきたいと考えているところでもございます。

併せて、企業誘致に関しましても、大規模な用地が必要となる製造業ではなく、情報通信網の要件が整ってさえいれば働く場所は問わない情報通信産業関連事業者を誘致することも考えていくことが必要だと感じております。

村としましては、村の基幹産業である農林水産業の一次産業振興に加え、村内への企業誘致等による就業の受け皿づくりのほか、企業創業支援にも注力していく必要があると考えております。

本村におきましても、世界自然遺産登録を見すえた国立公園指定や、格安航空LCCの就航、大河ドラマ西郷どんを契機に、観光入込客が増加していることから、観光関連事業は大和村の新たな産業分野として期待をされており、この観光分野を足腰の強い産業に発展させることを目的に、令和元年度に官民共同で大和村集落まるごと体験協議会を設立しております。世界自然遺産登録後には、さらに観光入込客数が増加することが予想される中、さらなる観光受入体制強化、観光外貨獲得を図るには、観光関連事業者の新たな掘り起し、育成が必要であるため、大和村集落まるごと体験協議会と連携を図りながら、観光産業育成に努めてまいりたいと考えております。

以上、壇上からお答え申し上げましたが、あとは関連の御質問等により関係課長、あるいは自席のほうから答弁をさせていただきます。

#### ○1番（市田実孝君）

1番目のふるさと応援便についてでございますが、高校を卒業して内地等で夢を膨らませて行かれている大和村の出身者の学生の方々が、ただいまニュース等で聞きますと、オンライン授業で一人で6畳なり一間で授業を受けながら、夢を膨らませながら勉強をしているというような話を聞きますと、目的を失わないように、私たち先輩の大和村行政としても、その子どもたちに頑張っていたできるように、さびしくないように、島を思い出しながら踏ん張っていただけるように、ふるさと便を送っていってもらえないかということで、私は今、提起しておりますけれども。

それと関連しまして、ふるさと納税のお願いをですね、大和村出身者の方々には、はがきなりで御依頼をしたような経緯は、どのような状況になっておられますか。

#### ○教育委員会事務局長（森永 学君）

出身者に対するふるさと納税の周知であります。昨年などはコロナの関係で関東大和会といった、そういった集まり等はできなかったんですが、集まり等がある際にはパンフレットなどをそこで配付をしまして、ふるさと納税のPRをしてきた経緯がございます。



○1番（市田実孝君）

子どもたちがですね、もちろん大和村の全ての力を注いで、日本の社会で立派に生きていけるように育てた子どもたちが、人数でいえば10人なりの1人1年間に、この大和村に帰って来るかどうか、そういう状況だと私は思います。あとの9名がですね、内地の企業なりで就職しながら、ふるさとを思いながら、今後、頑張っ、て、現在もいる先輩方が多数おられますが、その方々の親世代、その方々の介護等の問題もありますが、ぜひ、役場の財源のためにもふるさと納税、1人でも出身の大和村へ納税お願いできないかということに応援できるようにしていただけないかということをお願いしていくことが肝要じゃないかと思いますが、今後、そのような考えはございませんか。

○企画観光課長（福山 茂君）

ふるさと納税につきましては、やはり大和村にとって、今後大きな財源になっていくのではないかと期待されるところであります。また、そのためにも機会をとらえて、先ほどありましたように各郷友会の会合等でのお願いであったり、また窓口を広げて、いろんなネット上のふるさと納税をするサイト等への登録などもしながら進めてまいりたいと思います。やはり、機会をとらえて直接お願いすることなども、機会がありましたら努めてまいりたいと思います。

○1番（市田実孝君）

ちょうど島を出たばかりの子どもたちに、学生応援便なるものが届いたときに、ああ、島からの気持ちだねということを受けたときに、子どもたちは生涯にわたって自分たちの村を誇りにするものだろうと、私は思います。そういうことで、学生応援便を送っておられる自治体というのは、日本各地で調べてみますと、結構数が上っております。このふるさと納税のですね、限度額ということ調べてたんですけども、独身のほうが納税率は限度額というのが高いですよ。

○企画観光課長（福山 茂君）

ふるさと納税の限度額につきましては、手元に資料がございませんので、また確認しまして、また後ほどお答えしたいと思います。

○1番（市田実孝君）

ちょっと私のほうがちょっと調べてきましたら、納税額、限度額、大体独身の若い世代が就職して、30ぐらいまでですね、300万の所得を得たら300万に対して2,000円を引いて、大体2万8,000円が限度額の目安となっているみたいですね。それで、国の今、日本全国の所得の平均が一般で450万ぐらいだと、今推測されますが、夫婦世帯の450万の所得の限度額と、300万の限度額は3万円から2万8,000円、ふるさと納税を控除できるんだということをしますと、それよりも450万世帯よりも独身のほうがですね、限度額が高くなっているようですが、そうしますと、この方々に、卒業していられるこの方に、ふるさとに納税をお願いしたほうが、独身でありますので、今後、ふるさと納税が始まって12年過ぎようとしていますが、その2万8,000円、100人で280万とか、そういうことになっていくかと思っておりますので、ぜひですね、こういったふるさと納税をお願いするパンフレットとかも入れてですね、中には村の情報、今、産業課長は郁島君、企画課長は福山君、総務課長は

というふうに役場の先輩方の情報を教えたり、採用試験がいつありますよとか教えたり、今、こういった分野で職員が足りなくなっていて、今後、こういった職員を採用しますとか、そういった情報を入れたいだけではないか。ただふるさと応援便だけじゃなくてですね、そういった情報も入れながら、今後も村との関わりを持っていただけないかということで、私は提起しているが、そういった、やっていくような考えはございませんか。

○村長（伊集院 幼君）

議員のおっしゃるとおり、やっぱり納税に対しましては広く募ることは大事なことで我々も思っています。そういう中で、私たちが郷友会の集まりには、これまでも出席させていただいて、村の情報発信並びに納税のPRも取り組みをさせていただきました。議員の質問にもありますように、若い世代の方が納税率ができるということもあるかと思いますが、なかなか集まりに出席できていないという現状も各郷友会にありますので、我々もどういう形で村の情報を発信していくかというのは、一度納税をされた方、そしてまた出身者がいろんな形でカレンダーの送ってほしいという要望に添って、それぞれの住所が把握される方においては、いろんな形で毎年欠かさず情報を伝えておりますので、今後もその若い人たちを含めてですね、把握できるものについては、村としてもしっかり納税の確保、そしてまたふるさと返礼品を送ることによって、村の産業が、言ってみれば循環するようなことにもつながっていきますので、私たちがしっかり取り組みをしていきたいというふうに思っております。

○1番（市田実孝君）

今年はずね、コロナの影響で成人式もままならなかったんですけども、このようにときでずね、名簿等も確認できるかと思っておりますので、そのような応援を兼ねてですね、ふるさと便の考えなども検討していただきたいと思っておりますが、次に移らせていただきます。

人口の減少は、労働人口の減少であります。先ほど村長からの答弁もございましたように、この世界遺産登録を踏まえて、観光業で創業を図るような流れを持ちたい、そのような答弁でありましたが、私たちの大和村は小さな自治体でありますので、予算面でも限られてくるものだろうと思っております。村長がおっしゃるように、企業誘致も石川線のほうに誘致をしていただいて、今、先に進もうとしておりますが、併せてなんですけれども、今、国は地方創生ですね、テレワーク交付金で自治体を盛り上げていこうとする流れがあるようですけれども、このテレワークの事業とか、導入をしていかれる考えはございますか。

○企画観光課長（福山 茂君）

現在、大和村で取り組んでおります名音の定住おためし住宅ですけれども、そこにつきましては、テレワークも取り組めるように考えております。その中で、奄振交付金等を活用しながら進めて参ります。

○1番（市田実孝君）

名音のほうですね、そこにコアワーキングも付随して、設置するような流れを私は聞いておりま

す。これは進めていくべきあれだと思いますので、よろしくお願ひしたいんですけども、昨年です、東京都でリモートワークで地方へ転出をした方々はどれくらいおるだろうかと調べたところ、何か、40万人もいらっしゃるというようなことをいわれております。その方々がですね、大自然を求めて、遊びながらテレワークをするんだという感じで、日本中に、この傾向は広がっていくものと、コロナの影響です、思われますが、国も内閣府のほうもですね、地方創生のこういった事業を導入するならば、補助金を出しますよと、こういった文書を調べてみますと、たくさんの事業形態があるみたいですけども、私が思うには、このワーキングを進めて、大和村もサテライトオフィス等の事業を、今後積極的に進めて、企業誘致を図っていくことが肝要かと思いますが、それについてどう思われますか。

#### ○企画観光課長（福山 茂君）

今、市田議員からありましたように、現在、やはりテレワーク等がいろんな自治体等でも、自治体、各団体でも進んでおります。その中で、大和村につきましては、先ほど申しました名音の定住おためし住宅の中に、テレワーク等も可能なようにWi-Fi設備等を設置しております。その運用状況、活用状況なども確認しながら、またそこで実際におためしの中で、そういうお仕事をされた方の意見なども伺いながら、また今後、テレワークのコアワーキングステーションですね、など、そういうものがどういう形で必要であるかなども、いろいろ調査をしながら進めてまいりたいと思います。

#### ○1番（市田実孝君）

ちょっと教育委員会にお聞きしたいと思いますけども、今ですね、この親世代が都会を離れて、地方でこのようにサテライト、コアワーキングした場合に、子どもたちも半分は東京で生活し、半分は例えばこの奄美大島大和村で生活した場合に、教育現場です、文科省のほうも、だったら半分ずつは東京の学校で、半分ずつは鹿児島県大和村の大和小学校で生活してもいいですよという、教育委員会など引き継ぎの授業で、そういった授業が始まろうとしておりますが、鹿児島県の状況はいかがなっておりますか。

#### ○教育委員会事務局長（森永 学君）

鹿児島県の状況というのは把握はしておりませんが、この大和村、小規模校がほとんどなんですけど、学校の教員の配置などもおりますので、行ったり来たりとかするので、教員の配置が実際できるかどうか、そこは疑問であります。

#### ○1番（市田実孝君）

今、国は文科省のほうでも通達なりを出して、今後、そういった件数が増えていくものを想定しながら、流しているような状況を、私はちょっと思ったもんだから、ちょっと聞いてみました。

村はですね、サテライトの企業等を誘致した場合、そのメリットとかは、地元出身者、Uターン、Iターンの雇用の受け皿、近隣住民や地元自治体の連携、交流等による地域の活性化と、いろんなメリットがありますので、そのようなことも積極的に企画課のほうで、今後、進めていただけ

たらいいかと私は思います。企画課長、最後に一言、それをですね、お願いします。

○企画観光課長（福山 茂君）

そういう通信環境等が整うことによって、そういう企業等が大和村に入って来ることができましたら、大和村としましても財源等、またいろんな雇用の場、そして地域の活力という形で大変有効なものであるかと思えます。また、そういうものが、実際、どういうふうにしたら取り組めていくのかということなどにつきましても、今後、いろいろ調査をしてみたいと思います。

○1番（市田実孝君）

ぜひですね、こういったテレワークの推進は、このような小さな自治体、財源の少ない自治体ではですね、ぜひ進めなければならない事業ですので、積極的に今後、考えていただけないかと思えます。

続きまして2番に移りたいと思います。

国や県においてですね、就職氷河期世代の活躍を令和2年度から5年まで積極的に進めているような状況が伺えますが、そのような状況はとらえていらっしゃるでしょうか。

○企画観光課長（福山 茂君）

県のほうにおきましては、就職氷河期の世代の方に対応した取り組みとしまして、鹿児島就職氷河期世代支援プランという形で取り組んでいるということで聞いております。それに関しまして、国におきましては、不安定な状態にある方、そして不安定な就労の状態にある方、就業を希望しながら長期にわたり無業の状態にある方、そして社会参加に向けた支援を必要とする方などにつきましての対応という形で取り組みをしていると聞いております。その中で、相談体制の充実などという形で聞いておりますが、大和村におきましては、また連携を図りながら、県のほうと連携を図りながら、またそこにいろんな情報を聞きながら進めていければと思っているところでございます。特にそれに特化した形での現在取り組みとしては、行っていないところでございます。

○1番（市田実孝君）

課長がおっしゃったように、鹿児島県就職氷河期世代活躍支援プランというのも、鹿児島県のほうでも内務省の通達を受けて段取りしているみたいなんですけれども、この就職氷河期世代は、希望する就職ができず、不本意ながら不安定な仕事についている方、社会全体で受け止めるべきものであり、我が国の将来に関わる重要な課題であるということで、国も動いているようなんですけれども、国がですね、国家公務員中途採用試験、年齢は33歳から53歳まで、これ150名を採用するというので人事院が打ち出しております。大和村のほうでですね、そういった考えで、村長、この国が動いているその期間だけでも、今後何年かですね、この世代というのは、公務員にもなれなくて、優秀な人材が日本全国たくさんいらっしゃるということで国も動いているんですが、大和村の人材もその年代、33歳から53歳ですね、子どもたちも多数おられました。その方々が内地に優秀な人材がたくさんいらっしゃると思いますが、先ほどのテレワークの推進をしながら、こういった方も役場の採用の中に入れて検討していただけないか、村長、どうですかね。

### ○村長（伊集院 幼君）

この人材を確保する中では、国が進めている制度も実際活用できるものであるというふうには思っています。しかしながら、私たちの大和村における就業実態がどうなっているのかということを含めると、現実的にはちょっと難しいところもあるのかなと、おっしゃるのは、やっぱり職員の年代構成を、我々も構成しながら採用試験もしてきました。そして、年代も35歳まで上げて、我々も人材を確保していこう、そしてまた、民間で働いた、やっぱりその経験者も枠をつくりながら採用もしてきたこともございます。我々もいろんな形で、やっぱり人材確保はしていかなければならないというふうに思っております。

そういう中で、議員の質問にもありましたように、これからはこのテレワークが大分進んでいくのかなということが予想される場所でもありまして、村として今年度、テレワーク、またワーケーションができる施設を設置いたします。また、我々も今大和村にある施設の中で、Wi-Fiを整備することによって、ワーケーションができる態勢にもつながっていくのではないかとというふうに考えておりまして、先ほど担当課長からもありましたように、まず、私ども大和村で今計画しているものを進めながらやっていくことも大事じゃないかなと。今、国が進めているいろんな制度もありますけれども、我々も何でもかんでも活用できる状況ではないということもありまして、制度を活用しながらやっていくことも大事ですけど、その中で、何が今、この大和村に合った国の交付金なりが使えるかということを見極めながら、今我々も進めているところでもございますので、やっぱり最終的には、この情報通信網の整備がなければ、都会からもリモートもできないという状況なのかなということは、我々もこの現状を把握する中で、村としての取り組みをしっかりと進めていきたいという考えでございます。

### ○1番（市田実孝君）

現在の日本全国の出生数が、大体85万人だと推測されますが、この氷河期世代というのは、戦後の第一次ベビーブームの人口が250万世代の子どもたちが、この氷河期世代に当たっているかと思いますが、この日本の構造上の問題で2025年、2050年問題というのがありますが、25年にはその世代がちょうど75歳、ちょうど介護世代に入る世代がですね、その子どもたちが氷河期世代に入ってから、就職もままならない状態でおられます。この介護世代に、村内にも確かその2025年後に役場の先輩もたくさんいらっしゃると思いますが、今までの職員の中でもこの世代はもうございましたよね、課長、どうですか。

### ○総務課長（政村勇二君）

職員の動態につきましては、確かに多かったと思っております。就職氷河期世代に特化したものになるか、わかりはしませんが、今後のまた公務員の、先日の6月4日、参議院の会議でも国家公務員法の改正がありまして、定年の延長制であるとかということが法律がなされたようでございます。そういったものを受けましても、また、そのほか地方自治法においても、我々は国家公務員にもそういった雇用のあり方、就業のあり方、就業の期間というのが、今後また国内の情勢において

ですね、またいろいろ図られると思いますので、そういった中では、また国の方針にしたがいながらですね、今後、大和村の事情に合った形での取り組みが進めていければというふうに考えているところであります。

#### ○1番（市田実孝君）

最後に、村に私ごとでお願いですけれども、この75歳の世代が、今、元気なうちはいいんですけども、それが80、85、介護の世代に突っ込まれたときに、子どもたちがですね、都会にいる子どもたちが介護をしに、仕事もなく帰って来るのか、それが問題で、この親世代が亡くなったときに、立派な家が各集落に建っておられますけれども、今、社会で問題になっているのは、こういう田舎の土地は要らない、そして廃屋になる、特定家屋になる。特定家屋になると、村なり行政が行政執行でそれを壊す。それを請求書を送る。そういった現象が今から増えてきますので、村の財源のない中、そういったことまで関わらざるを得ない状況になってくることを考えますと、一人でも何らかの形で、その子どもたちを呼び戻すような施策を考えていただきたいと思います。子どもたちは今、風潮としてそういった行政からの請求書が来たら困るので、財産を放棄するという形、結局、私たちは知りませんよと、放棄する流れが社会の中で多くなっている現状が見受けられますので、村もその点を考えながら、この就職氷河期世代をですね、一人でも島に戻す方法はないかというふうに、一緒になって考えていただけないかと思います。

私の質問はこれで終わります。失礼しました。

#### ○議長（奥田忠廣君）

これで、1番、市田実孝君の一般質問を終わります。

次に、5番、藏正君に発言を許可いたします。

#### ○5番（藏 正君）

皆さん、こんにちは。

傍聴席の皆さん、本村議会の傍聴に来ていただきまして、誠にありがとうございます。同僚議員の二方がいらしているということで、熱意に打たされているところです。緊張の中で、一般質問に入りたいと思います。

一般質問を申し上げます。

5月10日にユネスコの諮問機関国際自然保護連合より、奄美大島・徳之島・沖縄島北部及び西表島を対象に、世界自然遺産に登録するよう求める勧告がなされ、早ければ7月末日には登録の発表があるのではないかとの報道がなされています。

また、奄美大島への入域客数は平成29年が38万9,491人、平成30年には44万8,436人、令和元年も44万9,438人と大幅な増加を示しています。令和2年はコロナウイルス感染症の影響から26万256人と大きく減少していますが、ワクチン接種の普及と合わせて世界自然遺産登録の後には、再度、これまで以上の予想を超える入客数も考えられます。本村においても、これから大きく増加することが見込まれる入込客に対して、守りと攻めの両面から対策を講じる必要があると考え、質問いたし

ます。

最初に守りの面から、希少動植物の保護対策について伺います。

希少動植物が特に多く分布している地域のは把握はされているのか、どのような保護対策を講じているのか、入山規制は行うのか、ツアーガイドの配置状況や観光案内所の設置など、当局がどのような守備体制を敷かれているのか、答弁を求めます。

次に、攻めの観点から、入込客を本村に呼び込む対策や、収益につなげる対策について、宿泊や食事及び体験交流並びにお土産に買ってもらう商品づくりなど、どのような準備がなされているのか、さらに今後、西部地区の活性化をどのように図っていくのか、観光開発等の考えはないのか、村長の答弁を求めます。

次に、3期12年間の任期満了を目前にして、これまでを振り返り思うことはどのようなことでしょうか。また、4期目への意欲を示されていますが、最重要課題としてとらえているものは何かを含め、抱負を聞かせていただきたいと思います。また、前人未到の4期目の4年間で村長がつくろうとする大和村のランドデザインが、村民と一緒にイメージしやすいようにイラスト図のようなもので示せないものか、村長の答弁を求めます。

以上、壇上から申し上げ、答弁ののち、自席より再質問いたします。

#### ○村長（伊集院 幼君）

それでは、ただいまの藏議員の御質問にお答えいたします。

1点目の世界自然遺産登録後の今後についてでございますが、まず初めに、希少動植物の保護対策についての入山規制に関しましては、現在、湯湾岳に関する利用ルールについて、環境省と宇検村、本村が中心となりまして、地域の関係者と連携をしながら協議の場を設けているところであります。今年度中には、そのルールの施行時期や内容についてお示しできるものと考えております。

また、希少種分布の把握に関しましては、村の担当者が外勤中に収集したものや、有識者、環境省と連携をしながら、情報のとりまとめを行い、把握に努めております。また、奄美大島自然保護協議会で雇用しておりますパトロール員が、島内の希少種データを把握している中で、定期的にパトロールすることで盗掘、盗伐の防止に努めております。しかしながら、この情報は希少種の生息、生育地図を示すものであり、データの管理は慎重に扱わなければならないというふうに思っております。

次に、ツアーガイドに関しましては、平成26年3月に奄美群島は自然だけでなく、人と自然との関係そのものを保全活用の対象とし、環境保全、地域振興、観光振興の三つのバランスの取れたエコツーリズムを推進することを目的に、12市町村及び各島々でエコツアーガイド連絡協議会を主な構成メンバーとしまして、奄美群島エコツーリズム推進協議会が設立をされ、奄美群島におけるエコツーリズムによる地域活性化を図っているところでございます。

当該協議会におきましては、安心・安全で質の高いツープログラムの提供、自然環境の保全や地域文化の継承に後見することを目的として、観光客増加の効果を地域全体に波及させる役割を担

う優良なエコツアーガイドの確保を目的に、エコツアーガイド認定制度を実施しまして、資格条件を具備したガイドを登録認定エコツアーガイドとして認定をしているところでございます。

この制度では、3段階に分けられ、エコツアーガイドとして活動できるものは、登録認定ガイドであると位置付けております。登録認定には高い資格条件がありまして、安心・安全で質の高いツアーを提供し、観光満足度の向上を図り、リピーター化を促進するためには必要な制度であります。本村在住者には、エコツアーガイド初期段階育成研修の受講を終えた方が8名おりまして、現在研修中の方が3名いらっしゃいますが、本業を別で持っている方がほとんどであることから、登録認定には至っていないのが現状でございます。しかしながら、世界自然遺産登録候補地のコアエリアを有する本村に、登録認定ガイドが存在しないということは、喫緊に解決しなければならない課題であるとも認識をしておりますことから、大和村集落まるごと体験協議会とも連携を図りながら、ガイド候補生の掘り起しを行い、登録認定ガイドの育成、確保を推進していきたいと考えております。

次に、本村に呼び込むために、どのような対策を立てているかとの御質問でございますが、LCC就航を契機に個人旅行者が増加しまして、経験したことがないこと、日常的な体験や住民との交流、ふれあいなどが旅に求められる傾向となってきていることを受けまして、村全体をフィールドに各集落の魅力、特色を生かした島暮らし体験や、集落民との交流を主体とした地域密着型体験型観光の提供と、情報発信や体験宿泊の受け入れを行うワンストップ窓口、観光客の満足度向上を図り、リピーター化の促進などによる地域活性化を目的とした大和村観光一元化組織となります大和村集落まるごと体験協議会を官民共同で設立し、世界自然遺産登録後に増加することが予想される観光客の受け入れ体制強化及び観光外資の村内歩留りを向上を果たすべく、に努めてきているところでございます。

また、収益につながるための対策についてでございますが、観光外資の村内歩留りを向上させるためには、村内での滞在時間を伸ばすことが重要であると考えております。宿泊につきましては、滞在時間を伸ばすためには、村内に宿泊していただける環境を整え、宿泊事業者の量的確保を図る必要があることから、民泊、ゲストハウスを中心に、潜在的な事業者の掘り起しや開業支援、協議会直轄管理によるゲストハウス開業などに取り組んできておりまして、宿泊事業者は協議会設立前には7事業者でありましたが、現在は9事業者がいるということでございます。今年度も空き家を活用した協議会直轄運営のゲストハウスを1件開業予定にしていることを加え、テレワーク、ワーケーションに対応する中長期型、中長期滞在型住宅を整備予定でございますので、徐々にではございますが、その環境が整ってきているというふうに認識をしております。

また、先ほども同僚議員に答弁をいたしました。村では現在、株式会社グレイ美術様によります奄美温泉大和ハナハナビーチリゾートの開業も予定されていることから、さらなる充実化がなされ、観光客の滞在時間の増加に期待ができるものと思っております。

また、食事につきましては、現在、村内に6事業者が営業しておりますが、自然遺産登録後に増



加する観光客全てに対応できる、対応可能できないかということで、我々も認識をしているところでもございます。そのような状況からしますと、少しでもこの対策を講じるためにも、現在、仮称でございますけれども、農家レストラン開業を集落まるごと体験協議会におきまして検討をしているところでもございます。単に食事の提供にとどまらず、観光訴求力の高い飲食店にしたいというふうに考えております。

また、体験交流につきましては、こちらも集落まるごと協議会を中心に、新たな体験型メニューの創出に努めておきまして、現在、70プログラムを来訪者に提供しているほか、大勢の方に大和村の魅力を感じていただくことを目的とした集客イベントも各種開催をしております。体験者数も協議会設立前には年間体験者数におきましては120名ほどでございましたが、新型コロナウイルスの影響を受ける前の令和元年度には、体験イベント合計におきましては、参加者数が約2,800名と、大幅な増加を果たしております。昨年度はコロナ禍の影響で集客イベントを開催できなかったにも関わらず、しまっちゅ割キャンペーンやイセエビディナーキャンペーン等の島内需要喚起対策によりまして、島内の方々を中心に全体で約2,100名の方々に参加をいただいております。このことからしますと、奄美大島における大和村観光が観光客だけでなく、島内の方々にも広く認知度の向上が図られて入るのではないかと考えております。

今後も協議会と連携を図りながら、新たな体験メニューの創出や既存プログラムの磨き上げを行いながら、大和村らしい魅力ある体験プログラムを提供できるように取り組んでいきたいと考えております。

次に、お土産についてでございますが、こちらも現在、この集落まるごと体験協議会におきまして、これまで本村になかった島料理や島の食材を活用したレトルト食品の開発研究が行われておきまして、現在、12種類の開発がなされております。レトルト食品におきましては、軽くてかさばらず、破損の心配がないことから、気軽にしかもさまざまな種類を一度に購入することが可能となるため、特に島外からの観光客に対する購買意欲をかきたてる効果が期待できると思っております。今後も商品のパッケージデザイン制作を行うとともに、安定した生産体制の構築、販売チャンネルの開拓を行い、本格的な商品生産に向けた取り組みを展開する計画となっております。

このように、大和村における観光受入体制の強化は、大和村集落まるごと体験協議会を中心に事業を実施してきており、着実にその成果が出てきておりますことから、今後も継続されるよう、しっかりと維持をし、より満足度の高い大和村観光のあり方を構築していきたいと考えております。

次に、西部地区の観光開発についてでございますが、今年度、名音集落にテレワーク、ワーケーションに対応した中長期滞在型住宅を整備予定でございます。本村の宿泊事業者は名音以西にはなかったことから、当該住宅を訪れた観光客が西部地区観光の拠点的な形で利用していただけることを期待をしているところでございます。利用される観光客が集落の雰囲気を感じ、そこで仕事をし、実際の生活環境を体験してもらい、集落民との交流を通じて、観光地を訪れるのではなく、人に会いに来るといった新しい観光のあり方を提案することで、利用者のリピーター化が図られ、交流

人口から関係人口につながり、そして定住人口への転換が期待できるものと考えているところでございます。

次に、2点目の3期目の振り返りと4期目の抱負について、3期目を振り返って思うことは何かとの御質問でございますが、これまで議会の皆様の御理解をいただきながら、村民が主役、小さくとも光り輝く村づくりををを目指し、政策を進めてきたわけでございますが、3期目に掲げましたマニフェストについても、実行できなかった施策もございます。そういう中では、子育て支援の充実や合同会社の設立など、新たな展開につながる取り組みを進めることによりまして、成果も出てきたと思っております。また、人口減少や雇用対策、観光、産業振興の取り組みなど、喫緊の課題は残っておりますが、やれることからということで、職員一丸となって進めることができたのではないかとこのように思います。また、私も任期中には県の町村会の会長職や大島郡町村会の会長職を任されたことで、多くの経験と幅広く人脈をできたことにより、今後の村政へ生かすことにつなげることができたと思っております。

2番目の4期目に向けての抱負並びに最重要課題としての御質問ですが、昨年度から続いております新型コロナウイルス感染症につきましては、本村におきましてはいち早くワクチン接種も終わる予定でありますので、村民の御協力をいただきながら、今後も感染対策を講じながらでございますが、政策をしっかりと進めていきたいと思っております。

さて、抱負につきましては、これまでの政策を継続することで内容の充実を図りながら進めていくことと併せまして、今年度は奄美が大きく変わる年であると思っております。まずは世界自然遺産登録でございます。一昨年までのように、交流人口の増加が見込まれると思っておりますが、本村の良さを最大限に発揮し、受入体制の整備などを進めていくことが重要であると思っております。

また、昨年度民間企業と協定をいたしました企業によります宿泊施設等も、来年度完成は予定されている中でございますので、雇用創出に大きな効果があるというふうに思っております。今後も民間企業との連携をしっかりと取り組むことで成果を生み出していきたいというふうに考えております。

4期目の最重要課題につきましては、3期目までに成果が出てはきましたが、まだ十分とは言えない人口減少や雇用対策、観光産業の振興等にも引き続き取り組みながら、高齢化が進む中での独居世帯の行き場づくりや、身近な生活支援策であると思っております。その対策の一環といたしまして、来年度に向けまして福祉事務所の設置に向けた準備を進める予定にしております。高齢者対策や生活困窮者から就業支援など、福祉の分野の幅を広げることや、施設で生活をしております高齢者の方や、独居が難しい方などが地域の方々とも交流をしながら、住み慣れた集落内で生活し続ける集落長屋的な拠点施設を検討することで、集落で安心して老後が過ごせる環境づくりに努めていきたいと思っております。

福祉の課題はいつまでも続く問題でございますので、さらに社会福祉協議会とも連携を図りながら進めていきたいと考えております。

3番目のランドデザインの質問でございますが、これまで私ども進めてきた政策や、この長期振興計画は、文書にて示してきたところでございます。子育て支援、合同会社ひらとみの運営、福祉分野の取り組み、観光振興の取り組み、そして提示の状況など、どのように進められるのか、将来像がイメージできないこともあるかと思えます。

質問にもありますように、イラストなどによって示すことはわかりやすい取り組みの一環であると思えますので、今後の政策を生かす中で、我々もしっかり検討をさせていただきたいというふうに思っております。

以上、壇上からお答え申し上げましたが、あとは関連の御質問等により関係課長、あるいは自席のほうから答弁をさせていただきます。

○5番（藏 正君）

丁寧な答弁をいただきありがとうございます。

まず、自然遺産が目前に迫ってきて、交流人口の増加が見込まれるということで、最初に守りのほうからちょっと確認していきたいんですけども、入山規制等については現在協議中ということなんですけども、大島本島内全体的にそういった、一緒になってそういう入山規制とか、入山規制箇所とかいうのが、大和村だけじゃなくて全体的に検討しているということによろしいのでしょうか。

○企画観光課長（福山 茂君）

現在、奄美大島自然保護協議会のほうでいろいろ取り組みを行っております。その中で、三太郎峠入山規制とか、交通規制などもございます。先ほど申しましたものは、湯湾岳のほうにつきましては、まず環境省と宇検村、そして大和村などで、まず打ち合わせをしながら、そしてそのあとは必要に応じて自然保護協議会などとも話をしながら進めてまいるといことになると思っております。

○5番（藏 正君）

まだこれから決まるんでしょうけど、おおよそやっぱりフォレストポリス管内とか、ああいったところが入山規制にかかるだろうという、その予想的なものは今、わかりませんか。

○企画観光課長（福山 茂君）

まず、湯湾岳周辺国立公園特別区になっております、その周辺が中心になるかと思われまして、また、そのフォレストポリス等につきましては、現在、まだ検討中でありまして、ちょっと私のほうから、まだ今の段階でいろんなお話は、まだ私のほうではわかっておりませんので、いろんなお話が決まりましたから、またお話しすることになるかと思えます。

○教育委員会事務局長（森永 学君）

今の企画観光課の答弁に補足してでございますが、今現在、湯湾岳のほうは山頂の祠がある先、祠のところから先の頂上までの間を一応規制をしようということをお話し合っております。

○5番（藏 正君）

ありがとうございます。そういったことはこれからいろいろ決められていくということですね。

ども、ちょっと気になっているのが、先ほどあったツアーガイド、ツアーガイドが本村では認定登録者がいないということで、そうなってくると、せっかく一番湯湾岳に近いフォレストポリスとか、そういった環境を保持しているのに、本村関係者以外のところに、何とかな、ガイド料とか、そういったものが流れてしまうんだなということが考えられるんですけども、このへんの登録者とかいうのが急いで整備するべきなんじゃないですかね。

#### ○企画観光課長（福山 茂君）

先ほど村長の答弁でもございましたように、やはり世界自然遺産、大切な湯湾岳を抱える大和村でございますので、そこにツアーガイド、いろんな勉強などもされて登録されたツアーガイドがいらっしゃらないというのは、大変やはり急がねばならない問題だと思っております。

大和村としましても、そういう形での講習会のほうに、その認定制度にまず受講するようという形で、いろんな働きかけもさせていただいています。その中で、現在8名の方が初期コースのほうを修了しているところでございます。また、その方々が登録をされますように、またいろんなその先の実地の実地等がございますので、そういうことにつきまして、また働きかけをしまして進めてまいりたいと思います。

#### ○5番（藏 正君）

その8名の方は、集落まるごと体験協議会に加入されている中で、その8名の方は加入されている方もいらっしゃいますか。

#### ○企画観光課長（福山 茂君）

まるごと体験協議会の構成員の方もいらっしゃいます。また、そうでない方もいらっしゃいます。

#### ○5番（藏 正君）

例えば、これからですよ、先ほど言ったように、やっぱり大和村の自然環境をツアーガイドをやって、そのガイド料がやっぱり本村に落ちてくるというような形を、早急につくっていかなければいけないと思われまますから、やっぱり例えば合同会社ひらとみだったり、そのまるごと体験協議会のメンバーだったり、そういった方にも、そういったツアーガイドの認定を受けませんかということで、当局のほうから進めていく必要もあるんじゃないですか。

#### ○村長（伊集院 幼君）

議員のおっしゃるとおり、ガイドさんがこの村内にないというのは、我々もこうして紹介できるしっかりした受入体制というのも一つの一環だと思っております。おっしゃるように、やっぱりどうしても兼業すると、なかなかガイドに対しての修得が難しいところがあるというふうに我々も思っています、おっしゃるようにやっぱりこのまるごと体験協議会と、そしてまたひらとみもございますので、どういう形でガイドを配置するかということは、我々もしっかり考えながら、村で雇用していくのかどうかということもですね、やっぱりやっていかないと、この問題は村内ではちょっと進んでいかないんじゃないかなという危惧を、我々もしております。ですので、登録後になるか

もわかりませんが、今あるガイドさんがしてくれるのかどうかということを含めてですね、全体的にまた我々も人材の配置を検討させていただきたいというふうに思います。

#### ○5番（藏 正君）

ありがとうございます。

今度は攻めのほうの課題について伺いたいですけれども、以前にですね、例えばこちらにゲストハウスをこしらえたけれども、コロナの影響でなかなか営業がうまくいっていない社長もいらっしやいますが、そういったゲストハウス、ただ宿泊だけを提供するゲストハウスと、大和村に料理人の資格を持った若い方も帰って来ているような話も聞きます。そしたら、その宿泊を提供する側と、前にも話したんですけど、料理を提供する料理人の方々の中で、料理はこちら側で島料理のコースものとか、海鮮コースとか、ジビエコースとか、いろいろなものを考えていただいて、ゲストハウスは宿泊を提供する、こっちは料理を提供するという、そういった複合型の考えも必要なんじゃないかなと提案したことがあるんですけども、そういったことを体験協議会の中で検討したことはありませんか。

#### ○企画観光課長（福山 茂君）

議員がおっしゃいました宿泊、そして料理、それにつきましての協議がまるごと体験協議会でなされまして、夏はイセエビディナーキャンペーンという形で、そういうことでございました。それにつきましては、まさにそういう形での取り組みでございます。また、そういう形で今後もまるごと体験協議会においては、実際そういう形でやったということがありますので、それなども生かしながら、また今後も取り組むことになるかと思えます。

#### ○5番（藏 正君）

すみません、順番がちょっと逆になっているんですけども、本村に呼び込むためにどのような対策を立てているかということで、先ほど答弁がありましたけれども、ちょっとその宣伝的なものがちょっと弱いんじゃないかなって思う節がありまして、というのは、大和村に入ってきたときに、大和村をどんなふうに戻らいいのかという、そういった案内的なもの、それと前からよくいう観光協議会じゃない、観光協会というか、要するに案内所、来てこられるお客さんに対して大和村のチラシをどこでもらったらいいのかとか、その案内所がどこになっているのか、確たる案内所がまだできていないような気がしますし、例えば、合同会社ひらとみを観光案内所の拠点にしようと思うんだしたら、そこに対する案内板、これからトンネルも抜けますが、そういったところに、表玄関のところに、どこに行けば案内してくれるんだというようなものの設置とか、そういったものについての協議はどのようになっていますか。

#### ○企画観光課長（福山 茂君）

宣伝というんですかね、周知になると思います。大和村のドライブマップ等もございます。そしてまためぐるぐるぐる大和村という、そういう冊子もございます。そしてまた宿泊体験プログラム等もございます。そういうものにつきましては、現在のところは役場企画観光課等で、来られた方

に対してはお渡ししているところでございます。また、そういうものにつきましても、いろんな形で役場内であったり、またまるごと体験協議会などともどういった所で配付をしたら効果的かなども、についてもいろいろ話をしていきたいと思えます。

#### ○5番（藏 正君）

現在、企画課のほうでとおっしゃいましたけども、やっぱり観光客にしても、役場のほうに、観光に来たから役場に入っていくというのは、なかなか足が運びづらいんじゃないかなと思うんですよ。今後のことですが、例えばトンネルが開通されたら、例えば入って来たときに、よくありますけど、いもりんしょれ大和村とか、何か、アーチがあったりとか、目印ここからが大和村なんだとイメージさせられるような、駐車場があって、看板があって、そこで大和村の配置がわかって、案内所はどこにあるんだねとか、どの集落でどんな体験ができるんだなという、大まかな案内板が、看板があってですね、それからまた各集落集落とか、その道路にはどこどこに何がありますよ、ここに売店がありますよ、トイレがありますよとかいう、その案内板というか看板とか、前から言うフォレストポリスのマテリアの滝へ行くところの看板の設置なんかも、また新しいものに変えていって、もっと観光客がわかりやすいものにしていくべきじゃないですかというのは、再三申し上げて入ると思うんですけど、そういった大和村全体の観光客視点に立ったですね、視点に立って、こんなのがあったらわかりやすいね、親切だねと思われるような、そういったものを全体的に考えていく、考え直すべきじゃないかなと思うんですけど、いかがですか。

#### ○企画観光課長（福山 茂君）

世界自然遺産登録がされましたら、やはりいろんな大勢の方がみえられると思えます。その中で、やはり大和村のそういういろいろな施設、そしてまた観光地とか、そういうものについてやはり周知を、見ていただければわかるような形でするのは大切なことかと思えます。また案内板、そういうものにつきましてもまた、今後いろんな事業等をやはり、またいろんな事業等を、補助事業とか、そういうのもございます。そういうのもいろいろ検討しながら、また確認をしながら、いろいろ検討を進めてまいりたいと思えます。

#### ○5番（藏 正君）

一番大事なところになってくると思えます。ちょっと振り出しに戻りますけれども、入域客というんですね、あれ、入込客と違って島外から入って来るお客さんが、現在26万、2年度26万と言いますけど、45万人といたら、大島の人口を調べたら5万8,000人ぐらいらしいですね、大島全体で。それに比べて45万とか、今後増えて50万とかなってくると、大島の人口の10倍ぐらいの人が来るのであって、その人たちをどうやって大和村に来させて、その人たちから大和村にお金を落とさせる方法というのを考えていくと、その入客人数というのは、すごく大きな、この大和村にとっては、特にこんなという産業がね、基盤になる産業がなくなってしまっている大和村にとっては、大きな要素だと思うんですよ。ですから、観光事業、観光産業というのを、もうちょっとそういった大和村の定住促進とか、いろんな意味で人口減少対策とか、いろんな意味でとらえて、そこでの

若い方に観光事業のゲストハウスの振興とか、そういったものを進めていくことで、大和村の大きな問題が解決する基になると思われしますので、そういったことに取り組んでいただきたいと思いますんですけど、ちょっと支離滅裂になっているんですが、現在、大和村に大体どれぐらいの人が村外から、年間訪れているかというのは、何らかのあれで数字が取れていませんか。

○企画観光課長（福山 茂君）

申し訳ありません。そういう資料が現在あるかどうか、ちょっと私のほうでわかっていないものですから、またそういうものについては確認をしながら。

○5番（藏 正君）

例えば、宿泊客とか、大和村にそういった人数が調べられる、基になるデータというのが必要だと思えますよ。毎年毎年それで、大分増えてきたとかいう、そんなものも必要だと思いますので、そういった情報のとりまとめも必要だと思いますので、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

あとですね、個人事業主の方はなかなか自分たちで自分たちのゲストハウスの宣伝とか、そういうものをなかなかうまくできない、できづらい、できないんじゃないかなと思われるんですけど、最近、大和村のホームページを見てなくて申し訳ないんですが、そのホームページ等で大和村の宿泊施設とか、食事を提供させるところとか、そういったものの宣伝とかいうのは行っていますか。

○企画観光課長（福山 茂君）

役場のホームページではなくて、まるごと体験協議会のほうでは独自にホームページを立ち上げております。その中でいろんな情報を発信をしております。また工夫をされていると思います。

○5番（藏 正君）

よく市町村では、市町村サイドの商業を作っているところがありますよ。そういったものに取り組んでいって、例えば空港とか、そういったイベント会場とか、そんなところで大和村を宣伝するような、そういう商業を作成していくとかいうのは、結構大和村を紹介する上で、大きな効果が出るんじゃないかなと思うんですけど、そういったのに取り組む考えというのはいかがなもんですか。

○総務課長（政村勇二君）

以前、観光にも携わっていたもので、私のほうからも答弁させていただきたいと思います。奄美空港における周知宣伝の方法といたしましては、確か平成24年度以降だったと思います。今の新しい空港に改修される前に、デジタルサイレージと言いまして、大きなパネル、電動のパネルを想像していただいたらよろしいかと思います。そういったところの業者とも契約をいたしまして、大和村の主には映像ですね、風景であったり、そのとき開発されたソフトクリームであったりという周知をしてまいりました。先ほど企画観光課長のほうからの答弁もございましたが、当時、奄美大島観光物産協会、これが奄美大島全体の観光拠点施設といえますか、A i A i 広場、奄美市名瀬にありますA i A i 広場でそういった各自治体における、また各団体におけるパンフレット等も置いて

おりまして、もちろん奄美空港にも各自治体のパンフレット等も、今作成されましためぐぐるぐる大和村ですね、初期のものでございましたが、そういった周知等も行っているところがございます。その上で、やはり奄美大島に来られる観光客と申しますのは、何と言いましょか、各自治体ごとの観光ではなくてですね、どうしても奄美大島全体を通しての観光がメインになってくると思いますので、企画課長の答弁にもありましたが、その中で、やはり滞在期間をどのように伸ばしていく対策が必要なのか、そしてまた先ほど40万人以上の方が奄美大島に来られると言いますが、そういった中でも、やはりどういった観光客を選ぶという言い方は大変失礼なんでしょうが、フリーツアーの方、滞在期間をまずノープランで来ていただいた方を、どのように大和村に来ていただくかという施策をですね、どうしても奄美大島の観光と申しますと、国道沿い、笠利から国道沿いの向こうがメインのルートになっております。以前、平成28年度、29年度でございましたが、逆に向こうを通っていただいた方に、奄美のサンセットを楽しむバスツアーとかも、宇検村と合同でこの5自治体の連携の下で行った経緯もございますので、そういった周知の方法というの、確かに必要になってくるかと思っておりますので、また我々は大和村は大和村として、そしてまたほかの自治体とも連携を図りながらですね、各団体とも連携を図りながら、もちろん周知、コマーシャル等も必要になってくるかと思っておりますが、どのようにして、うまく奄美大島全体の観光として、その中で大和村は生き残って発展していく方法というの、各自治体、そしてまた団体とも連携を図っていくことが必要ではないかというふうに思っております。

#### ○5番（藏 正君）

今、総務課長がおっしゃったようにですね、我々が以前、所管事務調査で高知県の馬路村を視察したことがあります。馬路村は農協さんのほうが熱心にいろんな取り組みをされていて、何でも商品をごっくん馬路村とか、商品に馬路村の名前をつけて宣伝しているんですけど、その宣伝の仕方というのは、あるデザイナーの、地元のデザイナーと一緒にキャラクターを考えたりやっているんですけど、その自治体の方がうまいなと思うのは、例えば空港から、必ず目につくところに馬路村の馬路村というその看板があるんですね、行く先々、行く所行く所、空港だったら一番目立つところとか、コマーシャルもやっている。何かね、馬路村に行こうと仕向けさせる仕向け方が、すごくうまいなと思ったことを思い出しています。ですから、その40何万人、50万近い方々が、空港が拠点になってくると思うんですが、やっぱり空港での仕掛け方とか、そこからやっぱり大和村にはなかなか来づらい、遠い場所なんですよ、空港からすると。どうやってここに誘導するかというのを、皆さんで考えていただいて、協議会の方も一緒になってですよ、考えていただいて、そのためにはそういったコマーシャルとか、ただ止まっているチラシとか、そういうのじゃなくて、もうちょっと目につく方法はどんなものがあるかとかいうのを、みんなでぜひ検討してですね、大和村、売り出せるのがいっぱいあると思うんですよ、大和村にも。だから、そういったものをみんなで知恵を出し合って検討していただきたいと思いますが、村長、いかがですか。

#### ○村長（伊集院 幼君）



先ほど来、議員から質問がありますように、我々はまだ取り組んでいることもありますけれども、実際、情報を共有しながら、大和村に何が足りないのかということを含めてですね、まだまだちょっと後手後手に回っている部分がありますけれども、やっぱり大和村の良さの発信力、まさにその看板を設置する、そしてホームページにしっかりとしたいろんな大和村をビデオで撮ったりとか、そういう発信も必要ではないかという話も今しているところでございますので、一つ一つ、我々はできることから進めさせていただきたいというふうに思いますけれども、やはり今現在、成功例があるこのまると協議会を、いかに今後伸ばしていくかということを含めてですね、今、担当課のほうでこうして細目に打ち合わせをしておりますので、意見を聞きながら大和村でできることをしっかり取り組みを進めるように我々もしたいという考えでございます。

#### ○5番（藏 正君）

順番が逆になって申し訳ないんですけども、先ほどちょっと気になって、そのツアーガイドの登録認定者がいないということで、ちょっと気になるところがあるんですけど、現在、多分フォレストポリスの管理の中で、夜の何とかな、クロウサギ視察とか、ナイトツアーですか、そういうのをやっていると思うんです、これからその登録者じゃないと、そういったこともできなくなるということなんですかね。

#### ○企画観光課長（福山 茂君）

それに関しましては、罰則とか、そういう形ではないわけですが、私どもとしましては、やはりそういう形でちゃんといろいろな面を自然に対してだったり、文化に対してだったり、いろいろなことを伝えることに関して、またいろいろ勉強された方、それで認定を登録された方、認定をされた方をこちらとしてはお願いしますという形で、外からそういう形のツアーガイドはいませんかという形でできました場合には、こちらからはまたその協会のほうを紹介しまして、こちらから登録された方を紹介してもらおうという形なのだと思います。

#### ○5番（藏 正君）

聞きたいのは、今、ナイトツアーで料金を取っているかどうかはわかりません。だけど、料金を取っているとしたときに、その料金が発生するようなガイドになるわけじゃないですか。そういった料金が発生するようなガイドは、これから先はこの登録認定された方以外はやってはいけませんよということになるんですかということを知りたいんです。

#### ○教育委員会事務局長（森永 学君）

エコツアーガイドというのは、そういった環境を守りながら、観光客にかなり、何と申しますかね、環境を配慮した観光を案内するものでありますが、それがそのエコツアーガイドに認定をされていないものは、ガイドをしてはいけないとか、そういうものではございません。ですから、お金は取ることはできるんですが、それでもエコツアーガイドとして認定をされた人にガイドをされるほうが、質の高いガイドツアーになると思いますので、行政のほうも進めるのであれば、そんなエコツアーガイドに登録された方を推奨したいということでもあります。

○5番（藏 正君）

わかりました。あとですね、お土産について、土産についてもいろいろなことをやっていると聞きましたけど、一つは提案で、大和村でしかできないお土産、ひらとみ神社のほうから、ひらとみ神社というのは、開拓の祖といわれていますよね。開拓の祖ということは、事業成功の神様であると、そういった意味合いを込めたひらとみ神社からの御守というのを作っていただいて、大和村の商品には、その御守付きの加工品というようなものをしていけば、大きなお土産品、プレゼント効果が出てくるんじゃないかなと思われるんですけども、そのへんをぜひ、ひらとみの自立に向けての商品開発として、検討していただきたいと思うんですけど、産業振興課長、いかがですか。

○産業振興課長（郁島武正君）

ここでひらとみにくるとは思いませんでしたが、御守というのは今まで考えたこともなくてですね、確かにひらとみ神社というのは、そういう物事が成功する、開いていくというような意味合いもございますけれども、行政が神社の御守を作っているものかどうかも含めて、今後検討してまいりたいと思います。

○5番（藏 正君）

合同会社ひらとみだったら、絶対大丈夫だと思いますので、そこらへんは合同会社ひらとみの案として、ぜひ検討していただきたいと思います。

あとですね、加工品については、全体的に加工品を開発していこうという気運を高めるために、以前、1回だけ行ったと思うんですけども、加工品コンテストみたいなものをです、何かのイベントの際、この頃やっていませんけど、福祉祭りとか、何か、スモモ祭りとか、何かのイベントの際に、そういった加工品コンテストというものを設けて、その優勝者に対して、その商品を大和村の商品として位置付けますよというような、そういった取り組みは、全体的な機運を高めることに大事なことじゃないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○産業振興課長（郁島武正君）

産業振興課のほうでも加工品の数を増やしたいということで、最近はできておりませんが、スモモフェスタのほうでスモモを使った加工品ということで表彰もした経緯がございます。コロナの関係で、規模縮小してできておりませんが、このことは継続してやっていく計画でございますので、コロナの収束状況を見ながら取り組んでまいりたいと思います。

○5番（藏 正君）

先ほど、村長の答弁の中で、ゲストハウス等の開業支援を行っているというふうにありましたけれども、開業支援というのはどのような支援をされていますか。

○企画観光課長（福山 茂君）

まるごと体験協議会のほうでサポートしながらしております。その中で、いろいろな手続き等、特に保健所への申請とか、そういう物も必要となっております。そういうことに関しましてサポートをする形での支援を行っております。

○5番（藏 正君）

資金的な支援はされてないわけですよね。以前からちょっと提案したことがあるんですけども、ふるさと応援基金とか、いろいろふるさと納税に関する基金で、いろいろ積み増しされてきていると思うんですけど、そういったものから開業支援資金としての取り組みとかいうのも、今後必要になってくるんじゃないかなと思うんですけど、いかがですか。

○企画観光課長（福山 茂君）

ふるさと応援基金についての件でございますが、それにつきましては、やはりいろいろ実際それが使えるものであるのか、やはり方向性、用途とか、そういうのもございますので、十分にまたそういう話し合いをしながら使い道については検討していきたいと思います。

○5番（藏 正君）

村長、今後ですね、大和村の若い人たちが、先ほどから申し上げている観光事業に取り組んでいて、やっぱり入り客がこれからいっぱい来るといふ、作戦の立て方では大和村にもいっぱい呼び込めるぞということをつくっていく、そういった環境をつくっていく中で、やっぱり観光客が増えてきても、もう泊まる場所がないとかいう状況になってくると、せっかくの大和村に来たいという需要に対して歯止めがかかってしまうとかいうのが出てきます。ですから、将来に向けて、やっぱり若い人たちに、じゃ、ゲストハウスとか、民泊、何らかの観光事業の取り組み方を自分たちで発案して、村に相談して来る若者たちに対して、支援する基金、もちろん返済が必要な資金としてですよ、そういったものをそのふるさと応援基金とかいうものを、大和村を起こしてくれという思いの基金ですから、そこら辺を有効利用していくために検討して、今後検討する必要があると思うんですけど、村長、いかがですか。

○村長（伊集院 幼君）

まさに我々もこの支援策として、行政がどこまでできるのかということを考える中では、10年前とは情勢が大分変わってきたと思うんですよ。議員の質問にありますように、やはり大和村で企業を起こしてもらおうという中では、なにがしか我々も考えていかないと、実際、商工会があるとかですね、開発基金があるとかという、人任せじゃなく、我々が身近で支援をしながら、そのほうがサポートしていくことがその人たちも安心して事業ができていくのかなというふうには考えています。我々も今まで議会の皆さんに検討するという言葉をしてますけども、やはりこの世界自然遺産登録に向けた村としての取り組みがもう少し、やっぱり充実したものにならなければならないというのは考えておりますので、この支援策についても、ただできないんじゃないかと、どういう形で支援ができるかということは、我々も早急に皆さんにお示しできればというふうには考えているところでございます。

○5番（藏 正君）

時間がなくなってきてしまいましたが、村長の4期目に向けての抱負、力強い抱負を聞かせていただきました。その中でですね、ぜひ一つ、入れ込んでおかなければいけない、村長のグランドデ

ザインの中にですよ、合同会社ひらとみを村長が立ち上げていただきました。この合同会社ひらとみを何のために立ち上げたんだということを、もう一度、もう一度最初から考えてですね、次の村長が当選したあかつきの話ですけども、その4年間でこのひらとみをどんなふうな会社にしていくんだ、大和村の、大和村で唯一の会社組織、大和村ではこのひらとみに就職して、ひらとみの農業事業だったり、観光事業だったり、販売事業だったり、そういった企画的な仕事だったりとか、そういった総合商社になっていくような合同会社ひらとみを作り上げていかなければいけないと思うんですよ。4年間でそれができるといのは、難しい話かもしれませんが、4年間、合同会社ひらとみで、こんなことで取り組んでいくんだということを、ぜひ村長のそのデザインの中に入れ込んだものを発表するべきじゃないかな。こういうのは、似たようなものが龍郷町で農業関係のあれなんですけど、組織ができています。農業の担い手公社みたいなものができているんですけど、そこはそこの職員たちが自分たちで発案して、龍郷の農業をどうやって起こそうと思ったら、その人たちが、だったら堆肥を、みんな堆肥をなかなか堆肥が動かない、堆肥を投入してくれない。そこには何があるかといったら、堆肥が高いとかじゃなくて、堆肥を投入する労力がないんだということをやって、その人たちが発案して、だったら無料で堆肥投入は僕たちがやってあげようという、そういった動きをして、どんどん龍郷の農業を振興しようという動きが出ているんですね。ですから、合同会社ひらとみが何もしてないというわけではなくて、合同会社ひらとみでも、大和村が自立していくためには、自分たちはどうしていったらいいんだというものが、実質的に動いていけるような、そういった会社にしていかなければいけないと思うんですよ。ぜひ村長の次のマニフェストの中に、そういったことも入れ込んで村内に村長のイメージを示していただきたいと思うんですけど、いかがですか。

#### ○村長（伊集院 幼君）

ありがたいお言葉でございます。我々は合同会社設立をこれで満足しているわけではございません。ですから、農業法人を合同会社に位置づけしたのは、幅広く運営ができる会社にしようという思いで合同会社にしましたので、今、何とか先が見えてきている部分もあります。しかしながら、まだそこには職員体制の中で、幅広く我々も取り組みをしていかなきゃならないと思っておりますので、私が4期目に向けた取り組みの中では、皆さんにしっかり将来像がお示しできるというふうに、私は皆さんとお約束したいと思います。

#### ○5番（藏 正君）

最後になりますが、前に一般質問で申し上げた肉用牛生産についての体験牧場の構築をお願いして、令和3年度は無理ですけども4年度以降であれば検討していきますという返事を受けております。やっぱり畜産事業というのがあったら、そこに堆肥というのが生まれてほかの農業に波及していく。例えば、その牛を1頭でも飼う人が出てくれば、その本人は堆肥の確保が自分でできて、畑も肥えていくような、スモモにも還元できるとかいう、そういった複合農業ができる環境ができていきます。その応援体制は農協とかも持っておりますので、ぜひその体験しながら、自分たちで

もできるんだということがわかるような体験牧場を設置して、今後、検討していただきたいと思うんですが、いかがですか、村長。

○村長（伊集院 幼君）

畜産においては、大和村で以前そういうことがございました。今現在は畜産の飼育はしておりませんが、議員のおっしゃるように我々も耕作放棄地が増えていく中で、農業も守らなければならない。そしてまた、今の現状からすると、まだ畜産の構想は後々、考えておりますので、牛になるのか、豚になるのか、そこはまだ我々も具体的には決めておりませんが、生産が我々合同会社のひらとみの事業の一環として進められていくように、我々もしっかり努力してまいりたいというふうに思います。

○議長（奥田忠廣君）

これで5番、藏正君の一般質問を終わります。

しばらく休憩をいたします。

午後は13時30分より再開いたします。

-----○-----  
休憩 午前 11時56分  
再開 午後 1時28分  
-----○-----

○議長（奥田忠廣君）

休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、7番、民文忠君に発言を許可します。

○7番（民 文忠君）

皆さん、こんにちは。

まず初めに、お礼を申し上げたいと思います。世界中を脅かしているコロナウイルス、いつになると治まるかわからないコロナウイルス対策として、各首長さんたちが頑張っておられることは、テレビや新聞紙上でよく見かけています。お疲れ様です。大和村では2人のコロナウイルス患者が出てしまいましたが、村長はじめ、職員の皆様方の対応の速さで、2人の感染で食い止めることができました。また、村長におかれましては、大変なときですが、体に気をつけられて公務に勤めてほしいと思います。頑張ってください。

では、通告順に従い、一般質問を行いたいと思います。

まず初めに、老人ホームの夜警について。以前に大和の園の夜警に80歳を超える高齢者の方が勤めていました。大和の園で、もし火災が出たときに、80歳の夜警さんが入所者の移動や誘導ができるか、心配で質問をし、最高年齢70歳ぐらいまでということでも落ちていたと思います。この2・3年のうちに、大和の園の夜警さんがよく変わっています。65歳になると辞めてくださいと宣告をされた65歳を過ぎた方がおり、そのあとに50歳過ぎの方が入ってきたとか。そして部署変えを

しております。その後、70歳から73歳ぐらいの方が勤めております。65歳の人を辞めてもらっているので、当然、年齢におかしくないですか。私が聞きたいことは、なぜ村外の人なのか、1人は70を超えるが、緊急時に対応できるのか。年齢制限はないのか。65歳で辞めてもらった人とのつじつまが合わないのではないかと。この4点についてお尋ねをいたします。

2点目に、再任用職員について。役場職員を退職し、年金までのつなぎとして働けると聞いています。現在、年金をもらっている人もいます。なぜこの人たちだけが優遇されているのか。また、同じ役場職員で退職者であるのに、村が出す草刈り等の仕事ができないという人がいる。この人たちも庁舎内で働いている人たちと同じように仕事をさせるべきではないのか。以前、役場職員ということで仕事ができないというのは、おかしくないですか。同じ職員ですよ。庁舎での仕事をしている人も、外で仕事をする人も、何歳まで再任用できるのか。同じ退職職員でありながら、村が出す草刈り業務の仕事ができないと聞いているのが、なぜか、不公平ではないのか。

この2点についてお尋ねをいたします。

3番目に、会計年度採用職員について。採用に関しての年齢制限があるのかをお尋ねをいたします。

終わります。自席のほうから、また質問をさせていただきます。

#### ○村長（伊集院 幼君）

皆さん、こんにちは。

それでは、ただいまの民議員の御質問にお答えいたします。

1点目の特別養護老人ホーム大和の園の守衛についての御質問で4点ございましたが、一括して答弁をさせていただきます。令和2年4月から会計年度任用職員としての任用が始まりまして、昨年2月に公募をかけて村内の方2名を任用いたしました。1名が体調を理由に退職の申し出があり、ハローワークを通じて村外から60代の方を任用いたしました。また、8月にはもう1名の欠員が生じ、早急に補充する必要があったことから、公募をかけてから村外から1名任用させていただいたところでもございます。

また、守衛の業務内容につきましては、施設の見回りや緊急時における連絡が主な業務でありますので、70歳代でも問題はなく、健康状態についての特に支障はないということで任用を決めているところでございます。また、緊急時には職員の動員や消防団員等の協力を得ながら対応ができるというふうに考えているところでございます。

また、守衛業務の採用年齢に関しましては、年齢制限を設定しておりませんが、今後も希望状況を見ながら判断していかねばならないというふうに思っております。

また、以前からしますと状況も変わってきておりますので、65歳で退職された当時の制度と、令和2年度からの制度が違いますので、整合性は取れているものと考えているところでございます。

次に、2点目の再任用職員についての、何歳まで再任用ができるかということにつきましては、基本的な考えといたしまして、雇用と年金の接続という考えがございまして、これは平成25年度以

降、公的年金の報酬比例部分の支給開始年齢も段階的に60歳から65歳へと引き上げられることに伴い、無収入期間が発生しないように、平成25年3月に閣議決定された国家公務員の雇用と年金の接続について決定がなされたものを、地方公務員法に基づき実施をされているものでございます。

内容といたしましては、任命権者が定年退職を従前の勤務実績等に基づく選考により、定年退職する職員が再任用を希望する場合、年金支給開始年齢に達するまでとされておりまして、退職した年度によって再任用の期間も限られております。近年退職され、再任用職員として従事している方で、昭和32年4月2日から昭和34年4月1日生まれの年金支給開始は63歳からとなっております。再任用期間も63歳を向かえる年度末までとなります。また、昭和34年4月2日から昭和36年4月1日生まれの方におきましては、年金の支給年齢が64歳からとなり、再任用期間も64歳を向かえる年度末までとなり、昭和36年4月2日以降に生まれた方におきましては、65歳を迎える年度末まで再任用可能となりまして、再任用期間においても退職した年度によって変わることになっております。

次に、2番目の退職職員が草刈り等の業務ができないということでございますが、現在、草刈り業務につきましては、5班体制で組織をいたしまして、31名の雇用者がいらっしゃいます。道路の維持管理につきましては、村道は年間の優先順位を定めまして、約延べ30路線の草刈りを行いながら実施をし、県道につきましては、雇用対策の一環といたしまして県からの権限委譲を受けて、村内の県道を年4回にわたり草刈り作業を行っているところでございます。

御質問にもありますように、以前に退職された職員を、直後に草刈り等で雇用したことがございましたが、住民からの御意見もございまして、職員だけを優遇措置にならないかということもございました関係で、まずは職に困窮している方や、少ない年金生活をしている方を優先させていただいたところでもございます。

そういうことから、退職直後の草刈り雇用はしないということで、今の雇用体制になったものでございますが、現在は、退職職員につきましては、再任用で働けますので、雇用していないということではございません。今後は草刈り作業員の年齢も上がっていることから、雇用のあり方、雇用の形態につきましては、状況を見ながら検討する必要があるというふうに考えております。

次に、3点目の会計年度任用職員についてでございます。採用に関しての年齢制限に関しましては、令和2年度会計年度任用職員制度が開始される以前は、臨時職員の方でも65歳までの年齢制限がございましたが、この会計年度任用職員制度が始まった令和2年度からは、年齢の制限はございません。これは総務省からの通知による助言の中に、適切な応募、任用の実施という項目がございまして、その中で任用年数、年齢等により一律に応募要件に制限をかけることは、平等取扱いの原則や成績主義の観点から避けるべきものであり、60歳以上の者の募集を一律に制限することは適切でないということから、大和村におきましても会計年度任用職員の制限は設けていないところでございます。

以上、壇上からお答え申し上げましたが、あとは関連の御質問等により関係課長、あるいは自席のほうから答弁をさせていただきます。

## ○7番（民 文忠君）

村長から説明を受けました、まず、順番よくいってみたいと思います。

なぜ村外の人なのかということ、以前はですね、できれば夜警の方とか、できるのであれば大和村の人を使っていたらいい。村外からの人は、税金も払わないですよ、大和村に落とさないですよ。そういうことを考えれば、大和村でその仕事をしたいという人がおれば、大和村の人にさせるべきではないですか、村長。私はそのように思っておりますが、いかがですか。

## ○総務課長（政村勇二君）

まず、大和の園の守衛におきまして、関連でございますので、現在、夜警業務、守衛業務に関しましては、役場庁舎の夜警、併せまして消防分駐所の夜警もいらっしゃいます。その中で、全員で7名の方がいらっしゃるうち3名が村外の方の、現在雇用となっている状況でございます。この守衛に限らずでございますが、会計年度任用職員制度が令和2年度にスタートするにあたりまして、それまで令和元年度まで従事していただいた事務補助員、臨時職員を含めまして、その雇用の継続という形もございました。そのほか、併せて、この任用職員制度が始まる前にですね、一律に応募をかけなければならないという要件もございまして、この要件に関しましては、これは毎年行っている要件でございます。令和3年度も令和2年度末に行った経緯がございます。

そういったことを踏まえながら、その中でももちろん、全ての職種において村内にいらっしゃる方が、こちらが応募をかけた業種、職種によって全員が対応し得るものであれば、もちろん村が優先になることはあるかと思っております。しかしながら、各職種、職業における各課長の面談を主にですね、優先が図られる可能性はございますが、それ以外のものに関しまして、守衛等に関してその応募がなかった場合、そういった場合にはハローワーク等を通じて二次の募集をかけ、そのあとにまた従事していただくこともございます。今回、大和の園における1名の方は、緊急的に必要性があったということで、ハローワークでの応募になったという経緯もございますので、そういった会計年度任用職員制度の運用の中での今回の事案であったというふうに思っております。

## ○7番（民 文忠君）

村民のマイクの放送で、特老の夜警の放送を、私は聞いた記憶がないんですよね、記憶が。そしてですね、以前にいた人なんかを、ちょうど65歳になったら辞めてもらっているわけですよね。そのときは65歳で辞めてもらっているにもかかわらず、現在は60歳、70を過ぎている人でもオーケーということが、なぜなのかということですよ。つじつまが合わないですよね。村民に対しても、それをどうしてつじつまを合わせるんですかね。そうじゃなかったら、その65歳で辞めさせられた人は、まだできる可能性もあったと思うんですよ。それはもう総務省の権限でやられていたと言えばそれまでで終わるかもしれない。だけど、村民の感情、なぜだろうと、みんな言っていますよ、村長。私は悪態ばかり村長についているようにしているけれども、村民からくることを、私は村長なんかには伝えている立場だと、自分は思っています。だから、悪態ばかりついても村長なんかは思っていれば思っても構いませんけれども、この辞めた人と73まで使っている人との、この隔たり



ですよ。何でそういうことになっているのか。辞めた人は、もう65歳で、はい、もう65歳になりましたよ、辞めてくださいと宣告されているわけですね、言われているわけですよ。それはもう、園長から言われていると思います、私は。園長が村長が指導して園長から、現在の園長じゃないですよ。私はそういう思いで見ているんですけども、村長の自分の一存、村長の権限でやったと言われたらそれまでですが、この隔たりは何ですかということ。

#### ○村長（伊集院 幼君）

その当時、役場職員の退職者が夜警に入った経緯がございました。年齢を決めていかないと、退職者ばかり役場のあとの仕事につくのはいかなものかという住民の意見も多数あったために、我々はまだ公募者がいるということで、65歳で打ち切りました。それから公募を始めて、雇用をしたところがございます。先ほど総務課長が言ったのも、その当時は65歳で決まりがなかったもんですから65歳で年齢を決めて、今は会計年度任用職員という扱いの中で、年齢制限はないということでございますので、70歳でもその方が健康状態が良かったら雇用できるということで、私たちは村内に、公募してもらっしやらないということで、よそから採用をさせていただいている現状でございます。

#### ○7番（民 文忠君）

70歳でも年齢制限がないということでもありますけれども、村長、私はね、夜警について順繰り順繰りとですね、人が変わってきているわけですよ、65歳から60、65歳の方は定年退職させた。そしてあとの方、また年が60何歳、次は50何歳という。そして50何歳の方が来たところで、またこの50何歳は別のところに異動させられて仕事をしている。そういう関係で、する人がいなかったのかどうかかわらんですよ、だから70歳ぐらいの人が働かなければならなくなったようなことだと思っております。だからですね、村長が今言われたように、一貫性を持たないと、村長が言われたとおり、一貫性を持たないといけませんよ。もう何歳までと決めて。それをしないとうやふやうやふやになっていって、やっぱり村長に話をする人、私に話を持ってくる人、やっぱりいろいろありますから、それがやっぱりかみ合わないところがあるわけですよ。だからもう村長が今言われたように、一貫性を持ってこの年齢を決める。もう65歳までだったら65、70歳までだったら70歳まで働いてもらうということを決めればですね、そのうやふやな問題は起こらないと思うんですが、村長、いかがですか、その点。

#### ○総務課長（政村勇二君）

村長の答弁の前に、私のほうから申し上げさせていただきたいと思います。その年齢があった時代は、令和元年度まででございます。国からの運用に伴って、各自治体における臨時職員の取扱いがばらばらだということがありまして、この会計年度任用職員制度が令和2年度から全国の自治体において運用されております。その会計年度任用職員制度を運用する中では、やはり国からの通達により年齢制限を一律に設けてはならないというところがありますので、今の現状、じゃ、何歳まで、何歳までという上限を設けられない状況でございますので、国からの通知がある以上、その

運用方法については御理解をいただきたいというふうに思っております。

○7番（民 文忠君）

国からの通知がある以上はできないということであれば、それはもうどうすることもできませんよね。そういうことがあればですよ、やっぱり、夜警とか、いろんな仕事に対して村民にマイクで放送できるじゃないですか。ということで、こういうこうことに、国からの決まりでこういうことですよとか、決まり事を放送してくださいよ。そうすれば、村民の方は、だれかやっぱり聞いている人がおればですよ、ああ、あのとき、総務課長がこうしてマイクで放送しておったという記憶があると思いますよね。だから、そういうことがあれば、村民に一律にやっぱり知らせて、ああ、なるほどなということになるようにですね、努めてもらいたい。そうしないと、いつまでたってもそのような問題が、私は出てくると思います。いやなこと言わんにやいかん、また、いやなことも聞かならない、村長だったり、総務課長だったり、その係の担当だったりですね、やっぱりいやだと思えますよ、私は。だから、そういうことがあればですね、やっぱり村民に平等に知らせてもらいたい。再任用制度とか、年度の制度とか、こんなね、制度のことなんかいわんでも、国でそういうことに決まっておりますから、村民の皆さん、こうこうですから、そういうことを放送しますということで、マイクで流せば、何にもないことだと思いますよ、みんなが聞いていますから、そのときは。そして忘れる人もおるかもしれないけれども、やっぱりそういうことですね、そのことをマイク放送して知らせることはできないですか。

○総務課長（政村勇二君）

この会計年度任用職員の募集に関しましては、毎年行われることとなっておりますので、その時期が今年の年末もしくは年明けになるかわかりはしませんが、担当とも話しですね、そのときもは年齢制限がない旨の放送も併せて募集をかけていければというふうに思っております。

○7番（民 文忠君）

その点をですね、このような総務課長が言われたとおりですね、年齢制限のない旨をですね、一般村民にも知らせていただきたいと思います。

そしてですね、これは退職した人とのつじつまが合わないということは、結局はこの人も65歳だったら、すぐ辞めてくれと言われたもんですから辞めておるんですよね。だから、そういうことのないように、今はもう村長も言われたように年齢制限がないから、別にもうその人が辞めると言うまでは働けるということだろうと思うからこっちは言うけれども、その人の気持ちですよ、村長なんかもそういうことを言うのは、やっぱりいい気持じゃないと思えますよ、部下が言って、部下は村長から伝えられたからそれを言わなければならない、やっぱりいやな思いでしているんじゃないかと思うんですね。だから、ある程度のことは大きな声では言えないかもしれないけれども、何歳までがあれですよとか、こうだからねということ、ちょっとでも臭わせておけばどうかと。だから、このつじつまが合わないということを、私は言っているわけです。辞めさせた人と、今おる人との現在のあれが、つじつまが合わないということですよ、村長。

○村長（伊集院 幼君）

議員からの質問でございますけれども、私のほうからは議会の基本条例の第7条に基づきまして、議会並びに委員会で反問ができるということになっております。ちょっと、私のほうから反問の許可を得たいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（奥田忠廣君）

どうぞ。

○村長（伊集院 幼君）

これまで我々も雇用については、議員のそういう不満はあるかも知りません。しかし、この皆さんが決められた倫理条例の第3条第6項に書かれている案件について、議員の皆さんとしてどう理解をしているか、ちょっとそこをまずお聞かせいただきたいというふうに思います。

○7番（民 文忠君）

どういうふうに理解をしているのかということは、条例に載っていることは載っていることで、お互い守らなければならないという思いがあります。私はそういう思いです。条例、決まっていることは守らなければならないというのが、私は自分の考えの中にあります。だから、おかしいのはおかしいと言ったり、正しいのは正しいと言ったりしなければ、いいのも悪いのもあやふやなことでは、私はいけないと思うから、このような話をするんですが、村長がどうのこうのじゃなくてですね、村民の言われたことを、私はあなた方に伝えているだけのものですから、そういう思いでおりますので、そういう思いです、私の思いはね。

○村長（伊集院 幼君）

それは思いはあるかも知りませんが、我々も皆さんが決められた条例に沿って、我々も対応しなければならないということで、条例が制定されたときに、私が公布をしました。それは皆さんが守るという前提で、そして私自身も倫理に反しないように我々も行政運営、そして自分の身なりもしっかりやらなければならないという思いで、今やっているわけでございます。そういう中では、やっぱりこの職員採用、臨時職員の雇用に当たっては、住民のいろんな意見があると思います。それは私は担当課に聞いてもいいことではないかというふうに思っております、その中で職員不当に関与をしないという条例があるものですから、その条例に関して議員の皆さんが、私は今日、民さんがこういう質問をされるものですから、条例に不当に関与しないということが書かれている中で、どういうことでこういう質問をされているのかなど。我々としては疑問は疑問として、担当課で私なんか答えられるものは十分持っていますので、そこらへんの皆さんの思いをですね、議会をどう我々が、我々職員はどう解釈しなければならないのかということ疑問に思っているものですから、反問という形で使わせてもらっているわけでございますので、皆さんが条例を守るというのは、議員もしかり、我々行政も一緒なんですよね。ただ、条例の条項によって、どういことが書かれているかということは、我々もこの議会基本条例ができ、倫理条例ができたときには、いろいろ我々職員もその中で判断をしました。皆さんとも副村長を交えて議論もされたと思

います。そういう中でのやっぱり決め事は、我々もしっかり、別に守ってなくて、守るためにはどうしたらいいかということで、我々も四苦八苦しなから会計年度任用職員、それから以前の役場を退職された職員の雇用にあたっては、我々なりに努力をしてきたつもりでございますので、その点についても議員のまた御理解がいただければというふうに思うところでございます。

#### ○7番（民 文忠君）

今、村長からは不当に関与をしないということで、言われておりますけれども、私は不当に関与をするつもりはないです。私は私の思い、そして村民から聞いた思い、ここが自分なんかだったらそうするのになという思いだけを、村長に私は伝える思いでしておりますので、別に不当に関与して、私が村長、あの人を役場に入れたらどうねとか言ったためしはないですよ。そんなことなんかしたことないですよ。不当に関与はしないですよ、私は。自分の腹にも命じていることですので、その点はあしからずですね、お互い守らなければならないところは守っていくということですね、了解してもらいたい。私も不当に関与する気はないです。

だったらもうその件は終わってですね、再任用の件もですね、もう年齢などの関係もなし。村長、同じ職員でありながら、草刈りなんか仕事もできないということ、最初から、私はもう友だちなんかからも聞いてですね、おったわけですよ。だから、同じ年齢の退職者なんかですよ、同じ庁舎内の仕事できて、その人ができないというの、それも年金までのつなぎで働かしてもよかったんじゃないですか。その点、私は不思議でならないんです。そのころできなかったというのが、なぜなのかなど。外でする人はだめ、中でする人はオーケーという、このことがですね、差別をしているのか、中での人はいい暮らしをさせようとするのかですね、そんなのが私にはわかりませんよ。

#### ○総務課長（政村勇二君）

退職された方が、その草刈り業務を希望したのか、ごめんなさい、その該当者なのか、ちょっとわからない状況であります。村といたしましても、退職される方、60歳で定年退職迎えられる方には、まずは意向調査を必ず実施しております。その中で、本人が希望する場合は再任用として従事していただきますし、その方が希望しなければですね、それでもやはり先ほど村長の答弁にもありましたが、従前の成績業務経験、そういったものが優れた方であれば、なるべく協力していただけないかという方も、こちらからも再任用のお願いという形で希望を取ったりすることはございまして、近年であれば、防災に永年経験のある方が従事していた方がいらっしやったので、そういった方にも意向調査を実施した上で、やはり希望しないということでありました。それとまた、会計年度任用職員、それは再任用の話でございまして、会計年度任用職員と、また草刈り業務に関しましてはですね、草刈りは今現在、合同会社ひらとみのほうに委託業務として、またお話をさせていただいている状況ですので、そういった雇用につきましても、主管課であります産業振興課、そして発注委託をお願いする総務課、建設課、そう言ったところの話し合いのうえで、またどういった雇用の状態がいいのか、それは年齢制限、そしてまたなかなか仕事がない方たちを対象にしてきた

これまでの制度と併せてですね、今後の情勢、そういったものでまた検討が図ればというふうに考えております。

○村長（伊集院 幼君）

今の課長の答弁に補足させていただければ、議員が今おっしゃった、我々は雇用していないんじゃないなくて、一応、ここ5・6年の退職者の方には、再任用の希望調査をして、実際、働きませんかという投げかけをやっているんですよ。相手が断りをした方も、中にはいらっしゃいます。だから、何を選択するのかということで、我々も年金の接続という形でやっていますので、働いてもらおうということは、必ず声掛けをしながらやっているということは、そこはちゃんと御理解をいただきたいと思います。

○7番（民 文忠君）

総務課長からは、検討してみるということでありますので、村長、この前の初日の日に、住宅助成、役場職員の、これも出てきたことだし、もう一律もう役場職員なども住宅助成をくれたりするぐらいなってきたわけですから、そういう仕事の面も、役場職員だという、前役場職員だからということ、しほりをしたらいけないじゃないかと私は思うんですね。だから、役場職員だったから、何ができない、これができないということだったら、もう役場職員だった人は、いつまでたっても役場職員だからできないというような形になりやせんかと思うんですよ。だから、そういうのもですね、この際、住宅助成金を出したりする方向に向かって、いい方向に向かっておりますので、そういうこともですね、今後検討してですね、役場職員だったからという、その言葉をですね、払拭してほしいなという思いでおりますが、村長いかがですか、その点。

○村長（伊集院 幼君）

それはその当時の話でございまして、確かに住民感情の中では、多分皆さんのところに声が届いたかわかりませんが、ある一方では、職員だけが優遇されているという声も、実際あったものですから、ある程度年齢を決めなければならないということで65歳という年齢を決めたところでもございます。今は、その再任用という制度が、新しい制度ができましたので、我々としては、対応は特に支障がないように、その人たちがスムーズに年金接続で生活ができるような流れになっていくんじゃないかというふうに思っていますので、しっかりその制度を我々も示しながら、雇用をしていきたいというふうに思います。

○7番（民 文忠君）

村長から考えているような、考えて、村長がいくということであればですね、それまでも話をすることはないんですけども、やっぱり同じ村民、私も村民から言われたことは村長に伝える、そして村長も聞いていることがあれば、村長、いいことは村長のほうに直接行きますよ、悪いことは一つも言わないですよ。それはもう村長という、恐れ多くも村長ですということ、言われたい。だから、議員の方に、こうこうだから聞いてくれんねとか、その質問が今度あるが、どんなことなのという、一般の村民もおるわけですよ。だから、そのようなことで質問をするわけですから

ども、今後ですね、同じ退職職員であっても、村長が雇用の面は考えるということでもありますので、私はこれにてですね、この質問を終わりたいと思いますので、また今後とも、村長、よろしくお願ひいたします。

○議長（奥田忠廣君）

これで、7番、民 文忠君の一般質問を終わります。

次に、6番、勝山浩平君に発言を許可します。

○6番（勝山浩平君）

皆さん、お疲れ様でございます。

今日は傍聴にお越しいただき、大変ありがとうございました。また、宇検村議会のほうから倉本議員と壽山議員とまた事務局の皆さんもお越しいただき、ありがとうございます。お互いの議会の活性化のために、今後ともに切磋琢磨してまいりましょう。

質問の前に、本村では、先んじてコロナワクチンの接種が実施されておりますが、接種会場での円滑な接種や村民への細やかで親切な対応など、保健福祉課や大和診療所を中心に、役場職員の皆様に、その御尽力に対して感動しましたし、お礼を申し上げます。

質問に移ります。

まず、離島漁業再生支援交付金事業の活動において発生をしている疑惑の解明について。

令和元年度のやまとまほろば漁業集落の活動で、限認をされた事件の対応について、その処理のあり方に漁業集落の構成員から疑惑が向けられておりますが、事業の執行機関である村として、真相を解明していくべきではないでしょうか。

次に、墓の継承者難や無縁化等の対策として、村営の合葬式墓地の整備について。

昨年の一般質問に対して、需要について村民の意向調査をするということでありましたが、調査の結果はどのような内容であったでしょうか。整備を望む村民の声がありますが、合葬式墓地について、検討会を設置をして、その必要性や整備計画等について協議をしていくべきではないのか、伺います。

次に、自転車を使いました観光促進について。

自転車で各集落や村内の三つの奄美トレイルコースを細かく巡り、観光・交流して消費をすることで、地域に経済効果をもたらさせることが期待されますが、本村でも導入を進めるべきではありませんか。

次に、イノシシやヤギのジビエ商品を開発をするために、小規模な加工場整備につきまして。

開発のためには解体処理施設が必要であり、商品化に挑戦をしたいと意気込む現在の猟友会の会員もおりますが、小規模な加工場を整備をするべきではないでしょうか。

次に、日本糖業の始祖直川智翁の偉大な功績の顕彰について。

直川智翁と開饒神社について、郷土教育や観光で使用するために、パンフレットの必要ではないでしょうか。

開饒神社を村指定文化財に指定をするべきではないでしょうか。

開饒神社の保存、管理または修理に関して、村として予算措置を講じるべきではないでしょうか。

以上、壇上からとします。

#### ○村長（伊集院 幼君）

それでは、ただいまの勝山議員の御質問にお答えをいたします。

1点目の離島漁業再生支援交付金事業の活動における発生している真相解明についての御質問でございますが、離島漁業再生支援交付金は経済的、社会的に厳しい状況にある離島の漁業を再生するため、共同で漁業の再生に取り組む離島の漁業集落に対し、その取り組みに必要な経費を国・県・村でそれぞれ支援する制度であります。漁業集落の代表的な取り組みは漁場の生産力の向上に関する取り組み、漁業の再生に関する実践的な取り組みとなっているところであります。

まず、同事業の出向期間は村ではなくまほろばやまと漁業集落でございます。まほろばやまと漁業集落では、以前から年間活動計画の中で漁場の生産力の向上にかかる取り組みといたしまして、密漁監視パトロールをしているところであります。これまでも何件かの密漁者を確認したことがあるとは聞いているところでございまして、密漁監視パトロールの目的につきましては、密漁者の処罰をするかではなく、パトロールをすることによりまして密漁者の減少や再発防止につながり、漁場の生産力を向上させることであると考えております。

今回の件に関して申し上げます、密漁した本人は反省をしていると聞いているところでもございまして、それ以上、行政といたしましては立ち入れない案件ではないかと考えているところでもございます。このことにつきましては、奄美漁協大和支所と漁業集落の両方で直接協議をすることが必要ではないかというふうに思っております。

次に、村営の合葬墓地の整備についての御質問でございますが、まず、村民の意向調査の結果がどうであったかとの御質問でございますけれども、昨年、全集落ではございませんが、3集落の区長さんに対しまして聞き取り調査を行いました。意見といたしましては、合葬墓はほかの人たちと同じ墓に入ることになるので、あまりいい感じは持っていない。先祖代々受け継がれた墓であり、旧暦の1日15日の墓参りも、地元の方や村外の方も定期的に行っていると、島外に居住している方もお盆や正月等に墓参りをするので、必要性は感じられないとの意見がございました。

次に、合葬墓地について検討会を設置し、必要性等について協議していくべきではないかということでございますが、お墓の問題は残された遺族の問題も絡んでくると思いますので、相当複雑な問題になると認識をしているところでございます。本土の方では共同納骨堂がいやだということで、後年になって遺族が共同納骨堂から出して、自分たちの墓を建てた例があったとも聞いたことがございます。

合葬とは、骨壺から遺骨を取り出して、ほかの方の遺骨と一緒に供養することで、合葬墓とはそのように合葬した遺骨を共同で供養するためのお墓のことと察します。合葬墓はほかの方の遺骨と

一緒に埋葬するため、あとで遺骨を取り出すことはできません。日本人にとってお墓と一緒に入るといことは、特別な意味合いを持つといわれております。亡くなった本人は生前に希望していたとしても、家族、親族等関係者の合意がなければ、後年になって残された遺族等から、そのようなことは知らなかったというようなトラブルが出ることも予想されると聞いております。お墓に対する考え方は人それぞれでございまして、かなり複雑な問題を含んでいるというふうに思っております。この問題を解決するになりますと、相当な議論と時間が必要になると感じております。議員の言われるような意見の方もおられるとは思いますが、墓は基本的には個人の問題でございまして、村が立ち入れるような問題ではないとの意見も聞いております。現段階では、むしろそのような考えのほうが多いのではないかとこのように感じております。

村といたしましては、現在、小さくとも光り輝く村づくりを目指しまして、少ない職員でいろいろなことに取り組んでいるところでもございます。村の施策を確実に推進していくためにも、今取り組んでいることをさらに充実していくことが優先と考えているところでございます。

次に、3点目の自転車を使った観光振興についてでございますが、現在、奄美大島内におきましても、奄美市、龍郷町において電動アシスト付eバイクを活用したサイクルツーリズムの取り組みが始まっております。本村におきましても、今年度大和村集落まるごと体験協議会がフォレストポリス園内や湯湾岳散策等に活用することを目的に、環境省の事業採択を受けまして、eバイク10台導入する予定になっております。

奄美トレイルコース散策にサイクルツーリズムを導入することについては、特に重要な点である利用者及び車両の安全管理体制などを含め、どのように安全性を担保できるかなど、まず、フォレストポリスの運用状況を参考にしながら検討してまいりたいと思います。

次に、4点目のジビエ商品を開発するための加工場整備についての御質問でございますが、ジビエ商品開発のための加工場の必要性は以前からいわれているところでございますが、村のほうでも平成30年度の猟友会総会におきまして、隊員の皆様へ大棚の旧農産加工施設を活用し、解体処理施設として整備をすることについて、意見を伺った経緯がございます。会員からは、施設があるのはありがたいことではあるが、大棚まで持ち込むことや整備後は施設の管理を猟友会でするとなると厳しいのではないかと意見がございました。今後の捕獲頭数や会員の意向を聞きながら、検討していければどうかとの結論でありました。

県内の加工施設は7施設ございまして、大島地区におきましては天城町と瀬戸内町の加計呂麻島の2施設があります。どの施設も年間処理計画を処理実績が大きく下回っておりまして、経営は厳しい状況にあると聞いております。本村においても、個人の方が解体、処理、販売の許可を取っておりますが、思うように販売はできていないようでございます。

大和村のイノシシの捕獲実績は、平成30年度79頭、令和元年度347頭、令和2年度124頭となっております。毎年安定した数の捕獲はできていないところでありまして、令和元年度は347頭と多くの捕獲実績がありますが、過去の捕獲状況を見ても多い少ないを繰り返しておりまして、その年の繁殖状



況に捕獲数は大きく左右されていると思います。また、捕獲数の中には幼獣や、最近は病害のイノシシが多く含まれているため、処理施設に持ち込まれる数には限りがあるのではないかというふうを考えております。

私のほうからの答弁は以上でございまして、のちほど関係課長、あるいは自席のほうからお答えをいたしますが、次の5点目の開饒神社の質問につきましては、教育長のほうから答弁をさせていただきます。

#### ○教育長（農原弘久君）

次に、5点目の直川智翁の偉大な功績に顕彰についてですが、1番目のパンフレットの作成につきましては、教育委員会では大和村の教育というパンフレットを作り、その中で直川智翁の功績とともに開饒神社も紹介し、各学校へ配付しております。また、平成元年度に郷土学習資料として3本のキビからという小冊子を作成し、各学校に配付してあります。ただ、30年が経過しており、破損や紛失等もありますので、今後、再度配付し、道徳や歴史学習資料として活用してもらおう予定です。

そして、令和4年2月8日には、村内4小学校の集合学習の場で、大島地区の研究指定の郷土教育研究発表として、この資料を基に村内3・4年生の道徳学習を公開することとしております。これにより、村内の子どもたちはもちろん、研修会に参加する教職員が直川智翁の業績と開饒神社の由来を深く学ぶとともに、広くPRにもなるかと思っております。

観光面でも、ホームページやめぐるぐるぐる大和村といったパンフレットで開饒神社を紹介しております。また、酒造会社の御厚意の下、黒糖焼酎ひらとみのラベルでも直川智翁、開饒神社を紹介させていただいております。このような取り組みを続けることで、直川智翁の功績、併せて開饒神社を多くの人たちが知ることができるものと考えます。

次に、2番目の開饒神社の村文化財指定については、文化財には有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群などがありますが、開饒神社という特定した構造物を文化財としようとするのは、有形文化財にあたるかどうかを判断することになるかと思っております。開饒神社は、黒糖製造の始祖である直川智翁の功績を称え明治15年に思勝の高千穂神社の一角に建立され、昭和36年に現在地に改築移転されたとあります。また、現在の建物は、昭和59年に建立されております。開饒神社は糖業の始祖である直川智翁の功績を称えた価値のあるものと思っておりますが、現在の建物は建立されてからまだ月日が浅いため、今後、年月を重ねたあと、文化財としてふさわしいかどうか判断されるものではないかと思っております。

次に、3番目の開饒神社の保存、管理、修理に関する予算措置についてにつきましては、開饒神社は現在管理をされている方のほか、青年団でも掃除を行っております。また、集落も建物周りの清掃や初詣のための電球取り付けなどを行っており、隣接する高千穂神社と併せて地域に慕われている神社だと思っております。一方で、開饒神社は宗教法人に登記済みであることから、行政が予算を付けることは適当ではないかと思っております。

以上、壇上からお答え申し上げましたが、あとは関連の御質問等により、関係課長あるいは自席のほうから答弁させていただきます。

○6番（勝山浩平君）

離島漁業再生支援交付金から伺いますね。ちょっと、活動の中で事件が発生、令和元年度しているんですね。しているんです。それは、活動の柱の一つをやっているさなかで、活動していた構成員が、現場で見て確認しているんですね。それが、今まで全く何も、役員会の中で諮られた、協議されたこともないし、活動で起こった事件に対して構成員に総会や会合の中で、こういったことがありました、こういったことがありましたからこうしましたという、報告もない。これ、私は質問、あまりしたくはなかったんですけども、この構成員の数名の方々が、事実を解明をするために漁業集落に働きかけているんですよ。その当時の会議録、日報、事件が記してある日報を出してくれと、見せてくれと。元年度、何も動きがない役員会でね、中でないので、元年度提出を求めたら、出してもらえなかった。令和2年度、変わって、役員がほとんど刷新されたんですね。令和2年度の代表と役員と構成員が、その日報と議事録を出してくれと言っても、提出をできないと言われたんですよ。自分たちの活動の代表者、役員が、関係書類の提供を求めて、出せないというような活動をどのように感じますか。

○産業振興課長（郁島武正君）

まほろばやまと漁業集落の活動計画の中で、活動の一環として漁場監視パトロールをしました。そのパトロールをしたのは漁業集落であり、その計画をしたのも漁業集落であります。でありますから、その書類等の所在は漁協でも大和村でもなく、漁業集落と認識しているところでございます。そのため、その写真等については、役員から依頼がありましたので、出すようにということで、写真等の処理については出した経緯がございます。

○6番（勝山浩平君）

結局、出してもらえたんですよ。それは今年の総会の前後ですよ。それまで出してくれなかったんですよ。今年の5月にあった漁業集落の総会で、この事件に対して総会でどのような議決をしておりますか。

○産業振興課長（郁島武正君）

私も漁業集落の総会には出席したんですが、議題自体にはなかったと思います。ただ、組合員の脱退、新規加入の議題の中に、その該当者が含まれていたんですが、その監視パトロールの状況についてはなかったと記憶しております。

○6番（勝山浩平君）

議案には最初上がっていなかったんですけど、その他の議案の中で、代表から構成員、総会に出席している構成員に、この事件に関しましてどうしますかという話し合い、協議がありました。その協議の結果、過半数の方々がこうしようという判断を示していますが、どういう議決がされましたか。

○産業振興課長（郁島武正君）

私もその場におりましたので、最後のほうで出席者に対して、この件についてどうするかということで諮られまして、多数決というか、その出席者の中では海上保安部に通報するということがまとまった記憶がございます。

○6番（勝山浩平君）

構成員の方々、特に現場で現認した方々が求めているのは、村長の答弁にありました、この事件を起こした方をどうしようじゃないんです。元年度に事業が発生をして、元年度の役員会では何も話し合われていない。だったら自分たちで動こうということで、関係書類を出してくれませんかとお願いをしたら、構成員には出さない、役員にも代表にも出せない、そのような体質がおかしいんじゃないかというのを、何があったのかというのを知りたいんですよ。私がちょっと勉強不足で、執行機関を村と通告書に上げましたけれども、これは離島再生事業は大和村の事業ですよ。国・県の補助金を生かして、本村も元年度は89万4,000円、一般財源から村民のお金を使って行っている活動なんですよ。そういった活動で起こった、腑に落ちない、納得できない。このような書類も出さない、役員に。どう感じますか。

○産業振興課長（郁島武正君）

その令和元年8月20日に起こったということで、その事件がですね、あって、その次の10月2日の理事会で、そういう報告があったということは担当から聞いております。勝山議員が言われるそのような、書類を出さないとか、そういうものにつきましては、村としては執行機関は漁業集落であります。しかしながら、村として漁業集落の事務処理等が適切に行われるよう監督する立場であると思いますが、その書類を出さないうんぬんにつきましては、行政はとやかく言えないのではないかというふうに考えております。

○6番（勝山浩平君）

臭いものには蓋をじゃないですけど、このような体質は村政も疑われますよ、この構成員に。水産交付金の実施要領を見たことがございますか、離島振興交付金の。三つあるんですよね、実施要領、国、水産庁が出している。内容は、もうお互い表現が違うだけで、地方公共団体、大和村です、漁業集落と密接に連携をしなければいけない。実施する市町村、大和村は漁業集落に対して、その事務や会計等の指導が実施要領に添って行われるように、しっかりと指導しなければいけないとありますけれども、どのように受け止めているんですか。

○産業振興課長（郁島武正君）

実際、この事業は国の交付金事業でありますので、会計検査対象でございます。実際に、令和元年には会計検査も実施したところでございますけれども、会計検査の対象とみる検査員の見るところは、その交付金が適正に支出されているかということを中心に見られました。実際、そういうふうに見られました。今回の件に関しては、漁業集落で活動計画を立て、それに基づいて構成員がパトロールをしたと、それに対して報酬が支払われており、それが再発防止につながるものであれ

ば、その交付金の返還対象とはならないのではないかと考えているところでございます。

○6番（勝山浩平君）

産業振興課長、申し訳ないんですけど、先ほども申し上げましたが、漁業集落の構成員、今回、はっきりしてもらいたいと願っている方々は、この国のお金を返せとか、そういった話じゃないんですね。注意をしたことで目的が達成されたと受け止めているのかもしれませんが、真逆ですよ。総会を開いて決めた一つの柱の活動に対して、問題があった、事件があったのに対して何もされない。お金を使って海岸にはいろんな看板を立てて、自分たちもパトロールをして、やる気がなくなっているんですよ。これは言いたくなかったんですよ。そういった事件のパトロールをしても、意味がない。金使って看板作っても意味がない。目的が達成されたところか、損なわれているんですよ、実際は。どうですか。

○産業振興課長（郁島武正君）

離島漁業再生支援交付金は、離島漁業の集落の住民が共同で漁業の再生に取り組むというふうになっております。今現在、大和村の離島漁業集落は全員一致、共同でという形にはなっておりません。行政としては、一致団結して、限られた人数でございますので、団結してやったほうがより効果的な活動ができると思っておりますので、まずは漁協なり、構成員なりがまだよく話し合って理解し合わないと、こちらが行政がどちらの見方もするわけにいきませんし、実際、一番悪いのは密漁した方とは思いますが、行政としてそのへんの処罰関係に関わることは難しいのかなと思えます。このままでいけば、活動自体が、勝山議員が言われるように、やる気がなくなる方もいるかと思えますけども、我々としてはなるべく漁業集落が一つになって、活動を進めていかれるような団体になるように進めて支援していきたいと思っております。

○6番（勝山浩平君）

再三申し上げますけど、事実を明らかにしてもらいたいと望んでいる構成員が求めているのは、これではないんですよ。漁業集落の事務、年間36万ほどですけど、どこが受けていますか。

○産業振興課長（郁島武正君）

離島漁業集落のまほろばやまと漁業集落の事務費として年間36万円、奄美漁協のほうに委託しています。

○6番（勝山浩平君）

郁島課長がおっしゃいましたように、活動はもっと本来でしたら充実したものにしていかなきゃなりません。ですから、話し合う場は大事です。でも、今回の件を事実関係を、やっぱりしっかりと説明をしないと、半分以上の方は納得しませんよ。ですから、事件化しようということもありません。役場に、村に対して漁協にうんぬんというのも考えていないんです。漁業集落という活動の中、村も関わっている、90万円近くお金を使って関わっている中で、構成員が動いても相手にしてもらえないんですよ。ですから指導者、指導する立場の村として、調べていきたい、調べていただきたいのが3点あるんですね。元年度に起こった事件なのに、元年度の役員会で責任の取り方、法

的責任ですね。どうして役員会で協議がなかったのか。二つ目が活動で見つけたその事件を、どうして構成員にこういったことがあったのか、こういった対応を取りましたという報告が1回もなかったのか。そして一番大きいのが3番目、漁業集落の代表者、役員が議事録や日報、活動日誌の提出を求めて、事務に求めて、提出をしなかったという判断は、だれがしたのか。この3点をしっかりしらべて、漁業集落の総会でみんながもっとまとまっていけるように取り組むべきじゃないですか。

#### ○産業振興課長（郁島武正君）

3点目の関係書類等の提出がされなかったということについては、先ほどの答弁でも言ったように、提出されないほうがおかしいというふうに思っております。それを指示したのがだれか。1点目、2点目については、勝山議員が言われるように、村もなにがしかのお金を出して活動させている漁業集落でございますので、関係ないとは言いません。漁協、集落、役場と間に入って3者が納得するような形に結果を持って行けるように努めたいと思います。

#### ○6番（勝山浩平君）

ぜひお願いをしたいです。気持ち悪いまま進んでいくことはなかなか前進できませんからね。漁業集落の規約を見ましたら、代表が臨時総会を開催することができますので、そういったしっかり調査をした上で臨時総会でも開いて、構成員にしっかりと説明をするように漁業集落に指導をしていただきたいと思います。

次、墓の合葬式墓ですね、合葬式という、その言葉の定義にちょっとニュアンスの違いを感じたんですが、最近、全国でも合葬式墓地を市町村が整備をする例が増えてきております。合葬式墓地というのは、私がしっかり書かなかったのが申し訳ありませんけど、私が提案したいのは、遺骨のビンには入っているんですね。それを宇検村の共同の納骨、ああいった形でまとめて、あれを合葬式墓地というのが、墓地と呼ばれているんです。申し訳ありません、僕の説明不足で。それが今、少子高齢化や核家族の影響を受けて、全国的に将来、子どもがいない、墓を見る人がいないとか、そういった例で市町村が市町村の財政、金を使って合葬式墓地を整備をしている例が増えているんです。ネットとかで調べたら、すぐ出てきます。そのような傾向をどう感じますか。

#### ○村長（伊集院 幼君）

今の議員の質問にありますように、世の中が少子高齢化で、いろいろ田舎の家もそうだし、墓参りすることもままならなくなってくるというのは、我々も理解しています。私が先ほど答弁しました、今のまだ大和村の状況からしますと、やはり先祖をないがしろにできないという思いの方が、やっぱり多いのではないかと。その中では、郷友会の人たちでさえも、自分の出身地に墓を造りながら、ちゃんと墓参りしようというのが現状にあるものですから、我々がそこを先走って、行政がやるべきなのかどうかということで答弁をさせていただきましたので、一部住民の中にはそういう意見もあろうかと思えます。しかし、今、大和村が今ここのこの合葬墓のことについて、私はまだテーブルに乗せる時期ではないということで答弁をさせていただきました。

#### ○6番（勝山浩平君）

集落区長を通しての調査というのは、3集落の区長から御意見を伺ったということでありましたが、3集落の区長さんがそれぞれ集落の全員の意見、考えを当然把握しているわけではありません。私たちが、私たちというか、藏議員からも以前、委員会の中であったと思いますけど、Iターン者で、骨をうずめる覚悟でここに来ただけで、子どもたちは本土にいて、墓が心配なので合葬式墓地を整備を村でもしてもらえないかという話が2年連続あったんですね。こういったのを受けて、必要性を感じて、私も感じて質問を出してもらいました。そういった中で、私は名音なんですけど、名音の高齢者の方々からも、将来、もし自分が何かあったら、墓を見てくれる人がいないから心配なんですよという声があったんです。どれぐらいの方々合葬式墓地、将来の墓のことを心配しているかどうか、村当局も、議会、私も正確な数字はわかりませんが、私は必要性を感じて今回提案させてもらっていますけれども、そのためにも今取り組むかどうかは別としまして、先々のことを考えて、村民へのそういったアンケート調査なるものは、必要ではないですか。最近ではですね、喜界町が住民アンケートを昨年ほど実施をしておりますが、そういった例を参考にして、住民の正確な意向を把握するためにも、将来に備えるためにも、必要性についての調査等は必要ではありませんか、調査ぐらいは。

#### ○住民税務課長（池田浩二君）

喜界町のアンケートという意見でございましたが、まず、アンケートを取る際にはですね、まず、目的性をまず出して、何のためにアンケートを取らないといけないのかというのを、課題として出してからアンケートをしないといけないんですけど、先ほど3集落の集落の区長さんの意見からして、今のところまだ必要がないということではありました。実際、アンケートを取るとなると、村主体でこの問題を解決しないといけないという考え方を、村の方も受けると思います。しかしながら、墓の問題というのはあくまでも個人の考え方であり、個人個人が意見を寄せ合って集落の中でそういったものがまとまってくることになればですね、あと何らかの検討とか、そういうのもあるかと思うんですけど、今の段階ではアンケートを取る必要はないかと考えております。

#### ○6番（勝山浩平君）

Iターンの方の話をして、また集落の高齢者の方でも心配している方、その必要性を訴えている方が、実際、もしかしたら少数化もしれない。もしかしたら過半数いるかもしれません。わかりませんが、そういった方々の声をしっかりと受け止めるためにも、アンケートぐらいはやっておいて、やる必要があるんじゃないですか。将来、だから、喜界町とか参考にしてほしいと言ったのは、喜界町も町がやりますよと言っている訳じゃないですよ。墓について、将来的な不安はありませんかと、細かく地元の新聞に掲載がありましたけど、参考にしながら、墓の管理について、将来的にどう思いますかという、それぐらいの内容ではやっておくべきではないですか。

#### ○住民税務課長（池田浩二君）

確かにアンケートのことではありますが、先ほども村長からの答弁もあったところなんですけど

ど、今の段階ではほかにやるべきことがたくさんあることも事実であります。このアンケートというのも、先ほど言ったように、一人一人の考え方もありますので、確かにアンケートを取ればいろんな意見が出てくるとは思います。それがあくまでも参考にはなるかもしれないんですけど、やはり個人個人の意見、そしてそれをまとまって集落間の動き、そういったものが出てこない、やはり行政としても何らかの検討とか、そういったのもできませんので、今のところアンケートを取るような考えはありません。

#### ○6番（勝山浩平君）

今後、合葬式墓地、また、調査をしてですね、次の機会にまた提案させてもらいたいと思います。

自転車を使った観光促進ですね、フォレストポリスに集落まるごと体験協議会がeバイク、10台、今年度配備ということでありましたが、自転車観光が、今なぜ注目されているかというのは、自転車、車とは違って細かく地域を回ることができる。今回、フォレストの状況を見ながら、今後考えたいということでありましたけれども、やはり村内の東部、中部、西部にレンタルサイクルを保管、管理するようなサイクルポートを、フォレストの状況を見てですね、自転車は大和村の観光に適していると判断をしたなら、3地区にもですね、そのような自転車の、観光自転車の導入を図っていただきたいと思うんですが、いかがですか。

#### ○企画観光課長（福山 茂君）

現在、集落まるごと体験のほうで10台、フォレストを中心に現在投入を考えております。その中で、先ほど村長からもありましたように、やはり、実際の運営状況などを確認しながら、また村内のほうで、どう活用していくかということなども、それはその状況を見ながら考えてまいりたいと思います。それに関しましては、やはり安全面、そして管理面、管理のeバイクなどですと、結構値段が高いものであります。仮に自転車であったとしても、安全面についてかなり慎重にならないといけない部分もあるかと思っております。その中で実際に行っていく中で、どういうものが課題となるのかなども、十分に検討しながら進めてまいりたいと思っております。

#### ○6番（勝山浩平君）

鹿児島県が新年度事業でサイクルツーリズム事業、市町村などと協議会を立ち上げて自転車観光を図っていこうという事業を立ち上げておりますが、その事業にももちろん参加をして、これからの自転車観光を考えていくということですか。

#### ○企画観光課長（福山 茂君）

県のほうが、現在サイクルツーリズム協議会をするために構築事業を進めております。それで現在募集などもかけていると聞いております。大和村におきましても、そういう事業に加入することでいろんな情報などがいただけるのではないかと考えています。また現在、県の状況なども確認しながら、またそれについても判断をしていきたいと思っております。

#### ○6番（勝山浩平君）

加入をして、いろいろノウハウとか、情報を集めていくということですか。

○企画観光課長（福山 茂君）

加入の方向では考えたいと思っておりますが、実際に状況など、また再度確認をしながら進めていくべきかと思っております。

○6番（勝山浩平君）

ジビエの加工場に移りますね。以前、新商品開発の資格を取得をして展開をしていきたいとありましたが、この計画の現状はどのようになっていますか。

○産業振興課長（郁島武正君）

ジビエ処理施設を造ったときに、中心となってそれを運営していくのは、大和村の猟友会員でございますが、平成30年度の猟友会総会において、その処理施設のことを、行政からは大棚の旧農産加工施設を活用して、そういう施設を整備したら、皆さん、どうですかというようなことを聞いたような議事録が残っておりました。そのときの猟友会の反応としては、猟友会員村内全域に散らばっておりますので、大棚の処理施設まで運ぶのがめんどくさいとか、その処理の仕方、今まで自分で処理していたものを、共同で処理、そういったものが難しい。猟友会にはこういった言い方もおかしいんですが、一匹オオカミ的な方が多いですので、共同でやるというのをあまり受け入れられなかったのかなという感じを受けたということです。ですから、その処理施設のことは、造ってもらえるのはありがたいんですが、今ではないというような議事録の内容ではなかったかと思えます。

○6番（勝山浩平君）

今ではないということですがけれども、企画観光課長に大変申し訳ないんですけど、午前中、ふるさと納税の返礼品、大きな財源に期待。返礼品のメニューも増やしていくことも、納税をたくさん確保する大事な手段だと思えますが、例えば、ジビエの商品ができた場合には、返礼品の充実や宿泊施設でのジビエの提供もできたり、お土産なども増えることが期待されますが、企画観光課長としてはジビエの商品をどのように思えますか。

○企画観光課長（福山 茂君）

ふるさと納税に関しましては、やはりいろいろなメニューを増やしながらというのは考えております。その中で、ジビエ商品が、実際それがどういう形で提供されるか、そういうのが私のほうとしてはわかっておりませんので、また、いろいろそういうことなどを、また実際に確認を、確認というんですかね、実際協議をしながら進めていくものかと思っております。

○産業振興課長（郁島武正君）

ふるさと納税に関して言えば、産業振興課ではパッション、スモモ、そういったものを今年を出しているんですが、ジビエを商品化して、ふるさと納税の返礼品用というのも、施設ができれば、それは可能なことでございます。実際、天城町もふるさと納税の返礼品にイノシシ肉を出している経緯もございますけども、そのようなことでございますので、しないではなくて、今、猟友会員



がそれを早急な整備を求めているという感じを受けているというような感じを受けたものですから、その答弁をしましたが、いずれにしても、ジビエの肉を商品化するためには、処理加工施設は新築にしろ、改修にしろ、必要であると思っております。

○6番（勝山浩平君）

午前中、蔵議員の答弁で、加工品を増やしていきたい、加工商品コンテストをコロナが収まったら開催をしたいとおっしゃっていましたが、水産業者は水産加工場があります。農業、農産物加工場があります。林業の狩猟者で自分も商品を作りたいと思った方は、どこで作ればいいですか。

○産業振興課長（郁島武正君）

そう言うてくるだろうなと思ったんですけども、農産加工施設でジビエができれば一番いいんですけども、それができずに、水産加工施設を造りました。今現在、造ったからには、利用状況、活用状況というのが行政としては考えなければならないことでありまして、農産加工施設においては、かなりの利用頻度がございますが、水産加工施設がいまいち伸びて来ない。その中で、ジビエ解体処理施設というのは、よっぽど猟友会全員が持ち込むというような決意でやらないと、あとあと維持管理に、また勝山議員あたりが突っ込んでくるかなという心配がございます。

○6番（勝山浩平君）

企画観光課長にも、産業振興課長みたいな、ちょっと柔軟な答弁をもらえたら、すごいやりやすかったんですけど、ありがとうございます。ではですね、本村のイノシシの農業被害、産業振興課長に教えていただきましたが、3年間で1,227万円、加工場を、鳥獣の加工場を造ることによって、狩猟者の狩猟意欲が高まり、イノシシ等の被害への減額にもつながってくると期待しませんか。

○産業振興課長（郁島武正君）

それは、肉が商品化されて、猟友会にも入るようになれば、それは大いに期待できるかと思えます。

○6番（勝山浩平君）

加工場という箱物を造って、その管理の経営が難しいとかいう答弁もありましたけれども、考えられておりますが、水産加工場を整備していただきましたけど、あまり稼働率ないと思いますよ。それを考えてしまったら、新しいものは何もできませんよ。狩猟者は何人かでも、自分たちは挑戦をしたいから商品化をしたい、商品を作りたいという意欲のある方が数名でもいたら、整備をして狩猟者の所得向上や先々は農業被害の減額につなげていくためにも、そういった事業、国・県ありますよ、県の地域振興事業も使えるかもしれないと教えてもらいましたが、そういった事業を活用して、導入を図っていくべきではないですか。

もう一つ、本村で許可を取っている狩猟者がいるんですよね。あまりお金をかけないで許可を取る方法もノウハウもあるはずですよ。そういったものを研究してですね、狩猟者の猟友会の意見、意向を聞いて、私は若手の2人の狩猟者から、あつたら助かるよねって、商品化してお金稼ぎたい

という若者がいるんですよ。実際、何人かいるので、狩猟者の意向を確認をして、そういった方がいたら加工場の整備に向けて進んでいくべきではないですか。

○産業振興課長（郁島武正君）

勝山議員から商品化に挑戦したいと意気込む猟友会員という話がございましたが、残念ながら、こちらのほうにはそういう意気込む猟友会員が話を聞いておりません。ですから、産業振興課のほうに来て、それをするにはどのような許可が必要かとか、まとめてありますので、その方にも産業振興課のほうに来ていただくように言っていただきたいと思います。

また、許可の方法も、先ほどあったように、個人の方で食品衛生管理法で許可を取って、解体処理販売までいける方もおります。そのような方法ですのか、また全体で、猟友会全員ですのか、そのへんにつきましても、令和3年度の猟友会総会が10月にありますので、そのときにまた再び会員の話聞いて、あくまでも我々は造らない方向で話すのではなくて、猟友会の意見を尊重して話を聞きたいと思います。以上です。

○6番（勝山浩平君）

やってくれってお願いするのは、なかなか難しいですけど、やりたいと言っている方がいますから、その思いをもっと高めていってもらいたいと思います。

直川智翁の顕彰につきましてですけど、今、直川智の本村の観光的な立ち位置、位置付けはどのようなものですか。開饒神社のです、ごめんなさい。

○企画観光課長（福山 茂君）

現在、大和村においては、国直のほうから宮古崎からこうやって始まって、ずっと来るわけですけども、その中で、高千穂神社、そして開饒神社、その中で開饒神社から直川智、そしてまた村内の各地区へと回っていくルートのやはり一つになっていると思っております。また、大切な観光、そういう資源になっていると思っております。

○6番（勝山浩平君）

大切な観光スポットなんですよ。なのに、この開饒神社を紹介をする観光ガイドマップは一つもないんです。全体の中でありませけれども、何行であるのか、何文字であるのか、ちょっと書かただけですよ。やはりそれだけの基幹産業、大島の、を始祖を祀っている開饒神社、また縁起もいいし、産業を開拓する、富を開く。宣伝の仕方、私たちの活用の仕方によっては、教育、また観光でもさらなる大きな得るものがあると思うんですが、開饒神社に特化したパンフレットは必要じゃないですか。

○企画観光課長（福山 茂君）

議員がおっしゃいましたように、本村で発行しています大和村の観光ガイドなど等におきましては、めぐるぐるぐるであったりとかですね、そういうものについては、やはり、直川智について紹介しておりますが、それについて詳しく乗せているというものではないところがございます。そこで、企画観光課のほうでもちょっと話などをしまして、やはりそういうものがないかという

お話なども出てございます。先ほど教育長から、郷土学習史で3本のキビからというお話もございました。そういうものなどもありますので、教育委員会のほうとも話をしながら、またそういうものについて協議を、この場でもうすぐ作りますとか、そんなお話はできませんけれども、そういう形での協議はしたいとは思っています。

○6番（勝山浩平君）

観光でも教育でも活用できるようなパンフレットを、ぜひ作成へ向けて協議を進めていただきたいと思います。

村指定文化財につきまして、開饒神社村指定文化財に最もふさわしい、なって当然だと思っておりましたけれども、村当局の認識はいかがですか。

○教育委員会事務局長（森永 学君）

開饒神社は直川智の功績を称えた非常に重要なものであるとは思っております。ただし、文化財とするには、まだ今の現在の建物は昭和59年という、まだ新しいものだと感じております。もう少し年月が経ってから判断されるべきものではないかと思っております。

○6番（勝山浩平君）

二つですね、文化財に指定するのに、築何年、新しかったらだめというのが根拠があるのかどうか。もう一つ、村文化財に指定をされたら、村からある程度の改修費用とか、捻出することができるんですね。条例にあるんですよ。新しければできないという根拠があるんですか。

○教育委員会事務局長（森永 学君）

やはり文化財というのは、歴史的なものとか、芸術性があるものとか、そういった特徴が必要だと思います。そのため、歴史的という意味では今の建物はまだ新しいのではないかと思います。

あともう1点、その文化財、村指定にすれば予算をつけることができるかという御質問ではございますが、今現在の開饒神社は宗教法人に登録をされているようでございます。宗教法人に対して村のほうで予算をつけるのは適当ではないと考えております。

○6番（勝山浩平君）

時間がなくなって、また次もやりたいと思っているんですけどもね、本当、申し訳ない、時間調整がへたくそで。村指定の文化財に、審議会がありますよね、一度そこに諮っていただいたらいいのではないですか。新しいからだめとか、そういった判断ではなくて、明治に直川智翁が開饒にサトウキビを持って来て、明治に最初は神社があって、移転して昭和30年代で、50年代改築して、建物は新しいですけども、歴史は相当なものがあると思いますよ。村利益も大きい、奄美の農業に与えた影響、教育面、観光面でももっとこれから大きくなるでしょう。審議会に諮るべきではないですか。

○教育委員会事務局長（森永 学君）

審議会に諮るといえるのは、そこで審議する議題となってしまいますので、まず審議員の人に、まず文化的に文化財としての価値がありそうですか、それぐらい聞くことはできると思います。審議

会に諮ることはまだ時期尚早ではないかと思えます。

○議長（奥田忠廣君）

これで、6番、勝山浩平君の一般質問を終わります。

-----○-----

## 日程第2 議員派遣の件について

○議長（奥田忠廣君）

日程第2、議員派遣の件についてを議題といたします。

議員派遣については、お手元にお配りしたとおり派遣することにしたいと思えます。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については、お手元にお配りしたとおり派遣することに決定いたしました。

なお、派遣議員及び日程等に変更が生じた場合には、議長に一任していただきたいと思えます。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣に変更が生じた場合には、議長に一任することに決定いたしました。

-----○-----

## 日程第3 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（奥田忠廣君）

日程第3、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました本会議の会期、日程など、議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

-----○-----

○議長（奥田忠廣君）

これで、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

以上を持ちまして、令和3年第2回大和村定例議会を閉会いたします。

閉会 午後3時04分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

大和村議会議長 奥 田 忠 廣

大和村議会議員 民 文 忠

大和村議会議員 宮 田 到